矯正図書館

刑政

第八十四卷　五月號　第五號

第六十七議會に於ける五つの刑事政策（卷頭言）	正木亮	2
治安維持法改正法律案に於ける保護觀察	泉二新熊	5
拘禁性精神病に就て	吉益脩夫	17
刑事社會學に於ける問題（二）	小川太郎	33
行刑回顧錄（一）	清浦奎吾	47
米國政府司法省の捜査局	アルバート・エル・ワーナー	58
海外時報		62
雜報		71

財團法人　刑務協會　發行

矯正図書館



新裝成れる府中刑務所廳舍

刑政第48巻第5号

刑政第48巻第5号

矯正図書館

刑政



第八十四巻

第五號

第六十七議會に於ける五つの刑事政策

第六十七回の帝國議會に於ては大體五つの刑事政策問題が取り扱はれたやうに思はれる。尤も、かの不法團結に關する立法案を取り交ぜればもつと多數に上るのではあるが、玆にわたくしの關心を持つ點は五つの刑事政策となるわけである。

五つの刑事政策とは、第一は政府提案の治安維持法改正法律案の中から拾ひ出されるところのかの保護觀察に關するものであつた。この問題は特に假釋放者に對する無批判的な警察の監督にあきたらぬ司法保護事業家たちの特に關心を持たねばならぬところであるし、同時に不起訴處分者や執行猶豫者の無監督に不安を感じつつある判事檢事諸公が特に關心を持たるべきものであつたのである。現在の假出獄取締細則が保護觀察法に代り、刑の宥恕者たちによき取締方法が保護觀察によつて示されるならばわが刑事制度は一段の進境に達するであらうことは何人も否定することは出來ないのである。それだけに吾人は保護觀察を是認せんとした治安維持法改正法律案の不成功が惜しみてもあまりあるものだと思ふのである。

第二に、第六十七議會に於ては議員提出としてかの罰金の執行猶豫制度に關するものがあつた。之は議員が選擧に際して自己の不法行爲に備へんとする野心なき限り吾人の推賞する刑事政策であることは二月の卷頭言に於て述べたところであるから之を省畧する。

第三に、議員提出にかかはる民族優生保護法案なるものがある。此の法案の趣旨とするところは遺傳病、兇惡犯人等の有する惡種を斷ち次の民族の無垢純正を圖り以て國力の增進を圖らうとするにあるのである。

近時民族主義或は團體主義の思潮が特に强化されるに從つてこの民族純血の必要が叫ばれるやうになつた結果特に此の問題が重要視されるやうになつた。アメリカ合衆國の多くの州は勿論一九三三年のナチス斷種法に引き續き昨一九三四年にはいよいよノールウエー及びスウエーデンにその實施を見るに至つたが、さやうな目的及び趣旨に於てわが帝國議會にも議員提出案となつてあらはれたのである。

しかし、かくの如き重大なる法律案が提出されるに對しては苟くも提案者たるものはその問題に關して國民がいかに關心を持ち、又その法案自體が國民全體に共通的に意義あるや否やを熟慮しなければならないのである。又かくの如き重大なる問題を法律化しようとするときそれによつて國民の利益を害することなきか國民をして不安を感ぜしめることなきかを檢討しなければならぬことは勿論である。提案者はこの法律案を出すに當つて殺人、强盜等の兇惡犯人の兇惡精神は傳播すると斷定して居るが、かやうな刑事政策上の經驗を超越した理由の下に提出される法律案に對して特に吾人は非常なる關心と用意とを持たねばならないのである。恐らく、今後に於ても此の斷種法案は世界の波に乘つて蒸し返されるに違ひないがわれわれ刑事學に關係をもつ者はそれに對して十分なる注意を拂つて置く必要があると思ふ。

第四に、年々議員より提出されつつある司法保護法案が今年も亦提出されて居る。司法保護法案の目的とするが如くわが刑事制度上最も欠如するところのものは釋放者に對する就職の周旋保護であることは何人も否定することが出來ない。蓋し、特に最近に至つてわが行刑當局は受刑者の職業指導と能率向上とに全力をあげて居るが、さてしかく誘導し得た釋放者の正業に對して未だ國家的に何等定むるところがないのである。昔は石川島人足寄場の囚人釋放に際して百姓には土地を貸し與へ町人には店を持たせることを官の手に

於てなしたことであつた。近くはロシヤに於て釋放者の失業を無からしむるが爲めに一つの機關を設けて居るが、かかる制度のありてこそ監獄の職業指導は正に達成せらるべきであるのである、かやうな點に立脚して司法保護法案なるものを眺めるとわたくしはその一日も早く協賛を經ることを切望して止まないのである。

最後に、かの帝人事件といはふか又は人權蹂躙事件といはふか、とにかくわれわれから見れば策略的に見えるその事件のために未決勾留の刑事政策的認識が世人によつて高められたことを看過することが出來ぬと思ふ。その結果として竟に、かの勾留期間二月が一月にまで短縮さるゝに至つたのである。この短縮の最大根據とするところはかくすることにより未決勾留者の人權を尊重する所以を明かにしようといふのである。しかし、勾留期間短縮問題はわたくしをしていはしむれば羊頭狗肉の策に等しいものであると思はれる。一月で捜査の完璧が期し得らるるや否やは何人も熟知するところであると思ふ。かくまで、未決勾留中の處遇が心配であるならばわたくしが毎に主張する通り何故に未決勾留者處遇に關して單一明細なる規定を制定せしむるの運動に出でざりしやが疑はれる。刑事政策に無關心にして勾留期間を短縮さへすれば人權が擁護されると思ふ議員があれば甚だお氣の毒だがそんな人々は何れの日にか又疑を抱いて人權蹂躙を叫び立てる日のあるであらうことをわたくしは痛切に感ずる。未決勾留者處遇規定、それこそ人權擁護の唯一の鍵なることを議員諸公、知つてほしいものである。

昭和十年四月二十四日

正木亮

治安維持法改正法律案に於ける保護觀察

泉二新熊

一

第六十七帝國議會に司法省から提出した治安維持法改正法律案に同法の罪を犯したる者に對し保護觀察を命ずる制度を規定してゐるが其の法文は次の通である。

治安維持法改正法律案

第二十二條　本法ノ罪ヲ犯シタル者ニ對シ刑ノ執行猶豫ノ言渡アリタル場合又ハ其ノ性格、年齡及境遇並ニ犯罪ノ情狀及犯罪後ノ情況ニ因リ訴追ヲ必要トセザルガ爲公訴ヲ提起セザル場合ニ於テ檢事必要アリト認ムルトキハ本人ヲ保護觀察ニ付スルコトヲ得本法ノ罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタル者其ノ執行ヲ終リ又ハ假出獄ヲ許サレタル場合ニ於テ檢事必要アリト認ムルトキ亦同ジ

第二十三條　保護觀察ハ本人ヲ司法保護委員ノ觀察ニ付シ保護者ニ引渡シ又ハ寺院、教會、保護團體、病院若クハ適當ナル者ニ委託若ハ送致シテ之ヲ爲ス

第二十四條　保護觀察ヲ行フニハ本人ノ更ニ罪ヲ犯スノ危險ヲ防止シ且本人ヲシテ正業ニ從事セシムルコトニ留意スベシ

第二十五條　司法保護委員及保護觀察ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

茲に此の規定の當否に就いて聊か研究して見やう。

二

先づ保護觀察制度の沿革を略述することが適當の順序であると信ずる。保護觀察は Probation, Schutzaufsicht の譯語である。本制度の趣旨を明かにするためには寧ろ保護指導と云ふが適當であつて、保護觀察と稱するのは本制度の精神に合致しない嫌があるけれども、既に少年法以來この譯語を用ひてゐるのであるから暫くそれに倣ふことにする。

保護觀察の制度を始めて採用したものは、北米合衆國ボストンの一八七八年の法律である。共後イリノイ州、ニュージヤーシー州、ニューヨーク州等が相次で之に倣つたのであるが、現今では僅かに數州を除くの外殆ど全國に普及してゐるのである。尤も此等の諸州の立法は孰も少年犯人に對して本制度を認むるを以て本旨としたのであるが、今日では青年保護觀察(The Adult Probation)をも認むることになつてゐるのである。

歐洲でこの制度を最初に採用したものは英國であつて、同國では先づ一八八七年の初犯者保護觀察法(Probation of First Offenders Act)を以て初犯者に對する保護觀察を規定したのであるが一九〇七年の犯罪人保護觀察法(Probation of Offenders Act)では初犯者と累犯者の區別なく之を適用することにしたのであつて、又犯罪人の年齢にも制限を加へてゐないのである。共後一九一二年及一九一三年には白耳義、佛蘭西及匈牙利等の少年保護法に於てこの制度を採用し獨逸

でも一九二三年二月十六日の少年裁判所法で之を採用し、尚ほ一九二〇年十月十九日及一九二一年六月十五日並に二十九日の普國司法省令に於ては刑の執行猶豫(Bedingte Strafaussetzung)を言渡す場合に裁判所が保護觀察(Schutzaufsicht)を命じ得ることを認めてゐる。そして一九三〇年の獨逸刑法草案(第四十三條)に於ても、廣く刑の執行猶豫を言渡さるゝ者に對し裁判所が保護觀察を命じ得ることを規定してゐるのである。反之、一九三〇年の佛蘭西刑法改正豫備草案"(Avant-projet de Code pénal Français)では刑の執行猶豫(Sursis à l'exécution de la peine)に保護觀察を結び付けて居ないのである。

本邦に於ては、大正十一年法律第四十二號少年法を以て始めて保護觀察の制度を採用することゝし、少年審判所が保護處分の一つとして、少年に保護觀察を命ずるの外、刑の執行猶豫の言渡を受け又は假出獄を許されたる少年は、猶豫又は假出獄の期間內法律上當然に保護觀察に附せらるべきことを規定したのである。そして現在調査進行中の刑法改正草案では、刑の執行猶豫を言渡す場合及刑の執行中假釋放を許す場合に保護觀察を命じ得るものとし(同案第九十八條、第百十條)保護觀察の主要なる條件と共の內容とを規定してゐる(同案第百四十四條乃至第百四十八條)。此の度の治安維持法改正法律案の規定も略刑法改正案の規定に類似してゐるのであるが、大いに注意すべき點に於て異つてゐるところも見えてゐるのである。

保護觀察は短期自由刑の執行に伴ふ弊害を避くることを以て主旨とする刑の宣告猶豫と其の起源を同じうする制度であるけれども、一面に於ては犯人を保護指導して正業に就かしめ良民としての合法的生活を馴致することを以て目的とするのである。從つて從來の警察監視(Polizeiaufsicht)と全く其の趣旨を異にしてゐるのである。從來の警察監視は既に刑の執行をはつて出獄したる者、卽ち所謂免囚に對し、又は刑の執行中假に出獄を許されたる者に對し、再犯を防止するため更に犯罪行爲を爲すことあるや否やを監視して、若し非違の事實があれば之を追及することを以て本旨とするが如くに理解されてゐたのである。從て警察官吏は終始免囚の身邊に追隨して、何等假借するところなく其の行動を監視するので、之が爲めに却つて釋放者の就業を妨げ甚しきは、既に相當の職を得て正に生活の安定を得てゐる免囚の地位を奪ふことさへもあつたのである。又警察監視は被監視人が一定の時期に警察署に出頭すべき義務を科する爲めに、右同樣の結果を齎らしたこともあつたのである。以是我現行刑法では警察監視を廢止するに至つたのであるが、保護觀察は之と全く趣を異にし、短期拘禁を避くる爲めに案出せられた制度であり、且つ積極的に本人を保護指導して正業に就かしめやうとするのである。それゆへに非違を觀察するのではなく、積極的に指導することが其本領である。

從前の警察監視が釋放者に對する一大迫害であつたことは前述の通りであるが、併し釋放者(假釋放者を含む)に對しても、保護指導を施し正業に就かしむるの必要あることは固より疑を容れざるところである。北米合衆國に於ける假釋放(Parole)の如きは此の趣旨に從つて實行されてゐるのである。そして其實質に於ては保護觀察と異るところがないのである。唯後者は刑の言渡を受けざる者に對して之を適用し、前者は受刑者に對して之を適用するのであるから、其名稱を區別してゐるのであるけれども、其の目的及方法が實質を同じうしてゐるのであるから、其の名稱を同一にするといふことも便利であると考へることが出來るのである。そこで一九二二年の白耳義少年保護法では、國設收容場に送致せられざる少年も、又之より釋放せられたる少年も均しく、之を保護觀察に附することにしてゐるのである(同法第廿五條)。又我少年法でも、前述の如く刑の言渡を受けざる少年に對する保護處分としても、又、刑の執行猶豫中若くは假出獄中の少年に對する保護の方法としても、均しく保護觀察を認むることになつてゐるのである(同法第四條及第六條第一項)。刑法改正案及び此の度の法律案も亦兩者を合一してゐるのであるが(改正案第九十八條、第百十條、第百四十條以下、法案第二十二條)此點こそ研究を要する問題である。

此の度の法律案では、保護觀察を刑の執行猶豫中の者並に釋放中の者に對して適用するのみならず、檢事が刑事訴訟法第二百七十九條に依つて公訴を提起せざる場合(卽ち所謂起訴猶豫又は起訴留保の處分を爲す場合)に於ても、保護觀察を命じ得ることを規定してゐるのであるが、かかる規定は未だ世界中の立法に其先例を存せざる新案であつて、最も研究を要すべきものである。刑法改正案では、裁判所が刑の執行猶豫の言渡を爲す場合に保護觀察を命じ得ることを認めてゐるけれども、刑の宣告猶豫を爲す場合には事情最も輕微にして何等の保護指導を要せざ

るものと考へて保護觀察の處分を許さないことにしてゐるのであるが、所謂起訴猶豫は裁判所の爲す刑の宣告猶豫と其の目的と效果とを同じうするものであるから、檢事が起訴猶豫を爲す場合に保護觀察を認めないのは當然である。併し治安維持法違反の罪を犯す者に對しては、普通の犯罪者に對するよりも、一步を進めて起訴猶豫又は起訴留保の處分を爲すことが適當と認められる理由が存するのである。換言すれば裁判所に於て刑の宣告猶豫よりも一步進んだ處置、卽ち刑の執行猶豫を爲すであらうと考へらるべき程度の違反者に對しても起訴猶豫又は起訴留保の處分を爲し其の改悛を促すことがこの思想犯罪の性質に鑑みて最も適當である。而してかかる場合には、本人に對して相當の保護手段を講ずることも亦其の必要ありと考へられるのである。而も其の保護手段なるものは、適當の指導方法に依つて其の反逆的思想を拋棄せしめ、國體觀念に甦らしむることを以て眼目としなければならないのである。但し普通の犯人は就職難と失業關係とが其動機と爲つて罪を犯す場合が多きに反し、治安維持法違反者の如きは此の點に於て普通の犯罪と全く趣を異にするのであるから、正業に就かしむる爲めの指導と云ふよりは、國體觀念の正しき理解をするための指導を眼目とすべき點に於て、普通の保護觀察と其の選を異にするところがある。從つて、この種の違反者に對して保護觀察の目的を達することは極めて困難であるが、それにしても或る場合に於て適當なる人の保護指導に服せしめることが最も效果的であることも否定することは出來ないやうである。

以上說明したやうに釋放者も起訴猶豫者等も、刑の執行猶豫者と均しく或る場合に於て相當の保護指導の下に置かれることは必要であるが、併し其の目的精神が同一なるの故を以て、其の名稱を同一にするといふことは果して適當であらうか。之によつて裁判と行政處分とが混同せられ、さなきだに司法裁判と司法行政とを全く同一視して、裁判の獨立といふことを知らざる一般社會の認識不足を之が爲めに一層助長するの嫌はないであらうか。釋放者に對する保護手段であつても、法律上當然に適用せらるべきものでありとすれば、裁判に依る保護方法と同一名稱を用ふるも敍上の如き懸念を生じ得ないのであるが(例へば少年法第六條第一項)釋放者に對しては司法大臣が保護の手段を命じ、起訴猶豫者に對しては檢事が保護の手段を命じ得るものと爲す場合に於て、裁判所の裁判に依つて命ずる處分とそれが同一であるならば、確かに敍上の懸念を生ずるのではなからうか。例へば起訴猶豫と刑の宣告猶豫とが其の目的に於て、又其の效果に於て違ふところがないとしても、其の處分の名稱が異つてゐるのが正當であつて之を同一名稱の下に合一することは適當であるまい。

近來法律觀念の進步分科に伴つて行政處分と裁判上の處分とは、成る可く其の名稱に於ても之を明瞭に區別するのが原則であつて、それが適當であると思はれる。刑法改正案に於て、新たに譴責といふ刑を設けて之を懲戒處分の譴責と混同するやうな狀態を釀したことは退步逆轉である。此の意味に於て、刑法改正案及此の度の法律案が保護觀察の用語に於て失當たることを注意しなければならない。刑の執行猶豫中の者、釋放中の者、起訴猶豫中の者が均しく同一保護機關の保護の下に置れることは差支なきのみならず、却つてそれが便利ではあるけれども、裁

判所の命ずる處分と行政官廳の命ずる處分とは其名稱を區別することが、敍上の懸念を避くるといふ大きな觀察點からして必要である。この制度の創設者たる北米合衆國に於て裁判所の命ずる處分をProbationと稱し、釋放者に對して行政機關の命ずる處分をParoleと稱して之を區別、すると同時にProbation officerをしてParole officerの職務をも行ふことを得せしむることにしてあるのは極めて適當であつて、この趣旨に則つてゐる刑法豫備草案の規定が變更せられ刑法改正案の規定となつたのは惜むべきことである。

四

保護觀察を命ずる機關は何であらうか。我現行法では、法律上當然に保護觀察の適用ある場合(少年法第六條第一項)の外保護觀察を命ずる者は少年審判所である。刑法改正案では如何なる機關が保護觀察を命ずるのであるかは、法文上には明記してゐないけれども、同案第九十八條に依れば、裁判所が刑の執行猶豫を言渡す場合に於て、之と同時に保護觀察を命じ得ることになるのである。又、同案第百十條に依つて假釋放を爲す場合に保護觀察を命ずるものは、同案第百八條に依つて假釋放を命ずる行政官廳であるといふことも解釋上疑を容れざるところである。そして此の場合の保護觀察は裁判所が命ずるものでないから、同案第百十條では第九十八條の規定を適用することを認めずして、單に之を準用することを規定してゐるのである。然るに此度の改正法案第二十二條では、保護觀察を命ずる者は總ての場合に於て檢事であるらしいので

ある。其文句に檢事必要ありと認むるときは云々といふてゐるのは、檢事が必要のあることを認めれば、別に權限を有する機關が保護觀察を命じ得るやうにも解せらるる余地がある。あけれども本條文の全體から見れば、檢事が必要ありと認むるときは、自ら保護觀察を命じ得るとの解釋に歸着するであらう。

前述の如く治安維持法違反者に對する保護觀察は、總ての場合に於て檢事が之を命じ得るのであるとすることが法案の趣旨であるとすれば、此の點に付ては大に研究すべき問題があるのである。抑〻保護觀察は短期自由刑や其の他輕い刑の代用的作用を爲すべき處分であつても兎に角間接には其の行動の自由を制限するものであるから、斯くの如き處分を命ずることは原則として裁判を以てするのが正當なのである。外國の立法例に依つても、保護處分を檢事に一任するものはないやうである。又、少年法の規定に依るも、少年犯人に對し保護觀察の處分を爲す必要ありと認むれば、檢事自ら此の處分を爲さずして少年審判所に送致することを命じてゐるのであるが(同法第六十二條第二項之も檢事と裁判、若くは審判の職分を明かにする趣旨から出來てゐるのである。

元來、從前の刑事法規に於ては公訴を提起し、之を實行し及裁判の執行を指揮することは、之を檢事の職分とし犯罪者に對する制裁的處分を爲すことは、總て之を裁判所又は少年審判所の職權となし、此等の處分の執行そのものは行刑其の他特設執行機關の職權とし、各〻其の範圍を區分することを以て原則としてゐるのであつて、立法も概ねこの方針を採用して來てゐるのである。然り而して此の原則に從へば、新に保護觀察を命ずることは、刑の執行猶豫を言渡す裁判所

か或は獨立の保護處分を命ずる少年審判所でなければならぬのである。又假釋放は行刑の一階段であるから假釋放者の保護方法は行刑機關の監督に屬すべきものである。但し、この監督方法を裁判所の命ずる處分と同じく保護觀察と稱するの不可なることは前に述べた通りである。又、既に刑の執行を終りたる者に對しては一定の條件の下に於て、法律上當然に保護觀察に服せしめるか、或は檢事の請求又は送致によつて、裁判所又は少年審判所が保護觀察を命じ得るものと爲すべきである。反之、起訴猶豫の處分を爲す場合に於ては、起訴處分に代るべき手段として檢事が一定の保護方法を命じ得るものとしても、之は公訴權の行使と不可分の關係を有する處分なるが故に之を是認して然るべきである。但し此の場合にも其の名稱は保護觀察と區別すべきであらう。

保護觀察は保護指導を目的とするものであるけれども、前述の如く一種の自由制限を實質とする制裁的の處分たることは免かれないのであるから、この處分を爲すに付いては必ずや法律上其の期間に付いての定がなければならない。此の事は獨り刑事制裁ばかりでなく少年法に依る保護處分に付いても、敎護法に依る敎護處分に付いても均しく嚴守せられてゐるのであつて、外國の立法例に於ても此等の處分に付いて何等の期間を法律に定めず之を命令規定に讓つてゐるものはない。例へば、少年に對しては、其の青年に至る迄といふことが定められ、其他の場合には五年とか二年とか、或は立法例によつては法定刑の長期の期間內といふか、孰れにしても、期間に付いて何等かの制限を定めて居らない法律は皆無であるといふても間違ひでなからうかと信ずる。我刑法改正案第九十八條では猶豫期間內といふ制限を認めてゐる。第百十條に

よる假釋放者の保護觀察の期間に付ては明文はないけれども、殘刑期によつて制限せらるゝことは當然である。然るにこの度の法律案第二十三條には何等の期間を定めて居らない。勿論刑の執行猶豫者及假釋放者に對する保護觀察は敍上の趣旨に於て、猶豫期間又は殘刑期によつて自ら制限を受くべきものであると解することも出來るのであらうが、起訴猶豫中の者や刑の執行を終りたる者に對しては何等制限をなすべき解釋が出て來ないのである。或は同案第二十五條の勅令を以て期間を規定しやうといふのであるかも知れないが、此期間は從來の立法上の方針に從つて法律に規定することが適當であつて、之を委任命令に讓るが如きは制裁法規の根本主義を紊るものと云はなければならない。

五

法案第二十三條及第二十四條は保護觀察の組織及職分に關する基礎を明かにしたものであつて全く一般の保護觀察の規定と其の趣旨を同じうしてゐるのであるから、特に批判する必要之を要するに法案第二十二條の規定は檢察裁判行刑の職分に關する從來の根本方針を攪亂し、自由制限の期間の重大性を看過したるものに非ずやとの疑を惹起する規定である。尤も同法案では治安維持法違反者に對する特別の處分として保護觀察を命ぜんとするものであるから、同法違反の特殊の性質に顧みて立案の趣旨を諒としなければならないところが少くないのではあるけれども、之が將來の先例となつて一般刑事法規の基礎方針を動搖せしむべき禍因となるべきことを虞れなければならないのである。

はないのであるが、之が運用に付ては(そして特にインテリ階級の治安維持法違反者に對する運用に付ては)普通一般の犯人に對する場合と比較して保護受任者の選擇に注意を加ふるに非ざれば保護觀察の目的を達し得ざるのみならず、却つて反對の結果を生ずるの處あることを忘れてはならない。

法案第二十三條で司法保護委員の制度を前提してゐるのは、刑法改正案第百四十四條に比して一段の進歩である。そして其の組織は勅令を以て規定することになつて居るのであるが、其組織及權限を定むるに付ては充分の研究と考慮とが必要であることは云ふを俟たない。併し司法保護委員なるものは治安維持法の保護觀察に限らるべきものでなくして、刑法改正案に依る一般の保護觀察にも關與すべきものとして組織されなければならぬのであるから、このたびの特別法の規定に基いて之を新設し、規模の小さなる組織が認められゝならば將來の妨げとなるかも知れぬのである。

尙ほ本法案第二十三條の運用上英・米に於ける Big Brothers, Big Sisters の運動が利用さるべきであらう。

一人一友の主義が如何に適當なる效果を齎らしつゝあるかは英・米に於ける實際が之を證明してゐる。又、本邦に於ても治安維持法違反者に對して同情と理解とを有する先覺者が誠心誠意を以て、又其信仰上の熱を以て之を指導することに依つて、幾多の青年を其の迷夢より覺醒せしめ、所謂轉向の機會を與へて呉れる實例は少くないのである。之が畢竟 Big Brothers の運動と其の精神を一にするものであるが、之を利用することには大いに重きを置くべきであ

拘禁性精神病に就て

吉益脩夫

目次

一、拘禁性精神病研究の發達
二、心因性反應の意義
三、拘禁に對する適應能力と拘禁性精神病の現象樣式
四、拘禁性精神病の現象樣式の影響
五、之に對する處置

一

此問題の研究が始まつて既に殆んど一世紀を經過しやうとして居る。從つて拘禁性精神病に關する論文は枚擧に遑なく、又此問題に就いての論爭は精神病學界の焦點となつたことも少くなかつた。

此問題を始めて取扱つた人はハッレ刑務所の醫者デルブリュック(Delbrück)(1)であつた。氏は一八五四年に「犯罪者妄想病」,"Verbrecherwahnsinn"なる名稱で、受刑者の刑期中に進行する精神病を記述した。慣習性犯人はその放埒な過去の生活のために、熱情性犯人はその犯行と結果の

ために發病し而も此精神障礙は特有な色彩を有するものであつて、一つの特別な精神病と見做さなければならないと考へた。

次いで數年後ブルーフザールの刑務所の醫者グッチュ(Gutsch)(二)は獨居房の全精神病を研究し、獨居拘禁中に發病する精神病は總て獨特な色彩を持つものであるが、特別な「監獄精神病」(„Gefängnispsychose")と云ふべきものではないと考へた。又氏はメランコリーが獨居拘禁に最も多く而も豫後が良好であると發表した。

刑務所の醫者によつて最初展開されたところの此問題は其後專門の精神病學者によつて取扱はれるやうになつた。そしてネッケ(Naecke)(三)キューン(Kühn)(四)などはグッチュの所謂メランコリーの豫後の良好なことを否定し、それは單に慢性精神病の前驅症狀に過ぎないと云つた。又氏等は受刑者に見る偏執病(Paranoia)と社會人に見るそれとの間には差異がないと主張するに反し、ゾンメル(Sommer)(五)は之を「監獄妄想病」(„Gefängniswahnsinn)として社會人の精神病から區別しなければならないと信じた。

更に刑務所の醫者キルン(Kirn)(六)はフライブルグの州立監獄の豐富な經驗に基いて、一つの特有な進行性の監獄精神病が道德的精神薄弱の基地の上に緩徐に起り、終には癡呆狀態に陷ると云ふことを知つた。之を「犯罪者妄想病」と呼び、之に反し負因のない基地の上に急性に起る之に似た精神病を「監獄妄想病」と名づけた。尙此二つの慢性型の他に二つの急性の特有な精神病のあることを指摘した。その一つは主として豫後のよい急性幻覺性メランコリー(Melancholia

hallucinatoria akuta)であり、他の一つは比較的豫後のよい急性幻覺性妄想病(akute halluzinatorischer Wahnsinn)である。後者の一部は前述の慢性監獄妄想病に移行すると云つて居る。之に次いで未決拘禁中に起る精神病が研究され出した。始めて之に着手したのはライヒ(Reich)(七)である。氏は拘禁直後に起る精神病に痙攣の傾向と意識の著明な溷濁の見られることを指摘した。モエリー(Moeli)(八)は未決被拘禁者に見る特有な精神障礙に就いて一冊の本を書いた。尙數年後になり、ガンゼル(Ganser)(九)は有名な論文を著はして、未決監に於て特に屢々見られる特有なヒステリー性朦朧狀態を記述した。之が所謂ガンゼル氏曚朧狀態である。又レツケ(Raecke)(十)はヒステリー性の昏迷狀態の現はれることを指摘し、之を拘禁性昏迷(Haftstupor)と呼んだ。

其後有益な研究が多數現れたが、就中有名なものはリューデイン(Rüdin)(十一)及びジーフエルト(Siefert)(十二)の研究である。リューデインは監獄で發病する精神病は總て一時一つの特有な幻覺性エピソードを呈することを述べ、之を拘禁複合體(Haftkomplex)と呼んだ。此症狀が消失した後に根本疾患が殘る。後者の多くは(五三%)早發性癡呆であつた。氏は特別な拘禁性精神病を假定するためにはそれが非精神病性基地の上に起り、典型的な發病、經過及び治癒或は特有な薄弱狀態に終るところの轉歸を必要とすると考へた。

ジーフエルトはハツレ刑務所の觀察所に於ける豐富な經驗に基き一つのモノグラフを發表した。氏は刑務所に起る精神病を二種類に峻別した。一つは社會人に見ると同樣な眞性精神

病 (echte Psychose) 例へば早發性癡呆症,躁鬱病,麻痺性癡呆症,癲癇等であつて,身體内部の原因から起り,環境によつて影響されることなく,拘禁作用と症候形成との間に密接な聯關がないと云つて居る。他の一つは變質性精神病(degenerative Psychose)であつて,之は慣習性犯人の特有な變質の基地の上に起り,刑事拘禁の害毒と密接な關係に立つて居るから,從つて環境の變換によつて非常に影響され,隨時の環境の色彩を受けるものであると主張した。氏の調査によると此變質性精神病の割合は六一%を下らないと云ふことである。そして氏は之を幾多の亞型に分類して居る。

ビルンバウム (Birnbaum)(十三)は『變質者に見る妄想形成と妄想的空想を有する精神病』なる書を著はし,大精神病院に於ける豐富なる材料に基き拘禁性精神病 (Haftpsychose) の存在を主張した。そして之には種々な特質を持つて居ることを説明した。

之に對してブロイレル (Bleuler)(十四)は拘禁性精神病の存在を否定し,ビルンバウムの擧げて居る拘禁性精神病は精神乖離症(早發性癡呆症)の特異型(頓坐型)に過ぎないと述べて居る。

然し,ブロイレルの乖離症概念は餘りに廣過ぎるものであつて,拘禁性精神病の存在は多くの學者の肯定するところとなつた。之に對してアシヤツフエンブルグは(十五)穩健な說を發表し,拘禁性精神病の存在を認めると同時に,一方では所謂拘禁性精神病と思はれたものが後になつて典型的な精神乖離症であつたことが分ることが少くないことを注意しなければならないと云つて居る。(拙著「犯罪病理學」四五頁參照)

我國に於ては三宅教授(十六)が始めて拘禁性精神病の存在を述べられ,其後菊地氏(十七)其他の論文が發表されて居る。殊に菊地氏は自說を專門外の人にも理解し得るやうに說明して居られる。

(一) Delbrück: Über die unter Sträflingen der Strafanstalt zu Halle beobachteten Geisteskrankheiten und ihren Zusammenhang mit dem Verbrechen. Allgemeine Zeitschr. für Psychiatrie Bd. XI, S. 57 ff. 1857.

(二) Gutsch: Über Seelenstörungen in Einzelhaft. Allg. Z. f. Psy. B. XIX. S. 1 ff. 1862.

(三) Naecke: Verbrechen und Wahnsinn beim Weibe. Allg. Z. f. Psy. B. XLIX, S. 397, 1893.

(四) Kühn: Über die Geisteskrankheit der Korrigenden. Arch. f. Psy. B. XXII, S. 345. 1891.

(五) Sommer: Beitrage zur Kenntnis der Kriminellen Irren. Allg. Z. f. Psy. B. XL. S. 588 ff. 1884.

(六) Kirn: Die Psychosen in der Strafanstalt. Allg. Z. f. P. B. XLV. S. 1 ff. 1889.

(七) Reich: Über akute Seelenstörungen in Gefangenschaft. Allg. Z. f. Psy. Bd. XXVII. S. 405 ff. 1871.

(八) Moeli: Über irre Verbrecher S. 125. 1888.

(九) Ganser: Über einen eigenartigen hysterischen Dämmerzustand. Arch. f. Psy. B. XXX. S. 633. ff. 1898.

(十) Raecke: Hysterischer Stupor bei Strafgefangenen. Allg. Z. f. P. B. LVIII, S. 409 ff. 1901,

(十一) Rüdin: Über die Klinischen Formen der Gefängnispsychose. Allg. Z. f. P. B. LVIII, S. 477, ff. 1901,

(十二) Siefert: Über die Geistesstörung der Strafhaft. 1907.

(十三) Birnbaum: Psychosen mit Wahnbildung und wahnhafter Einbildung. 1908.

(十四) Bleuler: Wahnhafte Einbildung der Degenerierten. Centralblatt f. Nervenheilkunde u. Psy. B. XXXII. 1907.

(十五) Aschaffenburg: Degenerationspsychose und Dementia praecox. Z. f. ges. Neur. u. Psy. B. XIV. 1912.

(十六) 三宅教授「拘禁性精神病」犯罪學研究 第一卷 第一號 昭和九年

(十七) 菊地甚一氏「詐病性精神障礙に就いて」法曹會雜誌 第十二卷 第十二號、第十三卷 第一號、昭和九年、十年

二

或るものが他のものに會合して變化することを反應と云ふ。それだから反應は無機物にも見られる現象である。

精神病學(一)に於て生物學的反應と稱するものは有機體内に於ける過程に對する腦の反應である。例へば、自家中毒或はアルコールの如き外部から攝取した毒物によつて惹起された身體内の過程に對して腦が反應して意識の障礙などを起す場合がそれである。

玆に云ふ反應は斯かる生物學的な反應ではなく、純心理學的な反應である。此反應は或る體驗と因果的關係にある。卽ち、體驗によつて惹起された反應である。之は精神的原因によつて惹起されたと云ふ意味で心因性反應(Psychogene Reaktion)と稱せられる。

ヤスパース(Jaspers)(二)は眞の反應はその内容が體驗と了解的聯關(verständlicher Zusammenhang)に立つて居るものであつて、その體驗なくしては起らず、又その反應の經過が體驗とその聯關に依存して居るところのものであると云つて居る。卽ち、例へば驚愕體驗にかゝる了解的聯關が明瞭であるもののみとは限らない。

又多くの場合反應は可逆性(rückbildungsfähiger Charakter)を持つて居る。卽ち、例へば驚愕體驗によつて惹起された急性の精神障礙は普通數週間後に消退して以前の狀態に復歸するものである。

心因性異常反應を惹起する體驗は强度な驚愕、恐怖、苦悶、憤怒、怨恨、嫉妬、憎惡、疑惑、絶望、悲哀、悔恨、願望、歡喜等の情緒體驗である。

之を境地(Situation)の側から見れば、戰爭、地震、汽車の衝突、愛する者の突然の死、失戀、夫婦間の葛藤、權利の侵害、拘禁など種々なものに分けることが出來る。

勿論、心因性異常反應に於て或るときは體驗に一層大きな原因があり、又或るときは人格に一層大きな原因がある。ヒステリー性反應は屢々見られる心因性異常反應であるが、之は心因性反應の一亞型であつて全部ではない。

時として早發性癡呆症などのやうな眞性の精神病が斯かる體驗に續いて起ることがあるが之はその經過と轉歸によつて心因性反應から區別することが出來る。

三

故に拘禁と云ふ境地に於て驚愕、恐怖、苦悶、疑惑、絶望、悔悟、怨恨、願望或は其他種々なる情緒體驗に對する反應として起り、その症狀が此等の環境的條件に依存するところの拘禁性精神病は一つの心因性異常反應であると云ふことが出來る、

(一) Schneider: Die abnorme seelische Reaktionen S. 7. ff. 1923.

(二) Jaspers: Allgemeine Psychopathologie. S. 225 ff. 1923.

拘禁性精神病を惹起する條件を内外二つの條件に分つことが出來る。

ビルンバウム(一)は內的發病條件として拘禁不堪性(Haftintoleranz)と拘禁精神病的素質(haft-psychotische Disposition)との二つを考へて居る。(私は斯く二つに分けることは理論的には興味あるが實際的には不可能であつて單に適應能力と云つた方が穩當ではなからうかと思ふ。)被拘禁者は拘禁と云ふ不自然な生活條件複合體に對して或程度の精神的同化能力と抵抗力を有して居なければならない。之を缺いて居ることを拘禁不堪性と云ふ。更に之を越えて精神的刺戟に對して精神病的に反應する傾向の亢進して居る狀態を拘禁性精神病的素質と云ふ。之は一般に先天的な病的人格性素因の隨伴現象であつて特別な精神的感受性(Sensibilität)、易變性(Labilität)不均衡性(Gleichgewichtslosigkeit)によつて特徵づけられて居る。それだから拘禁性精神病は意志不定者、ヒステリー者、空想者、欺瞞者、興奮型に屬する輕度の精神薄弱者などに特に多く、遲鈍型精神薄弱者や情緒の鈍い病的人格には非常に少いと云はれて居る。拘禁性精神病的素質には時として後天性のものもある。即ち、疲憊性疾患や長期の拘禁害毒、殊に長い重い懲罰などによつて培養される。然し、一々の點に於ては我々の未だ理解し得ないところが少くない。我々が一々の個體に就いて到底拘禁性精神病を豫測することは不可能である。又同一個體に於ても一度拘禁性精神病を起した受刑者が次の刑期を無事濟すことなどは充分我々の知り得ないことである。

年齢に就いて云へば不堪性の最も著しい時代は二〇——三〇歲であつて、四十歲以上に於ては少くなる。

犯罪者類型に就いて云へば、現代の獨逸精神病學界に於ては一般に常習犯人が特に拘禁性精神病に罹り易いと云はれて居る。玆でビルンバウムは拘禁性精神病的素質と病的犯罪素質との密接な關係を指摘して居る。即ち、社會適應能力のない者は拘禁環境に對して適應能力のないものであると考へることが出來ると云つて居る。

私自身(二)の經驗に於ても、常習犯人に拘禁性精神病の多いことは認められるが、現在の我國に於ては之に劣らず初犯者にも拘禁性精神病が見られ、而も之が多くは未決勾留中の共產黨員なる思想犯人であつたことは注意すべき點である。それだから昔デルブリュックやゾンメルなどが拘禁性精神病は機會性犯人や熱情性犯人に多いと云つたことは必ずしも誤謬であつたとは云へない。拘禁性精神病の發現は素質ばかりではなく、時代精神や拘禁樣式其他種々な條件によつて影響されるから一概に云ふことは出來ないと思ふ。私は共產黨の被告に拘禁性精神病の多かつたことは彼が突然馴れない刑務所へ隔離されたところのショック、未決勾留期間の長かつたこと、彼等が主義を異にする國家による行刑に對して疑惑を抱いて居たことなどに少なからず因由して居たことゝ思ふ。

外的發病條件として先づ第一に問題になるものは拘禁の樣式である。嘗ては獨居拘禁は受刑者を改善する唯一の有效な手段として尊重された時代があつた。然し、漸次その缺陷が認められ、それは現在のところなくては濟まされぬものであるから、不可避の害惡(Übel)と見做されるやうになつた。それは惡い感化を防ぎ、內的生活を深めるものであるが、獨立心を削減する。

受刑者を獨居拘禁に置くことは恰も溫室植物を栽培するやうなものである。刑法學者ラードブルフ(Radbruch)(三)は自身の觀察に基き次の如き結論に到達した。「雜居拘禁は受刑者を善くするが、然しそれは只刑務所のために善くするのであつて、生活のために善くするのではない」と。それだから嘗て大いに推奬された獨居拘禁の改善作用は幻影に過きなかつた。それは受刑者の意志力を挫折し弱くする。

嘗て獨居拘禁に治療的効果ありと考へられた所以は受刑者の精神への特有な影響にある。未だ頽廢しきつて居ない受刑者には早晩一つの「情緒の震撼(„Gemütserschütterung")」が起る。それによつて或る者は幾分感じ易くなるに過ぎないが、或る者は一層興奮したり沈鬱したりする。又或る者は甚だ動かされ易くなり、尙或る者は絶望的となる。然し、總て此氣分に於て跛舞或は慰安を求め官吏や僧侶に平素よりも接近して來る。玆に道德的改心の轉機がある。オスカー・ワイルドやヴエルレーヌは自己の體驗に基いて內的生活の亢進となつて現はれるところの情緒の震撼を如實に表現して居る。斯かる狀態に於ては往々にして一片の雲や一本の樹木が大きな慰安となり、又瑣細なことによつて大きな感動を受ける。私の取り扱つた一人の受刑者は窓外の雪を眺めて、故鄕の親を想起し、悔恨の情に堪へられずして縊死を企圖した。

此情緒の震撼は又精神障礙の胚芽となることがある。全く想像上の疾患によつて惹起された名狀すべからざる苦悶に附き纏はれたり、或は非常に沈み込んで釋放前に死にはしないかなどと考へる。此感情の震憾は適當な時に發見して導かないと終に一つの急激な精神障礙を惹起するものである。

兎に角、特に病的素因を有する者は獨居拘禁に堪へ得ないものであつて、雜居拘禁に留め置くことによつて重大な害毒から免れしめなければならぬ。

(一) Birnbaum: Kriminalpsychopathologie und psychobiologische Verbrecherkunde. S. 239 ff. 1931.

(二) 拙稿「不良兒惡囚の調査」刑政 四三卷、八——四四卷、八(一九三〇——三一)

(三) Radbruch: Psychologie der Gefangenschaft. Zeitschr. f. d. ges. Str. B. 32. S. 339. 1911.

四

人格の差異に從つて獨居拘禁に對する反應も異る。玆では社會生活に於て見られなかつた特性が現出する。前に述べた如く內的生活の增加が見られる。個性に應じ道德的、美的或は智的の變動が起る。或る者は感情刺戟性となり憎惡的態度を採る。瑣細な誘因から激烈な憤怒の勃發と暴行を見、或は周圍の人の無害な表示が彼に對し敵意あるものと誤解され、或は典獄面會を要求したり、情願書を提出したりする。他の者は自己の健康を苦慮し、瑣細な故障を大袈裟に考へ、心氣性の訴を以て斷えず醫者に押し掛ける。彼等の多くは元氣なく打ち沈み、不眠と厭世觀に苦しめられる。中には宗敎的改心に於て慰安を發見するものがある。又或る者は全く專門外の事に熱中して自己の狀態を忘れやうと努力し、そして一部の人は釋放後の生活に對する憧憬色の希望で滿たされて居る。

未だ尋常者の領域に入るところの此等の拘禁性反應の亢進したものが多くの拘禁性精神病である。拘禁性精神病の症狀は個人的差異によつて多種多様である。

未決拘禁に於ては突然の逮捕、訊問、對質、將來に就いての心配によつて刑事拘禁に於けるよりも一層多くの緊張感情を生じ、而も獨居拘禁に於ては之が作業や慰安によつて轉導されないために放散と調節を受ける機會がない。此等の情緒は往々急激な精神的反應に於て發散を見る。逮捕の直後而も往々拘禁の第一日の間に、又時として訊問、不利な證言、或は其他の精神的震撼に續いて多少意識の溷濁を伴ひ破壞と暴行の傾向を有するところの急激な興奮狀態が起ることがある。睡眠不良と就眠時幻覺から起る驚愕性の夢を伴ふ前驅期の後に往々起るところの短時間の幻覺性興奮狀態は未決拘禁に特有なものである。夜間の幻覺性エピソードの特徴は被告に適はしい內容からなる視聽の夢幻性妄覺である。晝の間は妄覺なく、相當の病識を備へて居るが、頭痛、眩暈、心悸に惱み、戰々兢々として居る。夜になると薄暗い監獄の寂寞と孤獨の中に於て再び幻影とか氣味の惡い騷音或は罵詈、威嚇の聲の虜となつて、分別を失ふ。

併し、急性拘禁性精神病に最も多いタイプはガンゼル氏曚朧狀態である。之は強い情緒體驗即ち訊問、逃走の失敗、懲罰などの直後に起る。時としてヒステリー性發作或は躁暴性の興奮を以て始まることもあるが、斯かる前驅症なくして起ることもある。此狀態は一つの意識の溷濁であつて、此際記憶と記銘の障礙、時と場所の指南力喪失、個々のヒステリー性症狀(感覺障礙など)

及び就中當意卽答症(Vorbeireden)が見られる。當意卽答症と云ふのは簡單な問に對して全く背理の答をするが、それは正答の邊緣に觸れて居て、彼が問の意味を把捉して居ることが明瞭に解る。又往々患者は幼兒の樣な言語擧動をなし、或はわざとらしい滑稽な振舞をする。前者を稚態(Puerilismus)、後者を道化症候群(Faxensyndrome)と呼ぶ。例へば、私の取り扱つた一人の被告は姓名を問へば今生れたところだからなどと答へ、而も甘えるやうな幼兒の聲を眞似て答へ或は泣いたりして居た。意識の溷濁がなくて、當意卽答症を見、外見上强度の癡呆のやうな狀を呈するときは、之を似而非癡呆症(Pseudodemenz)と云ふ。彼の他の狀態から推して、白癡でさへも知つて居るやうな簡單な問に答へ得ないと云ふのは全く矛盾であつて、意識的に馬鹿な眞似をして居るのではないかとの疑が當然起る。勿論、此症狀の基礎には一つの傾向卽ち病氣になりたいと云ふ意志が働いて居る。時として最初意識的或は半意識的になされるが、終には無意識的、本能的になされるやうになる。此等病的素因者の意志裝置は健康者に比して遙に原始的(hypobulisch)であつて、斯かる逃避反應、防禦反應に都合よく出來て居る(一)。ビルンバウムは之を心因性詐病性精神病(psychogene Simulationspsychose)と呼んで居る。此症狀は審理中止、精神病院への移送、逃走の成功などによつて速かに消失する。

レッケ氏拘禁昏迷もガンゼル氏症候の起ると同じやうな原因で起る。之は患者の茫乎として刺戟に對して反應しない狀態であつて私は被告に時々之を見た。

刑事拘禁に於ても時として未決拘禁に見るやうな精神病を見ることはあるが、一般に受刑者

は被告と異つた影響を受ける。殊に長期の獨居拘禁に於ては受刑者は被告に見るやうな精神的糧や轉換を受けない。單調な作業、刺戟の缺乏、談話の禁ぜられて居るために思想交換の出來ないこと、讀書、文通、面會の制限、强制的に早く睡眠させられることなどが誘因となつて感情の亢進と自我への集中が起つて來る。斯くの如くして緩徐に人格の變化が起つて來る。之が刑事拘禁の特徴である。

ヒポコンドリー性の沈鬱狀態がよく見られる。刑事拘禁には此等の誘因となるものが多數ある。著しい體重の減少、消化の障礙、過度の手淫、而も止めやうとする意志があつて常に打ち負かされてしまふことに對する腑甲斐無さと恥かしさの感情、同囚の屢々病氣になつたり死んだりするのを見ることなどがそれである。彼等の氣分は沈鬱し、不眠頭痛を訴へるばかりではなく例へば腸が捩れて居るなど種々な自覺症狀を訴へて作業をしない。斯くして頑固な慢性のヒポコンドリー性沈鬱狀態が起り、治癒は非常に困難である。

尙一層重大な意義のあるものは妄想性の拘禁性精神病である。長い刑事拘禁の影響で特に病的人格の慣習性犯人に起つて來るものである。稍々低能な受刑者に屢々見られる。彼等は自身を社會の犧牲だと考へて居る。それだから次第に看守や同囚に疑惑を持ち、種々な關係を誤解して、妄想の城壁を築くに至る。特に多いのは食物に毒を入れられて居ると信ずるものである。

リューデインは長期囚殊に無期囚に見る無罪妄想、釋放妄想、恩赦妄想を報告して居る。之は

殆んど常に老人であつて、長い拘禁生活に於て、希望のない現實を驅逐して、妄想の中に於て慰安と幸福を求めるものである。(二)

尙拘禁性精神病の一型としての訴訟妄想病がある。例へば最初看守が不公平だと云つて所長に面會を求めるが、之を取り合はないと云つて今度は所長のことを種々書いて情願を幾度も出し、自分の目的が達せられないと、總ての人を疑ひ敵視する。然し釋放されると訴訟をしなくなる點で普通の訴訟妄想病と區別し得る。

此等の頑固な妄想の他に、尙意志不定者に見る變化し易い多樣にして相互に撞着する活潑な空想的妄想の起ることがある。之もガンゼル氏朦朧狀態と同樣に傾向或は目的が見え透いて居るところ一つの逃避反應である。

(一) クレッチュメル著「ヒステリーに就いて」(拙譯)

(二) 正木書記官は嘗て小菅刑務所に於て親しく詳細に受刑者の生活を觀察され、長期囚にリューデインの意味の無罪妄想を有する者を見られたと云ふことである。

五

拘禁性精神病は大抵拘禁を解かれゝば、早晩治癒するものである。(リューデインの無罪妄想は後に特有な薄弱狀態を殘す)。

それだから刑の執行を中止して精神病院に收容することが先づ考へられることである。

然し、慢性でないものは、刑務所に於て出來るだけ環境の變化を行ひ、種々な治療を試むべきで

刑政第48巻第5号
矯正図書館

ある。獨逸に於ては多くの刑務所に精神病區（Irrenabteilung）があつて、玆に於て拘禁性精神病の觀察と治療を行つて居る。モアビツトの刑務所に初めて精神病區の作られたのは既に一八八八年の昔のことである。我國に於ても精神病區が作られて、執行の停止をなすことなく玆で此等の病者を治癒し得るやうになつたならば、便利であり、又受刑者にとつて大きな幸福である。此病室は特に患者の精神に影響を與へるやうに考へなければならない。玆ではかのモスクワの病區のやうに看守の帶劍を禁止することも必要であるが、又建築を木造にし患者の氣持を軟げることも恐らく良結果を齎すことゝ思ふ(一)。反應性精神病は斯かる外的條件の影響を受け易い。現在小菅刑務所に於て拘禁性精神病者に對し規則の許す範圍に於て環境の變換を行つて居るが、相當著しい効果が現はれて居る。若し、相當理想的な設備を有する精神病區が出來たならば、一層顯著な効果が擧げられることゝ思ふ。

然し、玆で注意すべきことは拘禁性精神病は或る條件の下には傳染して蔓延する恐れがある。それだから精神病醫によつて充分な統制の下に治療が行はれなければならぬ。尙其他此病區に移された受刑者は其期間を刑期に算入しないやうな規則を設ける必要がある。若し、之を等閑にしたならば、歐洲戰爭の際戰爭精神病の激增に惱んだと同じ結果に到達しないとも限らない。

（一）谷内小菅刑務所長は英國の赤十字代表グラウデイー女史が同所を參觀し、木造建築の精神に及ぼす効果を強調したことを述べ、同意見を持つて居られる。

刑事社會學に於ける問題 (二)

小川太郎

目次

一 序——問題の必要（以上前號）
二 業績の若干と問題の若干
一 構成の回顧
二 業績と問題
(一) 犯罪の傾向 (a)全犯罪（以上本號） (b)國家に對する犯罪 (c)人身犯 (d)財產犯
(二) 犯罪の分布 (a)地域的 (b)時間的 (c)人的
(三) 社會的條件
三 概念、本質、方法
四 結語

二

一、今日の刑事社會學に於て先づ爲さねばならぬことは從來の社會學的な研究の成果を、或構成の下に纏め上げるといふことである。そうして犯罪の統制といふ時代の壓力を受けて、組織化、體系化されて、その下に正しい科學的な道を辿るといふことである。刑法と刑事政策（原因學としての刑事學を含めての）といふ二つの領域を持つた大きな體系としての刑法學は比較的明確に描き出されてはゐるが、其の各々の領域に就いては、殊に原因論、政策論といふものの位置、內容に就いては必ずしも判然たり能はなかつた。特に刑事社會學といふ言葉に至つては其の意味するところ極めて曖昧であつた。「刑事社會學」（die Kriminalsoziologie）と名付けられた論策の多くは學問の發展の本來の姿に於てあつたのではなかつた。これを學本來の姿に復すといふことが——これを專門科學 Fachwissenschaft として把握するといふことが必要である。そうしてかく整理された專門科學としての刑事社會學を改めて見直すことに依つて新しき道が開拓せらるべきである。

此處では、「本來の姿」を知ることに必要な限りに於て、卽ち、專門科學として過去のばら〳〵な研究の成果

を一先づ纏め上げる構成を選擇するに必要な限りに於て從來の「構成」、殊に原因論的構造の變化を顧ることにする。蓋し「本來の姿」に於ては、原因論が刑事社會學を生み出したものであることは容易に想像されるところである。

犯罪の社會的な研究は之を遡ると前世紀の二三十年代に始められてゐる。犯罪の原因に關する研究が意識的に科學的に行はれ始めたのは十九世紀に於てである。統計學と人類學との發達が其の主たる原因である。統計學が犯罪現象に應用せられ始めたのは一八二〇年乃至一八三〇年頃である。一八二六年にはフランスのゲリーが刑事司法統計を作り、一八二五年にはバルベ・マルボアに依つて、及び一八二六年にはデューパンに依つて、犯罪現象と貧乏との關係が暗示せられた。これ等の傾向に根本的な轉向を與へたのはベルギーのアドルフ・ケトーレーである」(一)

先づケートレーの構成を顧みよう。彼は一八二六年—一八三一年のフランス刑事統計を基礎とし、其の「人間論」(Sur l'homme et le développment des facultés ou sur le physique sociale. paris, 1835) に於て、「驚くべき法則性」regularité effrayante と「絞首臺豫算」Budget der Schafotte との有名なテーゼを發してゐる。曰く「同種の犯罪が年々同一の秩序を以て反復される。同一の所罰が同一の比例を以て課せらるゝ所の、此の不動性は、司法統計家の吾々に教ゆる最も顯著な事實である。私はこれ迄諸論文に於て此事を明かにすべく特に努めたのであつて、毎年絶ず下の主張を繰返した。即ち警嘆すべき規則正しさを以て年々支出さるゝ豫算あり、それは監獄、徒刑場及斷頭臺のそれであつて、それは殊に意を須ひて節約を圖るべきものであると。而して私の豫言は年々適中するのであつて、次の如く言ふのが恐らく一層適切なるものゝやうにさへ思はれる、即ち、人間が天然又は國庫に支拂ふ所のものよりも、一層規則正しく納付する所の賦課あり、それは人間が犯罪に支拂ふ所のそれであると。如何に悲慘なる人類の狀態！　吾々は豫め出生死亡の數を示し得べきやうに恰度亦、殺人文書僞造、毒殺の罪を犯すべきもの、數を豫定し得るのである」(二)と。

然らばこの法則發生の原因は何であらうか。曰く「凡て人類に關する法則に就き、其の自然の影響に因るものと、人間の攪亂的影響に因るものとを甄別し、確定するに努むるは肝要であらう」(三)と。そうして彼は自然的原因 causes naturelles, konstante Ursachen として氣候、季節、體性、年齡等を擧げ、攪亂的原因 causes perturbatrices, cause accidentelle として職業、道德、政治宗教制度等を揭げ、前者を第一位的な基礎的なものと看做してゐる。(四)

こういふ自然的原因——攪亂的原因——法則(通則)、の理解の上に、其の第二卷に於て、人間の生活する關係は同樣であるといふ前提から犯罪を爲す蓋然性の多少に名付けた・所謂犯罪癖 (penchant eu crime) といふものに及ぼす年齡、體性、季節、教育、職業、氣候と人種、貧困、並びにアルコールの影響を取扱つてゐる。(五)後述するところの現代に於ける「構成」と比して決して遜色のないものであつたことはわれわれの强く記憶すべきところである。學問の本來の姿は何時もその端初に於てある。年齡、體性、アルコール等と犯罪との關係といふいはゞ各論的な事項に付ては必ずしも體系的統一があると思はれないが、彼の犯罪認識の方法は現代のわれわれにも示唆するところ極めて多い。この點に付ては後章に於て改めて考へることとするが、特に注意しなければならぬのは彼の原因として觀念してゐるのは常例の原因であつて個々の犯罪の原因をいふのではない。(六)

「統計學と人類學との發達」が犯罪の原因に關する研究の「主たる原因」であつた。「統計學の發達に稍遲れて、然し、これと並行して、發達したのは進化論の影響の下に開拓せられたところの犯罪人類學である。其の劃期的研究は、イタリヤのロンブローゾの犯罪人論 L'uomo delinquente in rapporto all'antropologia, giurisprudenza ed alle discipline carcerarie, 1876) である」(七)餘りにも屢々いはれる如く、彼の見解は犯罪人の肉體的精神的特質の重視にある。人間の人類學的變種として生來性犯人の概念を設定したところに其の本質がある。勿論所謂社會的原因についても尙多く其の「犯罪、其原因、救治策」に於て語るところはある。(八)が、われわれの當面する構成の問題に付ては、原因論に於て、人格か環境か (Persönlichkeit oder Umwelt?) と云ふ論題をめぐつてケトレーと鋭く對立し、そして後にリストの二元論を發生せしめた點についてのみ意味を有する。(九)

タルドの人類學派を評した言葉に曰く「斯派や自然科

學の酒に醉ひて、無味なるも實質に富める歷史的社會的科學のパンを缺きたり」と。人類學派にこの實質に富める社會科學のパンを與ふべくあらはれたのがエンリコ・フェリーであつた。彼はその刑事社會學（Sociologia criminale, 1884）に於て、人類學的若くは個人的要素、自然的若くは物理的要素、そして社會的要素といふ三元論を展開した。

曰く「あらゆる犯罪は個人的、物理的、社會的條件の結果である」

「犯人の人格に固有の人類學的要素は犯罪の最初の條件であつて、其の人格を有機的、心理的乃至は社會的觀點に立つて觀察するに從ひ三つに分ける。」

「犯人の有機的組織は人類學的要素の第一の部分を爲し、頭蓋骨、腦、內臟、感官、反射機能の異常の總てと容貌、文身等の如き身體的特徵の總てがこれに含まれる。」

「犯人の心理的組織は、知能、感情、殊に道德心の異常と犯罪上の言葉や文章の特異性を意味する。」

「犯人の人格的特徵は種族、年齡、體性の如き純粹に生物學的な特費と、犯罪統計學の主たる問題である文化の狀態、職業、住居、社會階級、並びに敎育といふ如き生物學・社會學的特質とを意味する。」

それから

「犯罪の物理的要素といふのは氣候、土地の性質、晝夜の長さ、季節、溫度、氣象學的條件、並びに農業生產である。」

「社會的要素とは人口の密度、輿論、道德、宗敎、家族の狀態、敎育制度、工業生產、アルコーリズム、經濟政治の狀態、行政、裁判所、警察、そして一般に立法上民事上、刑事上の組織を意味する。卽ち社會組織のあらゆる部分に相交錯し結合するところの、そして未だ嘗て刑事學者と立法家との注意を惹かなかつたところの潛在的な原因の寄せ集めを意味するのである」と。(一〇)

この人的、物的、社會的原因のうち、彼は特に社會を重視した。病者をめぐる三人の友人——精神療法を說く一人、環境の完全な變化を說く一人、環境の變化の必要は認めるが部分的改善を以て滿足する一人——彼は此の最後の一人を以て自任する。(一一) Criminologie といふ言葉がガロフアロの創始に係るとすれば、わたくしの知る限りでは、「刑事社會學」といふ言葉も亦同じイタリヤ學派のフェリーに共の創始の功が認められると思ふのであるが、社會的原因の發見といふ點では決して彼を創始者として推すことは出來ぬし、又刑事社會學の本來の構成といふ點でも決して彼に依つて起點が與へられてゐるのではない。彼の意味する刑事社會學は刑事政策をも含む極めて廣いものであつて、決して犯罪の社會的原因に關する科學のみを意味してゐるのではない。刑事社會學が社會的原因の科學として終るべきかどうか、刑事社會學は結局刑事學であるのかどうか、刑事政策といふもののみがあるのであつて他には何もないのであるかどうか、といふやうな領域自體に關する問題はともあれ、フェリーに於て刑事學が刑事社會學としてあり得たことの主な理由は彼の自負する如く人類學、心理學、犯罪統計學等の一般の經驗的資料をそれが包含し得たことに在るのではなく、寧ろ彼が犯罪の社會的原因を刑事學の上に特に際立たしめたといふことに由るものであると思ふ。刑事社會學の本來の構成を知る爲めにはこのことは記憶されて然るべきである。(一二)

ともあれ彼はこの三元論のうちに「社會」といふパトンをフォン・リストに渡した。リストはいふ「犯罪は一方に於て行爲の瞬間に於ける犯罪者の特質の產物であり他方に於て行爲の瞬間に於て犯罪者を取卷く外的な特に經濟的な事情の產物である」と。彼の此の二元論は之をロンブローゾの生來犯人の思想とフェリーの三元論との批判の中から確立したものといはれてゐるが、(一三)同時に又それは鋭く對立してゐたケトレーとロンブローゾの綜合でもあつた。其の綜合のうちに、彼はその犯罪人の認識方法を「社會學的」(soziologisch) と名付け、(一四)社會的原因に、より多く、重點を置いてゐるのである。リストの揭げた社會的原因といふのは第一に人種的原因であり第二に國民的・宗敎的・政治的及び特に經濟的原因である。社會的原因の內容に付ては彼に於て特にフェリーに優越してゐるものをわれわれは發見しないのであるが、そして其の規定は寧ろより抽象的であるのであるが、しかし、彼の特徵はそれがもつてゐる強い抽象性のうちに在る。彼は刑事人類學、刑事心理學、刑事統計學の所與を尊重した。彼は刑事人體學と刑事心理學とを統合する意味に於て「刑事人類學」といふ言葉に代ふるに「犯罪生物學」といふ言葉を用ひ、これに「刑事社會學」といふ言葉を對立せしめ、この兩者を以て犯罪の現象と共の原因を研究する科學としての・クリミノロギーとして統

一し、そのクリミノロギーは刑罰學（Pönologie）刑事政策、狹義のクリミナリスティク（Kriminalistik）並びに狹義の刑法學と共に「全刑法學」を形成するべきであると爲した。(一五)

かくの如く彼は社會的原因を重視し、刑事社會學を位置付けたのであるが、犯罪の現實の探究は彼の任務ではなかつた。從て彼の意味する刑事社會學は其外形的威容に比してそれほどに整然たるものではなかつた。

リストのプログラムを此の點に於て充したのはアシャッフェンブルグ Gustav Aschaffenburg（1866—）である。(一六)アシャッフェンブルグは其の「犯罪と其の鎭壓」（Das Verbrechen und seine Bekämpfung 1903）に於て、極めて直截に、社會的原因と個人的原因とを探究してゐる。彼は其の冒頭に於て、社會的原因と個人的原因の兩者に分けるとしても、其の分類は決して原因に關する論爭に參加するとか、その最終の地位を決するとかいふのではなく、たゞ、論爭の爲に其等の原因を整理するだけの目的であると語つてゐる。(一七)彼が社會的原因として揚げてゐるものは、季節、人類と宗教、都市と田舍、職業、國民的慣習、アルコール、其他の享樂手段、賣淫、賭博と迷信、並びに經濟的・社會的狀態である。そうして社會的均衡を得たときはその得たことに依つて、得ないときにはその得ないことに依つて犯罪が發生するが、其の均衡の有無にかゝはらず大多數の人間が犯罪に陷らぬ點から見ると、抵抗力を失はしめて犯罪に至らしむる個人の素質は何であるかを考へねばならぬとして、(一八)所謂個人的原因を、兩親と訓練、教育、年齡、體性、家族の狀態、犯罪者の肉體的特質、精神的特質、並びに精神病等の點に付いて考察してゐる。

勿論彼の二元論には格別の特徵はない。たゞ、誠實にリストの構造を追ふたといふにとゞまる。同時に又社會的原因の內部構造に於ても特別に整理されたものを發見し得ない、勿論その個々の研究の內容は尊敬に値ひするのではあるが。

かくて、われわれはリープマンと共に、「現代」に於ける犯罪の經驗的・因果的探究、卽ち犯罪病理學はアシアフェンブルグ以上には批判的に涉つて居ないこと、病理學的綜合理解に至つて居ないことを、リープマンとは別の意味で嘆じなければならない事情に在つたのであつた。リープマンは特殊研究の分野に於て、われわれは刑事社會學の構造に於て、勿論兩者は結局に於ては一致するにしても。(一九)

ともあれ、犯罪原因の綜合的な理解の爲めにはアシャッフェンブルグ以上のものを持たなかつたし、從つて又社會的原因の科學としての刑事社會學も亦綜合的には彼に求める外に、道はなかつたのである。ところが、最近あらはれたものとしてエックスナー（Exner）の「刑事社會學」（Kriminalsoziologie, in Handwörterbuch der Kriminologie, 9 lief 1933）がある。ケトレーは暫らく措いてロンブローゾ、フェリー、リストそしてアシャッフェンブルグが一貫した原因論の發達の夫々の段階を示してゐるものとすれば、このエックスナーのものも亦それらの道を步んでその道の上に刑事社會學を際立たしめたものであると思ふ。換言すれば、犯罪の社會的原因論としてはわれわれは過去にいろいろな學派をもつてゐるのであるが、其うちに一貫してゐる縱線の最後の點にわれわれはエックスナーのそれを發見するのである。

彼は刑事社會學の內容を先づ三つの點に分けて說明する。卽ち第一に犯罪の傾向—犯罪史を取扱ふ、いはゞ犯罪の動態的な全面的な觀察の結果が此處に論ぜられる。第二に犯罪の現狀を取扱ふ。いはゞ犯罪の靜態的な觀察の結果を此處で擧げてゐる。これは更に(a)地域的分布、(b)時間的分布（リズム）、(c)人的分布、に分けて說明される。第三に社會的條件が取扱はれる。そうしてそれは人間の社會的結合の段階に相應して、(a)家庭、(b)職業、(c)都市と田舍、並びに(d)國家と、段階的に說明される。國家は更に文化・政治關係、經濟關係、司法關係に分けられる。勿論僅々十數頁に過ぎぬこの論文は內容の總てを盡へてゐるのではない。が、社會的原因の科學として其の構造は、一見して頗る論理的であることに氣が付くであらう。彼が刑事社會學と名付けるものは「犯罪を社會的現象として記述し、其の社會的條件を把握せんとする科學」といふ意味である。(二〇)それは明瞭にリストの「全刑法學」に於て犯罪生物學に對立してゐるところの刑事社會學の展開であり、又全體としてクリミノロギー（リストの意味の）であるところのアシャッフェンブルグのその第一章社會的原因の完成でもある。

エックスナーの「刑事社會學」と時を前後にしてわれわれは二つの「刑事社會學」をもつてゐる。一つはザウエルの「刑事社會學」（Kriminalsoziologie, 1933）であり

一つはシュナイケルトの「刑事社會學序說」(Einführung in die Kriminalsoziologie und Verbrensverhütung 1935) である。それから尙、特異なものとしてメツガーの「刑事政策」(Kriminalpolitik 1934) 中にある「刑事社會學的理論」がある。これ等の構成とエックスナーのそれとを對照することに依つて、各々のもつてゐる時代的な意義は自ら明らかとなると思ふ。

メツガーから始める。彼は社會的原因に付て先づ曰く「犯罪の生起に及ぼす社會的影響は個々的には非常に多數であり多樣である」と。(二一) そうしてその社會的影響を必ずしも項目的に羅列してゐるのではないが、第一に犯罪の行はれる環境を規定する因子として「自然的關係」(natürliche Beziehung) を數へ、次に狹義の「社會學的要素」を掲げ、更に「特殊的・犯罪生起的障害」(besondere Schädigungen, Kriminogene Schadigungen) を加へてゐる。そうして此の三つのものの上に尙社會的影響を統一するものとして「暗示」(Suggestion) を導入し、これが結局に於て犯罪に至らしむるものであつてあらゆる刑事社會學的觀察の基礎となるべきものであるとしてゐる。「自然的關係」として彼が數へ上げるものは氣候、季節、週日、犯罪地理、都市と田舍の事情、人種、體性等であり、「狹義の社會的關係」として掲げるものは、職業 (Beruf und Profession) 通信、講義、劇場、活動寫眞等であるが、中心的課題としては經濟關係殊に貧困であるとしてゐる。そうして「特殊的な障害」としては、壓倒的な外部の事情、(精神的遺傳素質) アルコーリズム、前科等を掲げてゐる。かくて彼に於ては犯罪に及ぼす社會的影響といふものは、學說の數ほど「多數」であり、又統一的組織、統一的構造に堪え得ない程「多樣」であるのである。其の多數、多樣は唐突として「暗示」の概念を暗示せしめたのである。即ち彼に於ては、刑事社會學のうちに見出したと稱する「經濟的唯物論」の亡靈におびやかされてこれを回避するためにそれを中心として、彼の社會的原因の構造は大きく彎曲してゐるのである。彼はこの意味に於て刑事社會學を或ひは肯定し或ひは否定するのである。(二二)

次にザウエルを見る。彼の採つてゐる構成は、全體としては、刑法學の構成と同じである。曰く、「刑事社會學は刑法學と同樣の問題を討究する。後者に於ては規範に依つて事案の法律的評價が爲されるに對し、前者に於

ては現實的なそして可能な事實が先づそれ自身の爲に考察される。」(二三) 即ち規範的科學としての刑法學に對し、經驗的科學として刑事社會學を基礎付け、刑法學の對偶とし、前提とするのである。そうして、刑事社會學の冒頭には刑法理論に於ける同樣犯罪があり、それに犯罪の人的原因と外的原因、即ち素質と環境、若くは內在的決定要素と外在的決定要素とが相並んで之に次ぎ、そしてその次に處置があるとする。(二四) 換言すれば彼に於ては刑事社會學の對象は總論的には第一に犯罪、第二に原因論、第三に處置であり、各論的には類型論である。彼の刑事社會學は社會的原因の科學としての痕跡を毫末も有してゐない。彼の刑事社會學はいはゞ「社會學的道德論」、もつと適切にいへば刑法學的道德論なのである。從つて彼の原因論に付したところの意義は極めて特異なものである。彼は犯罪の原因として環境と素質との外に自由意思を擧げる。そして環境を分けて家族、近隣、仕事仲間の如き人的環境と、社會・經濟・職業・政治の關係の如き物的環境と爲し、或ひは又常態的環境と病的・犯罪的環境とするのであるが、(二五) 彼に在つてはそれ等の有する意義は直接には類型論に寄與するところにある。(二六) (二七)

次にシュナイケルトを見よう。彼の此の書は刑事社會學と名付けられてゐるのではあるが、刑事社會學を『國民共同體の犯罪防衛に對する形式、範圍、强度の決定』と解して原因論に付ては全く默してゐる。(二八) 彼はたゞこの點「社會生活なきところ犯罪なし」といふだけである。此の書の重點は寧ろ社會學の導入と犯罪豫防とにある。曰く「われわれは、刑事社會學を教へんとするとき、社會學に依つて供給された國民共同體の構造に關する基礎觀念を顧慮し、刑事科學に導き入れねばならぬ。」(二九) と、又曰く「犯罪をどういふ見地から觀察し評價しようとも、國民共同體が其の存立を確保せんとするには、犯罪を制馭し、あらゆる直接、間接の方法を以て出來るだけ鎭壓するといふことが、その任務であり、そしてあらねばならぬ。此處に刑事社會學自體の大きな領域がある」(三〇) と。

かくて、現代の刑事社會學は、エックスナーを中心に、メツガーに於て否定的であり、ザウエルに於て全體的批判にさらされ、そしてシュナイケルトに於て、社會學との聯係が求められるのであるが、其等の意味付けは之を暫く後章に留保して、後章への準備として此處に從來の研究の成果を刑事社會學の「本來の姿」の上に描き出そうと思ふ。構成をエックスナーのそれに採る、然し

乍ら、それを完全に描き出すということは勿論わたくしの到底企て及ぶところではない。その完成は他日の何人かに待つこととして、わたくしはその必要を強調する意味に於てたゞ覺え書としてこれを提言する。

(一) 法律學辭典I木村龜二氏刑事政策五七七頁。ケトレー當時の統計學の狀勢に付ては財部博士「ケトレーの研究」(明治四十四年)七七頁

(二) 譯文は高野博士「社會統計學史研究」第一卷所收「ケトレーと唯物論的見解」四六頁に依る。尙 Roesner, Kriminalstatistik, in Handwörterbuch der Kriminologie 9 Lief. 1933 S 29 には原文を掲げてゐる。

(三)(四) 高野博士前掲六四頁、九七頁。

(五) Roesner, a. a. O. S. 29 財部博士前掲一五八頁

(六) ケトレーについてはケトレー派(ドイツに於て Engel, Adolph Wagner, イギリスに於ては Buckle フランスに於ては Comte, Dufau イタリーに於ては Nessedaglia, Bodio, Morpurgo) と反ケトレー派(ドイツの Knapp, Drobisch, Rehnisch, Windelband)と半ケトレー派 (Von Oettingen, von Liszt, v. Mayr.) とそして批判學派とがある—Roesner, a. a. O. S. 290

(七) 木村氏前掲五七八頁

(八) 牧野博士「刑事の新思潮と新刑法」四〇五頁

(九) Ernst Seelig, Kriminologie, in Handwörterbuch der Kriminologie, S. 68.

(一〇) Bonger, Criminality and Economic Conditions, 1916. p. 101. Ferri, Criminal Sociology, 1917 p. 186

(一一) Bonger, ibid. p. 135

(一二) Ferri, ibid p. 2

(一三) 木村龜二氏「刑事政策の諸問題」九頁

(一四) Ernst Seelig, a. a. O. S. 69 木村氏前掲一一頁

(一五) Ernst Seelig a. a. O. S. 69

(一六) Seelig は Aschaffenburg の他に此の意味の後至者として Haus Gross を加へる (a. a. O. S. 69)

(一七) Aschaffenburg, Crime and its Repression (the modern criminal science series) 1913. p. 15

(一八) Aschaffenburg, ibid. p. 124

(一九) Liepmann, Krieg und Kriminalität in Deutschland, 1930, S. 5

(二〇) Exner, Kriminalsoziologie S. 11

(二一) Mezger, Kriminalpolitik, S. 142

(二二) Mezger, a. a. O. S. 142 ff. 木村龜二氏「メッガーの動學的犯罪理論」志林第三六卷第二號一〇六頁

(二三) Sauer, Kriminalsoziologie, S. 3

(二四) Sauer, a. a. O. S. 63

(二五) Sauer, a. a. O. S. 94 ff.

(二六) 「環境の影響の意義は夫々の犯罪に於て異る、之に付ては各論の當該地位に於て論ぜられるべきである」(Sauer, a. a. O. S. 96)

(二七) 尙高橋正巳氏「ザヴエルの刑事社會學」(法學協會雜誌第五十三卷第一號、三號、四號)にザヴエルの刑事社會學が頗る詳細に紹介されてゐる。

(二九) Schneickert, a. a. O. Vorwort.

(二八)(三〇) Schneickert, a. a. O. S. 1

二、エクスナーはドイツの犯罪の狀況についてのみ記述する。が、わたくしはその記述を中心としてその構造の下に過去の業績の若干を顧み、同時にそれぞれの題下に於て研究さるべき問題の若干を掲げることにする。

(一) 犯罪の傾向——犯罪史的研究

刑事社會學は犯罪の回顧の上に築かれてきた。犯罪の歴史的な記述はこの學問に缺くべからざるものである。そうして其の記述の結果、實に「刑事社會學の原理として、一國民の犯罪は其の文化・經濟の狀態の映像である(一)」。

犯罪の傾向については全體としてケトレー以後の統計學派の觀察が寄與するところ極めて多い。その理論的な成果としては、社會に於ける法則性の限界について、又殊にケトレーに於ける犯罪豫算及犯罪癖について問題とさるべきである。更にフェリーに於ける犯罪飽和の原則も亦此の意味に於て問題となり得る。(二)

事實問題として必要なことは統計殊に官府統計の記述と其の事實に基く說明とである。刑事統計については、ドイツのそれは一八八二年まで遡り得るし、我國のものも亦同年である明治十五年以降につき刑事統計年報の收むるところである。レースナーの記述に從へば一八〇五年まで遡り得るところの英國に於て最も古い。(三)然し學者の論策の上にあらわれたのはツガン・バラノフスキーの「英國に於ける景氣の理論と歷史に關する研究」に於て取扱はれてゐる一八二三年以降の統計が最も古い。

犯罪統計に關し注意すべきものとしてレースナーは次の五つの事項を數へる。(四)

(イ) 長き觀察列の必要

(ロ) 原因と結果との時點に關し適當に顧慮されねばならぬ。

(ハ) 曲線の評價に付てはインテンシーブな方法よりもディナミッシュな方法が採られねばならぬ。換

言すれば曲線の評價は量の問題として考へらるべきではなく傾向の問題として考へらるべきである。

(ニ) 刑法其他の出來事の網羅的記述

(ホ) 統計の示す時期は多く判決の時期であつて犯行の時期ではない。

其他尙常に言及さるゝ問題として

(イ) 暗數(Dunkelziffer)—犯罪指數(Kriminalität index)の問題。フエリー及ヴイダル・マニヨルの分類に從へば、犯罪は、現實に行はれた犯罪(criminalità reale)—(K)、發見された犯罪(criminalità appareute)—(E)及法律上の犯罪(criminalità legale)に分けられる。最後のものを更にaburteilung (A)とVerurteilung (V)とに分けてワードラーは

K>E>A>V として四者に恒常的比例の原則あり(五)とする。暗數の範圍は罪名に依つて異る。例へば國家に對する犯罪に於ては暗數は少いが、放火に於ては多い。

(ト) 人口との對比の問題。殊に有責人口との比較が必要であるとは餘りにも多くいはれてゐることである。が、多少誇張され過ぎた感がないでもない。

(チ) 根本的には大量觀察と個別觀察との優劣が問題とされる。(六)尙自由意思と統計(ザウエル)

(リ) 實踐的には比較犯罪統計の問題がある。卽ち、一八五三年のI・S・Kに於て、一九〇五年—一九〇八年のI・K・Vに於て、そして一九三〇年のC・I・P・Pに於て。

勿論犯罪の傾向—犯罪史にも詳細な具體的記述が許さるべきであつて、たゞに統計のみにとゞまるべきではないのであるが、未だ纏まつた論策を發見しない。

(a)全犯罪

犯罪は全犯罪としても、否全犯罪としてこそ「文化の映像」である。犯罪を全體として取扱ふことに對し、その價値を疑ふものがないでもない。(七)が「危險性」の表出である點に於ては各犯罪に何等の區別もあり得ない。特別犯罪指數に對して一般犯罪指數の存在を判然と認めねばならぬ。

官府統計のうちドイツと我國のものを例示的に揭げれば次の通

ドイツに於ては犯罪の傾向は、十九世紀の終まで漸次增加して來、更に十九世紀初頭より世界大戰までは漸次減少の傾向にあつた。そして平和條約の後より一九二三年の貨幣制度の安定までは激增し、其後漸減して外見では(八)戰前の狀態にまで復歸してゐる。一般論としては大戰を契機として戰前に於ける「產業隆盛時の犯罪」と「產業疲弊時の犯罪」とに二分されてゐる。(エックスナー)

我國については、新律綱領並に改定律例の行はれた明治十年の犯罪處罰件數は十六萬千二百九十人であつた。其後增加傾向にあつたが、明治十五年の舊刑法の實施と共に急激に減少した、然し、それは一時的であつて、間もなく上向して、明治二十三年の帝國議會開設の當年に於ては著しく增加し、明治二十七年日淸戰爭の初年に於ては其極點に達し、其後逐年減少して明治三十七八年日露戰爭當時に於ては更に減少し、明治三十九年以降增加傾向を示し(九)大正年間に入つたのである。大正に入つてからは世界大戰の影響を受けてか、大正三年に少しく減少、大正六年に激增してゐる。其後に於ては震災の前年(一〇)(一一)卽ち大正十一年を谷として大體增加の傾向にある。

(一) Exner, a. a. O. S. 16

(二) 敢て所謂刑事統計のみではない。行刑統計も亦有力な資料である。此の點に付 Mittelstädt は監獄收容者が最もよく犯罪者の狀態を示すとしてゐる。——Roesner, a. a. O. S. 34

(三) 尤も司法統計としては既に十七世期の初期に於てフランスにある。——Roesner, a. a. O. S. 28 尙各國の刑事統計については同書四七頁參照

(四) Roesner, Einfluss S. ザウエルも亦刑事統計につき注意すべきものとして諸項を列擧する、これに付 Sauer a. a. O. S. 43 ff

(五) Roesner, Kriminalstatistik S. 32

(六) 統計學上ケトレーに依つて開かれた大量觀察に對しボルトケウイツチの小數の法則がある。これに付森田優三氏「ボルトケウイツチの小數法則に就て」(ヘルソス第三號)

(七) ヘーゲル(Hoegel)は各個の犯罪の觀察卽ち特別犯罪指數の重要性を主張する意味に於てこれを一定の圖式を以つて說明する。これに付 Roesner, a. a. O. S. 37

(八) エックスナーは此處に實際行はれてゐる犯行で種々の事情から計上されぬ多くのものを語つてゐる。例へば少年審判法、便宜主義の擴張、恩赦等 a. a. O. S. 160 が、それは決して所謂暗數ではない。

(九) 山岡博士「刑事政策學」(大正十四年)三三〇頁及泉二

博士「刑事學研究」（大正十三年）九〇頁。尙明治十七年より明治二十二年までにつき注意すべき原因として山岡博士は賭博犯を行政警察の處分に委ね其の取締を嚴にしたることを擧げられる。更に其後については兩博士ともに微罪不起訴の便宜主義の影響あることを擧げられる。大正十二年以降に於ては便宜主義の確立に伴ひ稍々減少したることに付き三宅正太郎氏 An outline of the Japanese Judiciary 1935 p. 21

（一〇）震災につきては小野博士「震災後の犯罪現象に關する統計的概觀」（國家學會雜誌第二卷）

（一一）明治十五年以降の我國の犯罪の狀況については（明治十五年—明治二十二、三年）（明治二十二、三年—明治三十二、三年）（明治三十二、三年—明治四十一年）（明治四十一年—大正六年）（大正六年—大正十二年）（大正十二年—昭和三年）（昭和三年—現在）といふ七つの時期に分けられやうと考へるが、その具體的な說明は他日に讓る。

行刑回顧錄（一）

清浦奎吾

本篇は、本年初め、記者が清浦伯爵を熱海の避寒先きに訪ね、同伯の行刑回顧談を、親しく口授を受けて、筆錄したものである。何人も知る如く同伯は、わが國行刑界の先覺者であつて、當時司法當局として、わが國の行刑施設に一新時期を劃された人である。童蒙期を脫して青年期に入らうとするわが行刑界の當時の經緯を知らうとする人にとつては好資料であらう。

一

支那人の古語に「地を劃して獄と作し人之を踏むことを畏る」といふ言葉がありますが、支那の古代に在つて、監獄といふものが如何に酷いもので且つ恐ろしいものであつたかといふことは、この言葉を以て見ても想像が出來ると思ひます。しかし支那のことは今姑くこれを措くといたしまして、わが日本の獄制はどうであつたかといふことを、歷史に遡つて稽へて見まするに、ずつと上代に於てはやはり制度として格別見るに足るべき程のものは存在してなかつたやうであります。やゝ降つて第四十二代文武天皇の大寶元年に、律令を制定せられまして、この時始めて囚獄司なるものを設置して、刑部省の所管とした、といふことがありますが、これが恐らく、わが國の獄制として成文の稍備はるものあるに至つた最初であらうと思ひます。しかしその後、政權が武門に歸してからといふものは、歷代の爲政家何れも武事にのみ汲々といたしまして、行刑といふやうなことに對しては、全くの無關心で殆んど一顧だもするの遑がない、といつた有樣だつたのであります。ところが德川氏偃武の

後は、幕府でも大に治道に心を用ゐるやうになりましたので、従つて監獄制度の上にも種々の施設を見ることゝなりました。勿論滿足なものではありませんが、中古時代のものと較ぶれば、その進歩の跡は相當著しいものがあつたといはなければならぬのであります。元來大寶の古制によりますと、官人以上のものを繫ぐ獄舍と、庶人を繫ぐ獄舍とは互に區別されてあつて、同じ囚人でも身分によつてその待遇を異にしてゐたやうでありますが、詳細のことはどうも判明いたしません。德川氏が江戸に設けました獄舍も亦、大寶のそれと同じく身分によつて夫々の區別があつたのであります。それは揚屋敷、揚屋、押牢などゝいふ名稱で區別されてゐたのでありますが、揚屋敷といふのは、御目見得以上即ち將軍に謁見し得る身分のもので罪を犯したものを拘禁する獄舍であり、又揚屋といふのは、御目見得以下の德川氏の家臣、諸藩の侍、並に僧侶の犯罪者を拘禁しておく獄舍であります。これに對して押牢と申すのは庶民即ち百姓町人の犯罪者を拘禁しておく獄舍で、俗に百姓牢などゝ呼ばれてゐました。この外にも、女囚を收容するためには女牢といふのがありましたし、又人足寄場といつて、笞杖に處せられた無籍者を收容する獄舍もあれば、溜といつて病囚を拘禁しておく場所もありました。かやうに江戸時代の獄舍にはいろ〳〵の區別はありましたが、しかしそれは單に犯罪者の身分によつて、その拘禁場所が不同であつたといふだけのことでありまして、近代的意味に於ける獄制としての監獄種別の方法とは、全くその精神を異にするものであつたのであります。

二

明治維新後、萬機の政務、諸般の制度に一大革新が齎されましたので、監獄制度も從來のまゝではいけない、何とか改善の方法を講じなければならない、といふ議が起つたのでありましたが、何をいふにも諸事匆々の際なので、とかくそこまでは手が延びかねるといふわけで、先づ數年間といふものは、各藩の牢舍に多少の手入れをしてそれをそのまゝ使用するといつたやうな工合に、大體舊慣によつて僅にその場々々の御茶を濁してゐたやうな有樣だつたのであります。ところが明治五年十二月に至りまして、始めて監獄則並に監獄圖式なるものが發布せられたのであります。これは相當進歩的なものでありまして、わが國が兎にも角にも文明的獄制の成文を有することゝなりましたのは蓋しこの時からであります。

う。この監獄則と監獄圖式の出來ましたについては、小原重哉といふ人がだいぶ骨を折つてゐるのであります。小原氏はこれより先に、命を帶んで香港へ出張し、同地に於けるイギリスの監獄を仔細に視察いたしまして、歸朝後主として新獄制制定の任に當つたのでありました。同氏は又、當時香港の監獄を模範として、わが國にも同じ樣式の監獄を一つ二つ作つてあつたかに記憶してゐます。しかしながら折角小原氏の苦心になるこの新獄制も、發布後間もなく、實行中止といふことになつたのであります。と申すのは、第一に經費を要することであり、それに當時は、行刑といふやうなことに對する一般の考へも未だ幼稚なものでありましたので、わが國の國情は、未だかやうな文明的な監獄制度を必要とするまでに立ち到つてゐない、といふやうないはゆる時機尚早論が勝を制しまして、それで一時沙汰止みとなつてしまつたのであります。沙汰止みとはなりましたがしかし、この監獄則なるものは結局わが國に於ける近代的獄制の基礎を定めたものでありまして、その後に於ける監獄改良の方針に對し、決定的の指示を與へたその效能は實に多大なるものがあるのであります。それから明治八年には囚人給與規則が制定せられましたり、更に同十四年三月には、在監人給與規則及び傭工錢規則といつたやうなものが公布されまして、行刑といふことについても多少ながら注意を拂つてゐたのであります。

ところが明治十四年九月に至りまして、刑法が改正せられました。刑法が改正せらるれば、その改正刑法の實施に伴つて、當然監獄則にも改正を加ふるの必要がありますので、私が主任となり、法制局長官の井上毅、それから股野琢、村田保といふやうな人々が委員となつてこれが起草に着手いたしましたが、要するに前の監獄則に大部分の修正を加へまして、改正監獄則といふ名の下に、たしか明治二十二年かに發布の運びに至つたかと記憶いたしてゐます。この時の改正は相當大規模のもので、獄制としては稍完備に近いものでありました。起草に際しては種々の議論も出ましたが、私が今日尚ほ記憶してゐまする一例を申せば、井上といふ人は、何事にも細心で、非常に注意深く殊に人道に重きを寄する人でありましたが、在監人と雖も父母の喪に當つては、愼ミ終追レ遠民德歸レ厚（スキニ）といふ論語の教訓に則り、三日間の休業をさせるがいゝ、といふやうなことを主張いたしまして、それが異議なく可決した、といふやうなこともありました。その後明治三十二年七月と三十三年四月の兩度に亘

つて、改正監獄則に更に一部的の改正を加へることゝなりましたが、これは要するに時運の進歩に順應して行かうとの趣旨に外ならぬのであります。明治二十二年の改正監獄則は、以前の監獄則から見ると、非常に見直した結構なものではありましたが、時代の推移につれて、自ら改正の餘地も生じて來るといふことは、蓋し已むを得ないことでありませう。

かやうに明治十四年に刑法が改正されて、それに從つて監獄規則も改正されたわけでありますが、元來この十四年の刑法改正は主としてフランス法——ナポレオン刑法に依據したものでありまして、いはゞ舊式といふわけで、段々實施して行くうちに、何かと都合の惡い點が出て來たのであります。そこでこれはどうしても、汎く各國の立法例を參酌して、いかなる文明國にも劣らぬ優秀な刑法を作らねばならぬといふことになり、そこで今度はドイツ、イギリス等の法典を參酌いたして、又候刑法改正を企つることになつたのであります。ところが前にも申すやうに刑法が改正さるれば、それに伴つて勢ひ監獄規則をも改正しなければならぬといふことになります。つまり監獄規則は飽くまでも刑法の精神に順應して施行さるべきものである、といふことからして、こゝに再び監獄規則の改正に着手することになつたのであります。要するに、裁判所に於ける刑の宣告は、單に一片の形式にすぎない、それに內容を與へ、意義を與ふるものは行刑處分である、換言すれば刑法及び裁判所の宣告に生命を附與して、それ等をして、有終の美を濟さしむるものは卽ち行刑に外ならぬのであるから、刑法の改正があれば當然その精神の存するところに則つて、行刑機關の設備にも改正を加へなければならぬものであるといふのがその論據であつたのであります。更に言ひかへれば、刑法を活かすものは監獄規則であるから、監獄規則はそれだけの力を有つてゐるものでなければならない、そこで刑法の改正と同時に、それを活かして行くだけの力を有つやうに、監獄規則をも改正しなければならないといふので、その改正に着手することゝなつたのであります。そこで明治四十年に改正刑法の發布がありましたので、その翌四十一年に至り、いはゆる監獄法なるものが公布せられ、それが今日まで引續き施行されてゐる次第であります。

(三)

沿革的にいへばたしかに右のやうな事情で、幾度か監獄規則の改正を見ることゝなつたのでありますが、しかし實質的にいへば、その氣運に鞭ち、從つて監獄改善の上に顯著な實蹟を擧ぐるに至りました一大動機は別にあつたのであります。それは何かといへば、當時に於ける國論の最も高調たる條約改正を是非實現しやうといふためでありました。明治維新以來、日本國民が最も熱心に翹望し、最も高らかに雄叫んでゐた國家的問題は何であつたかといへば、取りも直さず、この條約改正の問題であつたのであります。御承知の通り、當時に於けるわが國と歐米各國との條約は、舊幕時代に締結した所謂安政條約をそのまゝに引き繼いでゐたものでありまして、いはゞわが國を一段と劣等國の立場に置いて、外國の治外法權を認めるといふ、至つて不平等、不利益な條約であつたのであります。これはいかにも遺憾極まる痛憤事でわが國が一個の獨立國としての體面を維持して行くためには、いつまで外國の治外法權の下に立つてはゐられない、この際是非ともこの不平等條約を改めて、各國との間に、片手落のない對等な條約を締結するやうに努力しなければならないといふ聲が朝野の間に頗る喧しかつたのであります。勿論これは當時のわが國にとつては非常に重要な問題でありましたので、政府に於ても何かと苦心もし、努力もいたしたのでありましたが、しかし容易にその實現を見るに至らなかつたのであります。これより先き明治四年に、岩倉公が大使となり、木戸、大久保、伊藤といふやうな御歷々が打ち揃つて、大名旅行式な賑々しさで、歐米各國を視察に出かけましたのも、實は、この條約改正の下心からその瀨踏に出かけたやうな次第だつたのです。それで岩倉公の一行も、旅行中は歐米先進國の制度文物等をいろ〳〵と研究されまして、歸朝後は、それ等先進國の例に範をとつて、わが國諸般の制度施設の上にも出來得るかぎり新生面を拓かうと努力いたされたのであります。ところで條約改正に最も深い關係を有つてゐるものは何かといへば、それは法制の完備といふことであります。卽ち治外法權の撤去を實現するためには、わが國の法律制度を出來るだけ立派なものにして外國人に安心を與へるやうにしなければならない、といふことになるのですが、これはまあ當然な話でありませう。それには刑法、治罪法、民法、民事訴訟法、商法等何れも重要な關係を有つてゐるのでありますが、就中刑法、治罪法、警察規則、監獄規則等になりますと、外國人の生命、名譽、財產に直接緊密の關係を有することになりますので、これが良否は殆んど條約改正の成否を

決定する鍵であるとまでいつてもよい位だつたのであります。しかし實際を申しますと、それがどうもあまり立派なものだとはいへない、御一新後、幾何の年所も經てゐませんので已むを得ないことだとは申しますものゝ、治外法權の撤去といふわが國當面の大問題をひかへて、この法制の不整頓といふことが、非常な支障を來してゐたのであります。で、わが國では、締盟各國に對して屢々條約改正の談判を試みたのでありましたが、この問題ではかの大隈伯の外務大臣時代に、物情頗る騷然たる大事件を惹起いたしましたことは、今尚記憶されてゐる人々も多からうと存ずるのであります。ですが、この問題に對しての各國側の言分はいつもきまつてゐるのであります。卽ち日本には未だ法律が完備してゐない、日本の現在の法律は文明國の立法例から見るととても物になつてはゐない、とかういふのであります。それから又、かりに法律だけは立派に作り得たとしても、これを運用する肝腎の裁判官が、その人を得てゐない、われ〳〵は左樣な危險な裁判官に、自國人民の大切な生命財產を托するわけには行かない、といふやうなことをいつて、要するに日本は未だ治外法權撤去の時機に達してゐない、といふところに結論を持つて行くのであります。一寸想ひ出しましたが、その頃ロンドンで萬國法律會議が開かれたことがありましたが、その席上で、和蘭の法學博士のハーメルといふ人が、日本の治外法權撤去といふことについて、次のやうなことを述べてゐるのです。卽ち日本が治外法權を撤去せんとするならば、各國に對して、先づ左の四個條の約束をしなければならない。第一に日本は、自國の法律を改正して、現に西洋諸國に於て採用してゐる主義と相符合するものとしなければならない。第二にこの改正されたる法律は、治外法權を廢止するの後と雖も、反動の點に退歩し、消縮するの憂のないといふことを保證しなければならない。卽ち折角立派な法律をつくつても、後で又後戻りするといふやうなことのないやうに、それを堅く誓はなければならぬ、といふのであります。それから第四として、司法は完全に獨立し、公平にして且つ學識ある法官を以て組織せる裁判所をしてこれを司らしむるやうにしなければならない、といふやうなことを縷々說明してゐたのでありますが、その中には監獄の改良といふことについても、相當力强く言及してあつたやうに記憶してゐます。又當時日本に於ける外字新聞、例へばジヤパンメール、神戸クロニクル、アドバータイザー諸紙の如きも、法律はかりにいかに立派

に出來たとしても、監獄が現在のやうな有樣では、外國人は安心して入獄することが出來ないじやないか、といふやうなことをいつて、反對いたしたのであります。

外國人からかうした苦情が出るといふのも結局は、わが國の法制が不完全だからでありますので、司法省としては一日も早くかれ等の希望に副ふやうな立派な法律を作り、又立派な人物も養成しなければならぬといふことになりまして、或は外國語の出來る學生を養成して裁判官に採用することにして見たり、或は變則生徒卽ち速成出仕生といふやうな名稱の下に法律學生の養成に骨を折つたりして、卽ち一方は語學の方面から、一方は變則的速成方法によつて、人物の養成に努力いたしたのであります。前樞府議長の倉富勇三郎氏はたしか、第一期速成出仕生の出身であつたかと記憶してゐます。その他裁判官の地位についても、いろ〳〵と議論があつたのであります。當時の裁判官は今日のやうに身分の保證がありませんでしたので、外國人の眼から見ると、どうも不安でたまらない、政府の都合で、勝手に裁判官の進退を決めるやうでは、到底裁判の獨立といふものは保てない、裁判官の方でも又勢ひ政府の意志に迎合して裁判をするやうになる、左樣な危險な裁判に對してわれ〳〵はいかにして信賴を置くことが出來やうか、といふのが外國人側の申分であつたのであります。それから警察法——これについても外國人は何かと苦情を言ひ立てたものです。言ふまでもなく警察法は、生命、財產保護の土臺となるものであるから、これが依然として文明的施設を缺いてゐるのでは、安心して日本の國法に從ふことは出來ないといふやうなわけだつたのですが、その次ぎが監獄であります。全く當時外國人の眼から見たら日本の監獄といふものは實に不完全極まるものであつたでせう。前にも申したやうに、監獄則といふやうな監獄の規則だけは一應出來上りましたものゝ、その折角の規則も時機尙早といふやうなことで、一時實行中止といふことになりました程に、當時一般の行刑思想といふものは幼稚未開なものであり、且つこれは經費の關係もありましたが、獄舍や設備等の如きも、舊藩時代の牢舍をそつくりそのまゝ監獄として使用してゐたところもあれば、又舊藩時代の御用倉を多少模樣替へして、監獄に代用してゐたといふやうな地方もあつたのであります。外國人がそれ等を目擊して、自國の人民をかやうな豚小屋のやうな場所に投り込まれてはたまつたものではない、と考へましたのもいかさま無理のないことだつたらうと思ふのであります。

そのやうなわけで、治外法權撤去の議も容易に話が進まなかつたやうな次第であります。しかしながら一方からいへば、外國人のこの日本の裁判や行刑に不服で、從つて條約改正に難色を示してゐたといふことが、條約改正といふことを當面の國家的急務としてゐましたわが國としては、法律の改正や監獄の改良といふことに非常なる刺激を與へ、爾來監獄改良の氣運が急速に進展するに至つたのであります。前に申した改正監獄則の制定の如きも、全くその氣運に促された結果に外ならぬのであります。

(四)

私は明治十七年に内務省に入り、十八九年頃は警保局長として監獄局課長をも兼ねてゐたのでありましたが、その頃よく、外國人で相當の人がやつて來ますと、監獄を見せに連れて行つたものであります。あなた方の氣にする監獄も、近頃はまアこれ位に改良されたといふところを示すためだつたのであります。ある時、英國のフェレスフオードといふ海軍大將が訪ねてまゐりましたので、當時の内相西鄕從道侯が、自身にフエ氏を小菅の監獄へ案内いたしまして、私も監獄の主任官として一緒に跟いて行つたことがありましたが、まあそれ位までにして、わが國の監獄といふものに對する外國人の觀念を轉換せしめやうとつとめたものであります。それだけに當局としても、監獄の改良といふことには特に重きを置いて考へてゐたのであります。小菅監獄はその頃集治監と稱へて、刑期の長い重罪囚を收容してゐたのでありましたが、小菅に限らず、集治監だけは内務省の直轄に屬してゐて、從つて經費も國庫支辨でありましたので、多少改良されてあつたのであります。しかしその他の輕罪囚を收容する監獄は、何れも府縣の管轄の下に在つて、經費も地方稅を以てまかなつてゐましたので、不行屆の點が多かつたのであります。私は監獄の改良が思ふやうに運ばぬのは、どの點にその原因が存するかといふことをいろ〳〵考へて見たのでしたが、この府縣の管轄になつてゐることがその主たる原因であることを知つたのです。第一經費を府縣の地方稅でまかなつてゐたのでは、折角監獄改良についての良い案があつても、經費が嵩むといふところから、府縣會ではすぐこれを否決してしまふことになります。それではいつまで經つても改良は出來ません。次に府縣費でやつてゐますと、經濟上の關係からして、外役と稱へて、囚人を監獄外へ連れ出し、土木事業や、鑛山採堀の炭坑夫等に使役するといふことになります。三池炭坑の如きは最近までそれをやつてゐたやうでありますが、この外役といふのが又大へんなもので、囚人に編笠を被らせ、鎖の鎖を以て二人づゝ繋ぎ合せて追ひ廻すのでありまして、たゞに不體裁であるばかりでなく、逃走の虞もあるといふやうなわけで、共のまゝに放擲し置く事の出來ないものでありました。更に監獄を府縣に管轄さしておきますと、同一の刑に處せられたものでも、その處遇が府縣によつて區々になります。或監獄では手酷しい外役に毎日コキ使つてゐるかと思へば、或監獄ではそこに多少の手加減を加へる、といつたやうなわけで、とかく處遇の上に公平を缺くことになります。尤も行刑處分は、必ずしも秤にかけたやうに均一なものとするわけにも行きますまいが、しかしその差等があまりに甚だしいと、何かと弊害も生じてまゐります。處遇が區々であれば給與の上にも甲乙が出來てまゐります。一日の菜代が一錢か二錢位の監獄もあれば、多きは五錢も割り當てゝゐるといふやうな監獄も出てまゐります。それから又、獄舍と收容人員數との關係から申しても、府縣持ちでは何かと都合の悪い點があります。卽ち甲地の監獄はもう滿員で殆んど收容の餘地がないのに乙地の監獄では尙ほ綽々として餘裕がある、といふやうな場合にも、兩者が互に經濟を異にしてゐては、その間の融通がうまく行はれないといふことになります。それが國庫支辨といふことになれば、經濟が同一になりまするから、その間の緩急をはかつて、滿員の監獄なれば增築をすることも出來ませうし、又餘れる場所から足らざる場所に囚人を移送收容する便宜も得られるといふわけで、大層都合がよくなるのであります。何れにしましても、右のやうな次第で、經費を府縣費でまかなつてゐては、監獄の改良といふものは容易に望めるものではない、これはどうしても國庫支辨にして、全國の監獄を中央政府の下に統一して、全體的の立場からその緩急に應じて、着々改善をはかつて行かなければならぬ、かくしてこそ始めて刑法の精神にかなつた行刑も出來やうし、又外國人から苦情の出ぬやうな文明的な監獄制度も出來るのである、とかやうに考へまして、私は、警保局長在任中にこれが實現を企てたのでありました。

ところでこゝに、もう一つ問題があつたのであります。それは監獄の所管の問題でありますが、只今も申すやうに、監獄費が地方稅の負擔となつてゐたからこそ、當時監獄は内務省の所管となつてゐたわけでありますが、元來監獄といふものは、裁判所で宣告した刑を執行

する機關に外ならぬのであるからして、これは當然に、司法省の管轄の下に屬せしむべきものである、といふ問題であります。大寶令に見ても、囚獄司は刑部省の所管になつてゐることでありますし、私も無論これを當然のこと丶考へまして、國庫支辨の問題と同時にこの問題をも解決いたさうといろ〳〵と苦心もいたしたのでありましたが、それ等の問題が未だ解決を見ないうちに私の一身上に變化がまゐつたのであります。監獄費國庫支辨といふ私の主張に對しては、その頃内務省で有力な地位に在つた白根專一氏が、非常に贊成して力瘤を入れてくれたのでしたが、肝腎の議會が難物だつたのであります。當時の議會は明治二十三年のいはゆる初期の議會で、例の地租輕減論といふのが、なか〳〵八ケ間しい問題でした。當時三左衞門と呼ばれて、何左衞門と左衞門といふ名のつく三名の議員が音頭取りとなり、盛んに地租輕減論を主張しまして、政府が監獄費國庫支辨案を提出するや、議會は直にこれを葬つてしまふ、といふ形勢だつたのであります。私はこの議會には政府委員として出席してゐましたが、形勢の非なるところから、議會の終り頃に警保局長を辭任いたしまして、すぐ洋行してしまつたのであります。その際に貴族院議員に勅任されたのでしたが、私は當時貴族院議員として、監獄費國庫支辨に關する一篇の意見書を綴つて、これを上下兩院議員に配布いたしたことがあります。その意見書は今私の手許にはありませんが、その頃の古い人ならば或は記憶してゐる丶方もおありかと存じます。

明治二十五年に私は西洋から歸つてまゐりましたが、丁度松方内閣の當時で、日本の政界に歷史的に有名な、それだけに又非常に八ケ間しいいろ〳〵な問題が持ち上つた年でありましたが、この時の議會が又大へんなものでした。内務大臣の品川彌次郎子が猛烈な選擧干渉を試み、流血の慘事をさへ惹起するに至りましたので、議會では政府攻擊の聲が轟々として鼎沸の勢ひで涌き上つたのでした。そこへ岐阜、愛知の大震災で、政府がこれに對し責任支出をいたしましたのが、火の中へ薪をくべたやうなもので、これ又非常に八ケ間しい憲法論を捲き起したのでありました。かて丶加へて司法部に於ては、いはゆる弄花事件なるものが持ち上つたのであります。それは湖南事件として知られてゐる例の露國皇太子双傷事件——津田三藏が御來朝中の露國皇太子に傷を負はせた、といふあの大事件に際して、その裁判の任に當つてゐる大審院の判事が、花を引いて遊んでゐた、天子様さへわざ〳〵御見舞遊ばされるといふあの國家的重大事件に、その裁判官ともあるものが花を引いて遊んでゐるとは何事か、といふわけで、これ又、政府攻擊の好個の材料となつたのであります。その外にこの議會では、法典施行延期論といふものが勃發いたしまして、大きな波瀾を捲き起したのです。それはどういふことかと申しますと、當時政府に於ては、民法、民事訴訟法、商法、刑法、治罪法、裁判所構成法といつた主たる法律はすでに出來上つてゐたのでありましたが、その中民法、民訴及び商法については、餘りにフランス法に模倣しすぎて、わが國の醇風美俗を蹂躙するものであるから、當分その施行を延期すべしといふ議論であります。延期論者の多くは、イギリス、ドイツ學派の人々で、これに對しフランス學派の連中は大抵不延期實施論を主張いたして激しい議論となりましたが、議會での表決の結果は遂に延期論者の勝利となりまして、施行は延期せらるゝに至つたのであります。

Uncle Sam fighting Criminals earnestly

Albert L. Warner

米國政府司法省の捜査局

アルバート・エル・ワーナー

この號の時報にある犯罪會議の様子でも知られる通り、合衆國政府が、ステートに遠慮はしてゐるものゝ、其名は何とあるにせよ、中央に國民的な一個の警察機關を組織しようとしてゐる意圖のあることは分明である。しかし、これは、今日急に思ひ立たれた案ではなく、已に一昨年ルーズベルト就任直後、上院の犯罪調査委員たりし上院委員（セネーター）コープランド氏は、各ステートからガヴアナー（知事）の任命した警察權の代表者を中央の司法省の捜査局に集めて警察機關を組織し、一個のナショナル・ユニットとして地方の警察官憲と協力せしめて、犯罪問題を處理しようといふ、州の權限を侵害しない慮のある妥協案を建議してゐるのである。（昭和八年十二月號「刑政」掲載「合衆國政府とキッドナッパー」參照）。犯罪會議に於ける決議第二項警察官の中央練習所設立案も、司法長官カムミングス氏の提案にかゝる所なるを見ても、合衆國政府の意圖の存する所を窺ふに足りるのである。とにもかくにも、これも、ニューヨーク州知事時代より犯罪問題に多大の關心を有つてゐたプレシデント・ルーズベルトの犯罪に對するニユウ・デイールの第一歩として看て差支あるまい。

茲處に、合衆國政府の警察活動のヘッドクオーターズ（本部）たる司法省捜査局の活動の一班を紹介する。

本文の筆者ワーナー氏は、ニューヨークの「ヘラルド・トリビユウン」社ワシントン支局次長である。

ワシントンの新しくできた大きな司法省（Department of Justice）のビルデイングの地階の奥には、どつしりした胡桃材のドアを閉てきつた小銃射的場がある。其處では、毎日、射撃の演習が行はれて、いつかはまた、別なデイリンヂヤーか「美男（ボーイ）」フロイド（二人共最近米國官憲の手で射殺された有名なギヤングスターで、

デイリンヂヤーのクライム・レコードは嘗つて此誌上で紹介したことがある）かの背後にうなつて飛んで行くかもしれない彈丸が、ギヤラリー（長い射廊）の突き當りにある鋼鉄板をぶつすり貫いて、極めて平凡に、鋸屑の中に其身を葬るのである。

この六階では、司法長官（Attorney—General）のカムミングス氏が陣取つてゐて、法律上のデリケートな問題に頭を惱ましてゐるでもあらうのに、このベースメント（地階）では、音響の洩れない壁で仕切られて、法規維持のための血と肉との物凄い豫備演習が行はれてゐるのだ。

實際活動の場面は、更らに、アトーニー・ゼネラルの室の眞上のフロア（階）に移つる。茲處は、捜査局（Division of Investigation）長（Director）エドガー・フーバーの第二の領區で、四百八十萬個のフインガー・プリント（指紋）のレコードが整然と列んでゐるのである。この數字は、英國ロンドンのニュー・スコツトランド・ヤード（New Scotland Yard）（古いスコツトランド・ヤードからウエストミンスター河岸に移つたメトロポリタン・ポリス（警視廳）のこと）に收められてゐる指紋レコードの約十倍に當るのである。捜査局へは、一日二千八百個の割合で、全國七千の警察部並びに刑務所、シエリフ（刑罰執行官）其他の法規執行官吏より指紋の送附を受けるのである。

尚ほ、別に、五百八十萬枚のインデツクス・カード（索引）が備へ付けてあつて、犯人の姓名、犯罪の手口犯罪統計等が一目の下に瞭然たる仕組になつてゐる。

若し、讀者が、假りにギヤングに襲はれた銀行内に在つて、ギヤングスターの一人が仲間の一人を「おい、ヂツプ」と呼びかけるのをふと耳にしたとしたら、この捜査局は、立ちどころに、このニツクネーム（通稱）を有つてゐる凡ての既知の犯人の姓名を貴方に供給することができるのである。若し、また、貴方が、犯罪の現場で布の切れ端を見出したとしたら、其布の絲の織り方地合は直ちにこの局で解剖せられて、犯罪の捜査は速められるのである。

氣味の惡い射的場からたんと隔れてゐない處に、合衆國政府のクリミナルに對するニユウ・デイールの他の一徴證とも見るべきものがある。それは、この新しいビルデイング内のアーセナル（武器庫）である。武器はいつ何時たりとも使用に堪えるように整備されてゐる。それは其筈で、茲處は、捜査局のスペシアル・エーヂエント

（特選組）のために設けられたデイストリクト・ヘツドクオーターズ（支部）の一つとなつてゐるからである。鋼鐵のドアの中には、最新式のライフル銃やガス爆彈が嚴重に保管せられてゐる。ギヤングスターの好んで使用する機關銃やら、筒の短い小機關銃やら、小形ライフル銃等に至るまで、何一つ缺くるものはない。別に、エーヂエントが此等の武器を持ち運ぶために、長い黒いケースが備へてあつて、一見ヴアイオリンのケースに似てゐるが、こいつがヴアイオリンとは似もつかぬ不思議な音を出すのである。

この司法省には、大統領認可のアドバイゾリー・コムミッテイ（顧問）が任命されてゐるが、現在顧問は、司法省の犯罪討伐の此等の活動が如何にして科學的にして教育的たる國民的の中心機關となり得るかの方法を講じつゝあるのである。

顧問委員の建議案によると、一種のクリミノロヂーの研究所（インステイテユウト）のような機關を創設しようとするに在るらしい。このインステイテユウトの中には、全國の地方警察官吏のための練習所（トレーニングスクール）も設けらるゝことになるのである。とはいふものゝ、固より、捜査局が英國のスコットランド・ヤード（メトロポリタン・ポリス）とならうとするのでもなければ、ステート（州）や其他地方官憲の權力を壓迫侵害するような合衆國政府の警察力の中心とならうとするのでもないのである。

實を言ふと、合衆國政府の共筋の人達は、英國のスコットランド・ヤードよりも一層完備した捜査機關を有つて居り、且つ、或る點では、一層強大な權力を握つてゐることを主張してゐるのである。

委員は、地方の警察官吏中より選抜せられたるもののために、彼等の職務の上に科學的の向上發展の進路を開き得るような訓練施設を確立しようとしてゐるのである。かうなれば、自然と、自分の持場に立つてゐるコツプ（巡査）は一人のこらず凡てのものがぼんやりしてはゐられなくなるだらう。つまり、委員の考へでは、彼等をして職務の重大なることに自覺せしめ、如何にしてクリミナルに對抗していけるかといふことを省察せしめようといふのである。

自動車や飛行機でステートの境界を突破し、犯罪の活動舞臺を容易に甲のステートから乙のステートへ移動することのできる今日、合衆國政府にかゝる警察官吏の訓練所の設けられることになれば、ステート共他の地方政

治團體を促して、爭つて中央政府に報道に關する協力を求めしむることにならうといふものである。已に、何所に起つた犯罪でも全國到處に知らしめ得るようなラヂオによつて全國を結びつける警察通信網の國民的な大きなシステムを創設しようかといふ案も出てゐるのである。

提案されたプログラムの他の部門には、各州（ステート）に司法省を設けて、州内部の地方政治區劃を越へて、州の警察を一手に統制せしめようとの案もあつて、この案は、去年の犯罪會議に於ける委員の態度で、承認されるらしいといふ確信を中央の司法省に抱かしめたのである。

前にも言つた通り、全國七千に餘る警察官憲から一日平均二千八百の指紋を捜査局の鑑識課（Bureau of Identification）に送附されるのであるが、其内鑑定のついたものは直ちに廻送され、其結果、一日平均十二人の犯人が逮捕されてゐるのである。指紋は收受するに從つて、分類せられ、捜出せられ、而して後、三十六時間以内に解答はそれ〳〵各地方に急送せらるゝのである。なほ、鑑識課の活動は國内にのみ限られず、現在六十四ケ國の外國と指紋を交換してゐるのである。最近、南アフリカから指紋を送つて來て、シカゴ、クリーブランド並びにニューヨークにゐる犯人の捜査方を求めて來たのである。

第一に、この捜査局のエーヂエントたるものは大部分法律に通曉せるもの又は計算に熟練したる人々であつて彼等は、先づ、十二週間政府の練習所に入るのであるが何ををいても、射撃に巧みでなければならないのである。この資格は、一定不變の要件で、月毎に試驗されるのである。司法省の新しいビルデイングに新しい射的場が設けられたのは、實にこれがためなのである。組織もサイエンスも固より結構ではあるが、最後は、元へ戻つてやつぱりトリツガー（銃器の引金）にたよらなければならないのである。捜査局はそれを忘れないのである。捜査局のレコードに公敵ナンバー・ワンの名を殘したヂオン・デイリンヂヤーや「プレツテイ・ボーイ」（美男）フロイドが、あつさり居なくなつてくれたのも、全く這物のお蔭なのである。

Literary Digest, March, 2, 1935

海外時報

司法省主催 全米犯罪會議

去年の十二月號に報じてをいた通り、米國政府司法長官（U.S. Attorney-General）カムミングス（Homer S. Cummings）によつて招集せられた全米犯罪會議（Conference on Crime）は、豫定の如く一九三四年十二月十日より同月十三日まで首府ワシントンで開催せられたのである。招きに應じて集れるもの、合衆國政府、州政府其他地方政治團體の行刑及び檢察部よりの代表者は勿論、辯護士協會、社會事業團體、其他、市政、宗教、教育、犯罪行刑、醫學等に關する諸團體諸學會より選まれたる代表者六百餘名に及んだのである。十二月十日夜、憲法記念會館に於ける劈頭第一のセツシヨン（開會）に於て、司法長官カムミングス氏は會期中常置の議長として選擧せられ、次いで、ルーズベルト大統領、前きの國務長官スティムソン、及びカムミングス氏のアドレツスがあつて、齊しく皆、這回招集せられたる會議の目的たるクライム・プロブレム（犯罪問題）の性質の重大にして且つ複雜極まりなきを說き、篤志の願望以上の何物かをもたらさんことを會議に望んだのである。プレシデント・ルーズベルトは、先づクライム・プロブレムに對する國民の眞摯なる覺醒を促し、「この問題に對するしつかりした輿論を築き上げるために、全體から見た犯罪に關する事實を國民の前に開陳するのは、玆處に集まつた諸君の現實の爭ふべからざる義務である。悲しいかな、予は、今日の忌むべき狀態に對して、我國の輿論は十分敏感でないと斷言せざるを得ないのである」、と說いてゐる。

十一、十二、十三の三日間八回のセツシヨンに於て、委員は、刑法の執行のあらゆる方面に關するスピーチ（講演）に耳を傾けたのであつた。會議の最終日十三日の午後のセツシヨンでは、會議は、其ために指命せられたる決議起草委員の起草したる下揭の諸決議を滿場一致を以て可決したのである。

全米を通じた國民的（ナショナル）なコンフアレンス・オン・クライム（犯罪會議）は、今度が始めてではなく、全米辯護士會（American Bar Association）の刑法及び刑事學部を初め、アメリカン・プリズン・アソシエーション、ナショナル・プロベーション・アソシエーション、ナショナル・コンフアレンス・オン・ソーシアル・ワーク（全米社會事業大會）の如き團體は、多年、犯罪問題に關して年次の會合を催し、その社會的價値は多大なものがあつたものである。しかし、今度の司法長官の招集にかゝるコンフアレンス（會議）は、其參列委員の廣汎な範圍に亘つて選ばれたことと、且つ、これまでの他の會議のいづれにも見出されなかつた合衆國政府の公式の後援のあつた點で、一種獨別のものであつたのである。其の政府の勢力の强い影響は、この記憶すべき會議中の每回のセツシヨンで感ぜられたのである。

この前のカングレツス（議會）で、合衆國政府の警察權を擴張する議案が通過してゐるし、其上に、最近、司法省の搜査局のギヤングスター・ハンテイング（ギヤング狩り）に目覺しい成功を見せてゐるためもあつて、警察權に於て合衆國政府とステートとの間の關係の問題が會議に於ける主要なる題目となつたのは、自然の勢である。會議中、司法長官（アトーニーゼネラル）も其部下も、斷えず、合衆國政府はステートの權限を侵したり、ステートの警察權を僭奪したりする意志は毛頭有つてゐないことを力說してゐるのである。次官のキーナン氏は、一九三四年度の合衆國政府の警察權增大の法案を辯護し、これは憲法上からも實際上からも願はしいばかりでなく、むしろ必要であることを確言し、政府は只だ唯だステート並びに地方の警察官憲に助力を與へることを願つてゐるのみであると會議に宣明したのである。

とにかく、會議に參列した各メムバーは、犯罪に關して最も喫緊焦眉のプロブレムはステートの行政權內に屬する警察と檢擧との問題であることを暗默の中に、齊しく、理解したのであつた。同時に、ステート及びステート內の地方の警察は永久に法の勵行といふ大きな職務を負ふべきものであるといふことに一致したので、警察と檢擧との二つの職務の遂行に於ける組織と手續との問題に多大の注意が拂はれたのは、會議の性質上極めて適切なことであつた。ハーバード大學法學部敎授シエルドン・グリユック博士は、「犯罪防止に於ける警察と檢擧との部位」（"The Place of Proper Police and Prosecution in a Crime Reduction" by Dr. Sheldon Gleuck, Prof. of Harvard Law School）なる論題で、ステートに於ける犯罪判決前のまとまつた統一のある行政上の責任の所在の明でないことを極說し、五個又は六個の獨

立した機關に捜査と檢擧との一つの手續が分たれて行はれてゐるステートの行政上の責任の不統一と、合衆國政府司法省に見出さるゝ統一したコントロールとを比較し、而して進んで、ステートに於ける地方の警察機構の改革を求め、ステート内の凡ての警察機關を統一するべくステートの司法省（Ministry of Justice）の設置を勸說したのである。次いで、中央政府司法省捜査局長エドガー・フーバー氏は起つて、「捜査と逮捕」（"Detection and Apprehension," by J. Edgar Hoover, director of the Division of Investigation）なる題下に、この二つの問題を解剖し、最近彼の部下の目覺ましい成功を收めた方法について述べ、警察官吏に十分なる訓練の必要なることを力說したのである。

主題の重要味から考へても、さもあるべきだが、會議は、少年犯罪、犯罪防止、並びに、刑罰執行との三つの不可分の相關問題に多くの時間を割いたのである。中央政府勞働省少年局長カザリン・レンルート氏(女)は「犯罪少年に對する新舊方法」（"Old and New Methods of Dealing with Vagrants and Delinquents," by Miss Katharine Lenroot, chief of the children's bureau of the U.S. Dept. of Labor）、オハヨー州シンシンナティ市家事裁判所判事ホフマン氏は、「犯罪と近代青年」（"Modern Youth and Crime by Judge Charles W. Hoffman, Domestic Relations Court, Cincinnati, Ohio)なるペーパー(論文)を、それ〳〵提出して、少年審判所其他の機關による犯罪少年の生活の背景の十分なる解剖の後、理解と同情のあるトリートメントを加へる必要のあることを述べ、カリホルニア州アルカトラ島の合衆國政府所屬刑務所々長デオンストン氏は「モダーン・プリズンの機能」（"The Function of the Modern Prison by Warden James A. Johnston, U.S.Penitentiary at Alcatraz）なるペーパーで、「社會の防衛」がプリズン存在の根本理由であることを述べ、受刑者にとつて嚴重な規律と適當なる作業の必要を力說し、更らに、「プリズンは遂行すべき重要な任務を有つてゐる。予は、其の改良せられ、モダーナイズ（近代化）されて、人間の施設として恥づかしくないものとなるのを見んことを欲して已まないのである。しかしながら、凡てのことが言ひ盡され爲し遂げられた後、其處に出來上つた、我等の力の及ぶ限りの最も美しいプリズンは、終に、嘗て等閑に付された少年への一個の記念碑として立つであらう」と結んだのである。

合衆國政府司法省行刑局長サンホード・ベーツ氏は、會議第三日の午後のセッションに於て、「防衛的行刑政策」（"A Protective Penal Policy" by Sanford Bates, director, Bureau of Prisons, U.S. Dept. of Justice）なる論文を提出して、ペロベーション（保護觀察）及びパロール（假釋放）の必要とこの二つを功を奏すべき行刑政策の有効な構成分子たらしむるに缺くべからざる手續方法の必要を論じてゐる。

會議に於て採擇せられたレソリユウシヨン（決議）の多くは、合衆國政府の權限の範圍を越へた題目に關するものであるが、しかし、決議中の最重要なるものと見るべきものは、刑法施行の分野に於て職員を訓練するために、科學的研究並びに教育の國民的な中心機關の創設を促す決議で、この案は、全く合衆國政府の發案にかゝるもので、州の力を借らずに速かに實行し得るものである。若し、この決議が事實となつて現はれることになれば、今迄にこの國に開催せられた凡てのクライム・コンファレンス（犯罪會議）の主たる目的は達せらるゝことになつて、アトーニー・ゼネラル・カムミングス氏は、犯罪問題の解決に必要な基本工事を仕遂げたことにならう。

犯罪會議決議事項

Crime Conference Resolutions

次に掲ぐるものは、決議起草委員の手に成り、滿場一致を以て會議のメムバーによつて可決せられ、委員より司法長官の犯罪會議（Attorney-General's Conference on Crime）に提出せられたる報告書の本文である。

合衆國政府の司法長官の名の下に、國民の首都(ワシントン)に犯罪會議が召集されたのは、今回初めてゞ、合衆國政府（フエデラル）、州政府（ステート）、准州政府（テリトリー）、及び地方（郡、市）政治團體よりの代表者は勿論、其興味と活動の犯罪問題に關してゐる七十五以上の團體の代表者が全國よりこれに參加したのである。其會合は、國民の生命財産を防衛するといふ政府の第一義の義務の遂行並びに犯罪問題の科學的研究に捧げられたのである。會議の始終を見るに、國を通じて法律秩序の弛廢の甚しいことの歴然たる證據が提供されてゐるのである。この國民が、何等の罰を加ふることなくして、殺人と強奪と恐喝とを今のまゝに默視してゐようとは思はれないのである。

今や、四日間に亘る討論を經て、審議を了したので、

且つは、輿論の支援なくしては、犯罪防止の實効あるプログラムを立案するの到底不可能なるを深く信ずるがため、司法長官主催の犯罪會議は、玆處に、審議の結果を提げて、廣くアメリカ合衆國民の注意を喚起し、由て以て、下に掲ぐる會議の決議に滿腔の支持を致されんことを切に求むるものである。

決議第一

本會議は、今回の會同に於て、法律執行の職に在るものに其困難にして而かも一日も缺く能はざる重大なる任務に關する智識を供して彼等の活動を促し、更らに進んでは、將來に於ける眞摯にして恒久なる研究と努力とを惜しまざることを約したる會議の實質的な功績を銘記して忘れざるが故に、この會同を立案し組織し、且つ巧妙に實行に移した司法長官の建設的な指導能力に感謝し、且つ、時間と費用とを惜まず、公共の義務を果たすの美しい精神で、遠隔の地よりこの會議に參列した六百有餘の委員と視察者の多くの無私の奉仕を深く謝するものである。而して、更らに、この會議の今回のみに止まらず、永續的の組織となり、司法長官の招集により二年一回又は其以上の回數に於てワシントンに會同を催さんことを提唱するものである。

決議第二

犯罪會議は、司法長官の提唱を贊同して、刑法執行並びに犯罪者處遇の廣汎な分野に於て選抜せられたる職員を訓練するために、首都ワシントンに科學的研究及び教育の國家的なる中心機關の設立せられんことを主張するものである。而して、この決議の目的を達成せしめる方法手段を講じて、これを司法長官に報告するべく、司法長官によつて顧問委員の任命せらるゝことを勸說するものである。

決議第三　（省略）

決議第四

本會議は、普通犯罪經歷の無視せられたる少年時代に始まるものであつて、これに對する根本的な防止方法は、先づ、少年の犯罪の背後に潜む要因を發見し、而して、少年の指導訓練のために家庭學校並びに廣く社會に於けるあらゆる手段を强化し協力せしむるに在ることを確認するものである。依つて、會議は、合衆國政府並びに州政府の率先して、公私の團體を指導監督して、此等の三つの機關の協同動作を育成し、進んで、少年のために教育、職業訓練、運動遊技の機會を供し、且つ、有能熟練の職員を設けて指導矯正の任に當らしむるの策を立

てんことを望むものである。

決議第五　（省略）

決議第六

本會議は、パロール（假釋放）並びにパードン（特赦）の濫用が法律秩序に對する尊重の念を弱むるを悲しむものである。パロールにして賢明に適用さるゝに於ては、社會防衞のための行刑政策の必要缺くべからざる部分である。是に於てか、會議は、最も安全なる釋放手段としてパロールの適用の繼續を勸說するものである。但し、次に掲ぐる最少限の條件の下に之を認めんとするものである。

(一) 不定期刑の最小短期と最長期は、相當なる刑罰、更生並びに社會の防衞と兩立しなければならない。

(二) パロールは、資格の全き、兼職ならざる有給の委員の組織せるボード（合議體）により審議許可せられなければならない。

(三) ボードの用に供するため、受刑者の經歷、習慣、環境、家族及び前途の見込につき、完全なる智識材料が準備されてなければならない。ボードはこの智識材料によつて審議しなければならない。

(四) パロールを可とする委員の姓名は、新聞紙又は責任ある人又は團體の求めにより公表せられなければならない。

(五) 相當なる就職口並びに嚴重なる監視の存せざる限り、パロールは決して許可せらるべきでない。

(六) パロールに必要缺くべからざる監視を完からしむるため十分の經費が計上せられなければならない。

(七) パロール・オフイサー（監視職員）には一人にして十分の注意を與ふることのできない程の多數のパロリー（被假釋者）を受持たしめてはならない。

(八) 政治上又は其他の不正なる勢力は斷じてパロールに容赦さるべきでない。

(九) パロリーの自由生活の繼續が公共の利益に害ありと認められたる時、即時パロールを取消すための手段が設備さるべきである。

決議第七

犯罪會議は、刑事訴訟手續に實質上の改革を施すべきの時期正に到來せりと信ずるが故に、一九三五年度の議會（國及び州）の手續法上の改正について愼重審議すべきことを勸告し、且つ、刑事裁判を改良すべき諸法案の審議のため、凡ての議會に刑法委員の任命せらるゝことを提案するものである。

決議第八

本會議は、犯罪を異常に劇化しクリミナルを讃美する風の旺んなるを悲しむものである。

決議第九

本會議は、特に次の諸點の弊害を宣明するものである。

(一) 全國の多くの地方の小刑務所に存する不衛生にして不完全なる狀態

(二) 火器の不法所持

(三) 不良辯護士の活躍

(四) 其地位を利用して職業犯人に與へらるゝ保護(プル)

(五) 廣く行はるゝ保釋の濫用

Journal of Criminal Law and Criminology, January-February, 1935

ニューヨーク州刑政革新案

今度、ニューヨーク州のニューヨーク・カウンテイー(行政區劃の名)の一九三四年五月に選ばれた年次大陪審官によつてニューヨーク州の刑法及び刑事訴訟法の一掃的改革が建議されたのである。この提告は、大方の興味を惹くものと思ふが、九ケ月間の調査の結果出來上つたもので、此の間、陪審官は殆んど五十人に達するクリミノロヂスト及びピーノロヂストから提出された一千頁に餘る陳述を閲みし、其筋の記錄を研究し、且つは、各自費用自辨で處々のステート・プリズン(州立)を巡訪したのである。

この建議案について、ニューヨーク市のハラルド・トリビユウン紙は、「陪審員の調査が、昨春、ニューヨーク・カウンテイーの大陪審員協會機關誌たる「ゼ・パネル」(陪審制)に現はれたパロール(假釋放)の失敗を論じた一文の結果であることは、現在の事態の威壓を示すに足る顯著な證據である。其當時に在つては、協會の持論はパロール・システムを否とする傾きが強かつたのであるが、今時行はれた愼重なる調査は、パロール・システムが唯一の解決方法であることを再び信ぜしむるに至つたのである」、と言つてゐる。

「吾人は、假釋放が主義に於て誤つてゐないものであることに滿足するものである、が、しかし、其主義の實際の適用には遺憾ながら改むべきものが多いのである」、とは、グランド・ヂユリー(大陪審員)の長たるリー・トムプソン・スミス氏の建議案の序文の中に言ふ所である」。此度の調査で、過去三年半の間に假釋放されたもの、八五パーセントは一級犯罪で有罪の宣告を受けたものゝなかつたことが分明かつたのである。

「今回の研究は、人情的な見地からのみ行はれたのでなく、納稅上の關係からも考慮せられたもので」、ニューヨーク市の代表とも見るべき二十三人の大陪審員は、毎年パロールさるゝ受刑者の二分一が眞に改善せられたならば、納稅額の上で一年約百萬ダラは節約し得るだらう」、と見積つてゐるのである。これは、凡てのピーノロヂストの見る所と一致してゐるのである。

建議案は、「刑法及び刑事訴訟法の全部の速かに改訂せらるべき」を說き、「現在の狀態は殆んど言語に絶した矛盾混亂で、新たなる法律はこの混亂を增すのみである」、と言つてゐる。

受刑者の現在の處遇方法に於ける不備の點を改むべく、建議案は四十九箇條の案を立てゝゐるが、其中には、ステート・プリズンに於ける改善方法、パロール・システムの擴張、並びに、現行刑法の採用する峻嚴なる刑罰の緩和等に關する廣汎なるプログラムを包含してゐる。

先づ第一に、犯罪のデグリー(等級)に關する細かな差別を出來得る限り廢止すべきこと。次に、定期刑不定期刑の區別の廢止。更らに、一級及び二級の殺人、一級の叛亂罪と放火罪、一級のキツドナツピング(誘拐略取)と强姦罪の宣告を受けたるものを除き、一切の重罪犯人は不定期刑を科せらるるべきであると建議せられてゐる。

判事は只だ刑のミニマム(最短期)を定むるのみの權限を有つこと。極刑は終身刑とし、ミニマムの滿了後パロールによる釋放を許すこと。パロールには、新たに定めらるべき受刑者の敎育標準に基いて可否の決せらるべきこと。

「パロールの成否は、大部分拘禁中受刑者の遭遇した出來事の如何によつて定まるものである。有罪の宣告を受けてプリズンに收容されたことのある人々の間に犯罪を減少し、而して、犯罪菌の保有者としての傳染力を破壞する唯一の論理的方法は、わがプリズン並びにリホーメートリーに於て、訓練された有能な職員の手で、仕組の巧みな、經費の潤澤な、而して、指導宜しきを得たレハビリテーション(更生)のプログラムを實行するより外にないのである」、と斷言してゐる。

長期の刑は、決して犯罪の防止にはならないことがグランド・ヂユリーによつて發見されたのである。といふ

のは、一九二六年にボームズ法（註――ニユウヨーク州の上院議員ボームズ氏の提案にかゝる法律で重罪四犯を累ねたものを終身刑に處するもの）の議會を通過して以來、普通人口は僅かに一七パーセントの增加を示せるにも拘らず、受刑人口の增加は一一八パーセントに達してゐるのである。

大陪審員の提告による重罪人（フエロン）に對する處遇についての建議案では、彼等は不定期刑で收容さるゝことゝなり、極刑は終身刑とする。收容の際には、先づ、收接所（receiving institution）へ送られ、徹底的に檢診が施され、本人の一身上について種々研究せらるゝのである。かくして、智能の程度並びに各方面の心の態度の決定せられたる後、克く學業に努めれば將來立派に進步改善の見込があり、必要な要求條件さへ滿たせば、早く社會への復歸ができるのだといふことを訓しへ聞かされるのである。

他の建議案には、種々異つたタイプの性格を有つた受刑者を收容し、それ〴〵特殊の訓練を與ふる仕組を有つた特殊刑務所の設置がある。尙ほ、訓練と作業との間には正當なバランスが保たれてゐなければならないといふことも說かれてゐる。

惡を禮讃し、犯罪を劇化するの傾きある映畫は、一切上映を禁ぜらるべきこと、運動競技は、受刑者の甘心を買ふの手段たるべきでなく、彼等の精神上並びに肉體上の健康を增進するの手段として用ひらるべきである、と建議されてゐる。

Literary Digest, February 2, 1935

小田原少年刑務所並に浦賀刑務支所に於ける收容者の發育狀況比較

小田原　島田正雄

緒言

小田原少年刑務所並に浦賀刑務支所收容者は何れも滿十八歲より廿三歲迄の準少年であつて、未だ肉體的發育の途上にあるものと考へられる。而して小田原少年刑務所は陸上刑務所なるに反し、浦賀支所は、我が國に、他に其例を見ない唯一の海上刑務所であるから、此等兩所の收容者は全く異つた生活環境を有してゐる譯である。卽ち一は、陸上、一定の地に於て、多くは工場生活を續けてゐるが、他は、海上遠く漁業に出で、潮風に吹かれ、波に搖られ、强力なる作業に從事しなければならない。かゝる、異なつた生活環境が、彼等の身體的發育の上に如何なる影響を與ふるかは、我々少年行刑に直接たづさはつてゐる者にとつて、非常に興味ある問題たるを失はない。余、公務多端の間、小暇を偸んで、兩刑務所に於ける收容者の發育狀況を比較觀察し、幸に、一小成績を得たので、甚だ杜撰ではあるが次にそれを報告し、大方の御叱正を得たいと思ふ。

調査方法

余は先づ浦賀支所全收容者につき、各人の同所收容時より、調査日に至る收容期間、並に該期間內に於ける、身長、胸圍、體重の增減を調査した。收容期間については、三ヶ月（二名）五ヶ月（一六名）六ヶ月（四名）一五ヶ月（二〇名）一七ヶ月（一名）二七ヶ月（八名）で、何れも、雜居してゐる。次に、小田原の收容者中より、雜居收容期間が、三ヶ月、五ヶ月、六ヶ月、一五ヶ月、一七ヶ月、二七ヶ月に相當する者のみを選出した處、各二一名、一六名、九名、三名、二名、七名、合計五八名あつたので、其等につき各人が、其收容期間內に、幾何の身長、胸圍、體重の增減を示したかを調査し、それを浦賀支所收容者について得られた結果と比較したのである。

成績並に考察

一、身長

第一表は浦賀支所、第二表は小田原少年刑務所の各收容者の、身長の增加を示したものであつて、第一表によれば、支所收容者は、平均〇、三糎より一、〇糎增加し、總平均に於て〇、五糎增加してゐる。又第二表によれば、小田原少年刑務所の收容者は平均〇、六糎乃至一、七糎增加し、總平均に於て一、〇糎增加してゐる。卽ち、支所收容者は本所收容者

の正に半分しか身長を増してゐない。而も、前者の平均収容期間は一二・六ヶ月、後者のそれは八・三ヶ月なるを見れば、前者は、身長増加の點については遠く本

第一表　収容期間別身長増加表（浦賀刑務支所）

収容期間（月）	人員	身長増加（糎）							増加平均
		○	一	二	三				
三	二				一	一			〇、五
五	一六				九	六	一		〇、五
六	四				三	一			〇、三
一五	二〇				一三	四	二	一	〇、六
一七	一				一	一			〇、一
二七	八				一	一			〇
増加總平均	〇、五								

第二表　収容期間別身長増加表（小田原少年刑務所）

収容期間（月）	人員	身長増加（糎）							増加平均
		○	一	二	三				
三	二				二	一			〇、五
五	一六				一	九	六		〇、五
六	九				一	四	三	一	〇、六
一五	一三				一	四	三	一	〇、六
一七	二					一	一		〇、一
二七	八					一	一		〇、一
増加總平均	〇、三								

所に及ばない事が明瞭である。

二、胸圍

第三表　収容期間別胸圍増減表（浦賀刑務支所）

収容期間（月）	人員	減少	胸圍増加（糎）								平均増加
		一	〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九	
三	二												三、五
五	一六												二、八
六	四												四、二
一五	二〇												四、〇
一七	一												三、五
二七	八												
増加總平均	三、五												

胸圍の増減を第三、第四兩表に示した。第三表によれば、浦賀に於ては平均二・八糎乃至四・二糎の増加を見、總平均は、三・五糎の増加となつてゐる。これに、反し、小田原に於ては、平均一・一糎乃至三・〇糎増加し、總平均の増加は一・七糎に過ぎない。即ち、浦賀收容者の胸圍は、小田原收容者のそれの二倍以上増加してゐることが判る。

三、體重

第四表　収容期間別胸圍増減表（小田原少年刑務所）

収容期間（月）	人員	減少	増加（糎）							平均増加
		三	二	一	〇	一	二	三	四	五	六	七	
三	二												一、一
五	一六												一、三
六	九												一、二
一五	一三												一、三
一七	二												二、五
二七	八												一、三
増加總平均	一、七												

第五表　収容期間別體重増減表（浦賀刑務支所）

収容期間（月）	人員	減少	増加（瓩）								平均増減
		一	〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九	
三	二												(−)〇、〇
五	一六												(+)二、八
六	四												(+)四、〇
一五	二〇												(+)三、八
一七	一												(+)一、四
二七	八												(+)四、〇
増減總平均													(+)一、八

第六表　収容期間別體重増減表（小田原少年刑務所）

収容期間（月）	人員	減少	増加（瓩）								平均増減
		八	七	六	五	四	三	二	一	〇	一	二	
三	三												(−)〇、七
五	一六												(+)三、五
六	九												(+)一、七
一五	一三												(+)〇、四
一七	二												(+)〇
二七	七												(+)一、四
増減總平均													(+)〇、八

（表中(−)は減少、(+)は増加を示す）

第五、第六兩表は、それぞれ浦賀及び小田原に於ける體重の増減を示す。第五表によれば浦賀に於ては、收容期間三ヶ月の者を除き、何れも平均一・八瓩、乃至四瓩の體重増加を見、總平均に於いては二・六瓩増加してゐる。次に小田原に於ては、最大二五・瓩の増加あるに過ぎず、總平均増加は僅かに〇・八瓩である。即ち、本所收容者の體重増加は支所收容者に比して、三分の一にも及ばぬ有様である。

結語

以上、余は、身長、胸圍、體重の三者に就て、浦賀、小田原兩刑務所收容者の

發育狀況を比較し、その結果次の樣な事實を發見し得た。

卽ち、身長については小田原收容者の方が遙かに增加してゐるが、胸圍並に體重の點に就ては、浦賀收容者の方が、極めて良好な發育を遂げてゐる。換言すれば、小田原少年刑務所收容者は、日光不充分な土地に生じた草の如く、脊丈のみ著しく高くなるに反し、浦賀支所收容者は橫に太くなる傾向が强いのである。

兩所收容者がその發育上、かゝる著しい差異を生ずるのは、生活環境の相違に基くものと考へられる。日常彼等が攝取してゐる食榮について見れば、浦賀の方が、小田原より遙かに粗末なのであるから、食物の影響は全く度外視されなければならない。思ふに浦賀收容者は常に海上生活をなし、新鮮なる外氣を呼吸し、比較的過激なる勞働に從事するに反し、小田原收容者の多くは、一日中工場内に蟄居し、比較的輕易なる作業に從事してゐる事が、身體的發育に前述の如き差異を生ぜしめる、最も大きな理由であらう。

かくの如く、海上刑務所が、受刑者の健康の上に、極めて好影響を與ふる事實を有しながら、海國を以て誇る我が國に海上刑務所が唯一ヶ所しかないことは甚だ遺憾であつて、將來行刑に關係する者はこの方面にも多大の注意を拂ひ、その發展を期さねばならない。

（一〇、一、一八）

二月分贈與金

一金壹百八圓也　篠原績外十八名退職贈與金

一金六拾七圓也　工藤庄三郎外一名死亡贈與金

計金壹百七拾五圓也

尙典獄補中島新吉氏ハ在職三十九年餘ヲ以テ今回退職相成タルニ付永年ノ御勤續ニ酬ヒル爲メ銀盃壹組ヲ贈與金ニ代ヘテ贈呈シ表彰ス

三月分贈與金

（一、）一金八拾壹圓也　退職贈與金　三宅廣志外拾參名

（一、）一金九拾參圓也　死亡贈與金　故長澤駒太郎外參名

（一、）銀杯壹組　島崎　健

島崎　健氏ハ永年勤續ニ付キ銀杯壹組ヲ贈與シ退職贈與金ニ代フ

殉職贈與金

一金四百圓也

元千葉刑務所看守部長　故川島與惣吉

右ハ昭和九年十月十二日、八日市場刑務支所ヨリ受刑者ヲ引取リ歸途ノ際列車中ヨリ受刑者逃走シタルヲ以テ逮捕セント走行中ノ列車ヨリ飛ビ降リ其ノ際頭倒シ頭部腰部及兩下肢等ニ打撲傷ヲ蒙リ其ノ後經過惡シク十二月五日遂ニ死亡セリ、支部長ノ申報ニ依リ本會々則第八條第一項第一號ニ該當スル者ト認テ頭書ノ金員ヲ贈リ慰藉ス

歐米視察談（下）

司法書記官　岡　田　朝　一

（一）

英國では僅か十日間程、ロンドンに滯在したゞけであるが、さすがは英國、落ち付きのある國だと感じた。シルクハットをかぶつた中學生、山高帽をいたゞいた紳士たち、それ等のものに私は、傳統を誇る、いかにも保守主義の國らしい英國の姿を見出したのである。――刑務所としては、ウオームウツズ、スクラブ刑務所、ブリックストン刑務所、ボーツマスのキングストン刑務所、フエルタムの、少年を收容するボースタル感化院、アイルスバリーの、少女を收容するボースタル感化院等を參觀したのであるが、それ等についての感想の一二を次に申し述べやう。英國の刑務所は、何處へ行つてもみな落付いた感じを受ける。ドイツの刑務所と較べると、この點頗る趣を異にする。これは英國の刑務所の特色の一つであらうと思ふ。由來英國では、犯罪を未然に防止するといふことに特に重點をおいて考へてゐるが、同じ犯罪者でも一番力を入れてゐるのは少年犯罪者で、次には初犯者に對してなか〳〵力を入れてゐる。つまり犯罪を未然に防止することに努むると共に、改過遷善の可能性の擁護といふことに力點をおいてゐるのである。これが英國刑務所の第二の特色である。從つて英國では、何れの刑務所においても既決、未決に論なく、初犯者と累犯者とは嚴重にこれを區劃し、兩者が互に顏を見合すやうな機會はない。敎化等については、特に初犯者に重きをおいてゐる。わが國でも大體この方針に則つてゐるのであるが、英國では處遇を行つてゐるのであるが、英國では

このことが特に目立つて見える。處遇や施設等を見て、私はその感を深うしたのである。英國の未決監で面白いのは、收容者から部屋代を取つて使用せしめてゐる特別室のあることである。六疊か八疊位の部屋で、椅子、卓子から寢臺までが備つてゐて、なか〳〵住心地がよさゝうに見える。部屋代は一日五志、現在の相場で、一志はわが國の八十五錢に相當する。部屋は自分で掃除をするのだが、他の囚人に掃除をさせることになると、十志の部屋代を拂はねばならぬ。つまり十志出せば、普通の宿屋住ひと同じことで自分は書物でも讀みながらぶら〳〵遊んでゐればいゝのである。未決監の制度としては面白い思ひ付きであると思ふ。わが國でも、この頃のやうに、えらい人たちが度々未決に入るやうな時代には、かうした部屋でもあれば、人權蹂躙などいふ問題は起るまいに、など思つたことであつた。

淚しいと思つたのはフエルタムのボー

スタル感化院である。こゝは感化院といふよりもむしろ學校といふ感じである。グラウンドの如きも實に立派なもので、フットボールのためのものなど、五つ六つもあつたやうに思ふ。作業といつても實は訓練である。役人も收容者と同じ氣分で、仲よく一緒に働いてゐる。全く先生と生徒の關係である。各舍に一名づゝの婦人の役人がついてゐることも面白い。その婦人はマザーと呼ばれて、收容者の身の廻りの世話もすれば、一身上の相談にも應じ、全く家庭に於ける母親の役目を立派に爲し遂げてゐるのである。母親の愛、家庭の愛に飢えてゐる筈の少年收容者たちにとつて、かゝる制度がいかに大きな效果をもたらすべきかは、言を俟たぬところであらうと思ふ。もう一つ羨ましいと思つたのは、アイルスバリーのボースタル感化院に於ける保護會の活動である。こゝは少女のための感化院であるが、保護會は院内に一つの事務所を有つてをり、日々係りのものが出張して來て、常に收容者に接しながら收容者の性行、家庭等について調査する。そしてかの女たちが出所間際になると、夫々適當なる就職口を探してやるのである。そればかりではない。保護會では自ら就職先きの調査までやつて、これなればこの少女を委託しても差支ない、といふ見込みのついたところで、始めて世話してやるのである。かれ等の仕事はそれ程に眞劍なのである。就職口が急に見付からぬ場合は、それが見付かるまで、若くは他に適當な保護方法の決定するまでその少女を保護會に於て世話してゐるのである。それといふのも、保護會がゆたかな資金を有つてゐるからであることは勿論であるが、その仕事に從事する人々の眞劍で熱心なことには、私も一驚を吃せざるを得なかつたのである。英國での御話はこれ位にして、米國へ移らう。

（二）

米國は御存じのやうに、各國人種の寄合世帶である。唯アメリカといふ、廣大で資源の豊富な土地に、世界中のいろんな民族が寄合世帶を營んでゐるにすぎないのである。民族の統一もなければ、その民族を表徴すべき民族精神といふやうなものもないのである。從つて米國人の生活の中心は「金」である、金以外には何もない。米國から金と資源とを取り除いてしまへば、後には何にも殘らないのである。その點からいへば米國人は實に慘めな國民といはねばならぬのである。——私は米國では數ヶ所の刑務所を見て歩いたが、その中の主なる刑務所について特に珍らしかつたと思ふ點を二三述べて見やう。先づシンシン刑務所であるが、この刑務所は活動寫眞等にもしばゝ現れ、相當日本人にも知れてゐる。紐育から汽車で約一時間行程位の、オッシングといふ町の、ハドソン河畔の高臺に建てられてゐて、眺望は頗る佳い。私の行つた當時には約二千人の收容者があつた。行つて見て先づ第一に驚いたのは刑務所の横手の廣場に、自動車が非常に澤山並んでゐたことである。自動車が並んでゐたとて不思議はないんだが、それが何れも看守たちの、自家用の自動車だといふから驚かざるを得ないのである。看守が自分の自動車で役所へ通勤してゐるなどいふことは、日本ではとても想像のつかぬことである。しかしながら米國での自動車は、事實日本に於ける自轉車位のものである。百姓でも一臺位の自動車は有つてゐる。米國の大都會では四人に一人の割で自動車を有つてゐるとのことである。さう聞いて見れば、看守が自動車を有つてゐたとて別に驚くにも及ばないことになる。況んや米國の看守の給料を聞くと、一層當然のことに思へる。シンシン刑務所に於ける看守の給料は、一年千八百弗から二千二百弗まであるさうだ。一弗は現在日本の三圓三十八錢位に當るから、これを日本の金に直して考へると、米國の看守の給料は、わが國の檢事總長の給料よりも多いといふことになる。自動車で通ふのも當然である。この刑務所で私が第二に驚いたのは、運動場のすばらしく立派なことである。千人から千五百人は入れるかと思ふやうな立派なスタンドも出來てゐる。私の行つたとき、囚人の選手たちが、そこで野球やラグビーの練習をやつてゐたが、その練習たるや又、專門家のコーチの下に專門的にやつてゐるのである。それを、鼠色のセーターを着、霜降りのヅボンを穿いた人たちが悠々と葉卷を吹かしながら見物してゐる。「一體囚人は何處にゐるのだらう」と思つてゐると、その葉卷きの先生方が、卽ち囚人なんだと案内人から聞かされて、私は呆然としてしまつたのである。この刑務所で一番力を入れてゐるのは野球とラグビーで、試合はなかなか强いといふ。試合の日は、外部からの入場者に對して一弗づゝの入場料を徵收する。試合の當日は、囚人は全部作業を休み、音樂隊を組織して、應援することになつてゐるといふ。案内人は得々としてそれを語るのであるが、そのワケを訊いて見ると、その答辯が「囚人は元來陰性の人たちである。それ故に惡いことをする。朗かな氣持ちでゐるものは決して惡事を行はない。それ故に、囚人をして改過遷善せしめ、再び犯罪に陷ることなからしむるためには、先づ囚人に朗かな氣分を有たせることが最も必要である。それにはスポーツが最も效果的である。且つ囚人は共同生活の落伍者である。それ故に、囚人には共同精神を涵養せしむることが必要である。その目的のためには野球とラグビーが最も適してゐる。これ等のスポーツに在つては、苟も共同精神が缺けてゐては、いかに優秀なる選手が揃つてゐても、チームの成績は擧らない」といふのである。成程一應尤もな言分のやうでもある。私共は、だからといつて、この言分そのまゝをわが國で實行しやうとの勇氣は到底ないが、囚人に朗かな氣持や、共同精神を有たせやうとするその狙ひどころは、一考の價値がないでもないと思ふ。

この刑務所には有名な死刑執行の電氣椅子が備へ付けてある。私は特に許されてこの椅子を實見するの機會を得たが、何でも二千百ボルトの電流を三分間通ず

るのださうである。以前は刑務所の役人が實行してゐたが、現在では、他所の技師に囑託してやつてゐるといふ。電氣による死刑執行は、死屍が變色して無殘な感じを與へるので、以前はいろ〳〵非難もあつたが、最近では種々研究の結果、變色はしなくなつたが、唯臭氣だけはどうしても拔くことが出來ないものだとのことである。この死刑執行には十二名の市民が立會ふことになつてゐるが、立會志望者はその都度五百名以上もあるといふ。さうした多數志望者の中から、十二名だけが特に選ばれて、それに立會ひ、若くは見物するの光榮を荷ふわけである。

次にはロスアンゼルスの刑務所について一言しやう。この刑務所の變つてゐることは裁判所と同じ建物の中にあることである。即ち建物の六階までが裁判所であり、七階が未決監、八、九階が既決監九、十階が女監といふことになつてゐる。一寸珍らしい行き方で、又極めて便利なものでもある。それはいゝが、私はこの刑務所の廊下を歩いてゐるとき、七八名の囚人が、廊下に毛布を敷いて、トランプで賭博をやつてゐるのを發見して實に吃驚してしまつたのである。更に驚いたことには看守が又、平氣でこれを眺めてゐるのである。「一體囚人に金を持たせてあるのですか」と、私は餘りに不思議に思つたので案内人に訊いて見たところ、「さうです、一人に付五弗以内の金を所持することを許してゐます」との返事である。そこで囚人たちは五弗以内の金でわけである。更らに刑務所内で賭博をやつてゐるのである。私は「それもやはり、米國行刑の中心思想である、囚人の心持を朗かにするための一つの教化手段なのか」との質問を發したかつたのであるが、言葉がうまく出て來ないので殘念ながら止めた。そして、これもアメリカ風景の一つかナ、と心に呟きながらそこを引き上げて來たのであつた。

最後に桑港金門灣内に在るフェデラルプリズンにつきその概要を語らう。この刑務所は、港から約一哩ほど距つた、アルカトラヅと呼ぶ一小島の上に在つて米國各州からの重罪犯人を收容するために、昨年七月初めて出來たもので、言はゞ新しき試みとしての刑務所である。有名なアール・カポネを筆頭として、いはゆるギヤングの連中が二百六十名ばかり收容されてゐる。一見要塞とでもいふやうな感じの刑務所で、周圍の水中には鐵條網が張りわたしてあるし、且つこの島から三百ヤード以内に近寄るいかなる船舶でも、それが聯邦政府の船舶でない限り、必ず機關銃の御見舞を受けねばならぬことになつてゐる。その他刑務所内部の構造を見ても、第一に、いかにして外部からの來襲を防ぐべきか、といふことに最も主力をおいて作られてあり、次では、いかにして囚人の逃走を防止すべきか、といふこと並に囚人が暴動を起した場合、いかにしてこれを鎭壓すべきか、といふことに非常に細心の工夫が費されてゐることを發見する。例へば、外側へ向けて銃眼の穴が開いてゐるし、食堂の周圍等を見廻つてゐる看守は、何れも

鐵砲を携へてゐるし、といふわけで、一朝暴動が勃發すれば、何の穴から鐵砲を打ち込むといふことまで、チヤンと手筈がきまつてゐるのである。從つて處遇といつても、この刑務所では、いかにせば囚人たちの御氣嫌をとつて、暴動など起させないやうになし得べきか、又逃走を防止し得べきか、といふやうなことばかりを考へてゐて、他にこれといふ處遇方法はないやうである。一面では頻りと囚人たちの御氣嫌をとり、一面では出來るたけ嚴重に囚人を封じ込んでおかうとする以外に、改過遷善といふやうな處遇が何處にあるか、私共にはとんと見當がつかないのである。從つて食堂の如きも、カフエーテリヤ式の、一點申分のない程立派なもので、囚人たちは自由にそこに出入して食事をするのである。アール・カポネがこゝにゐると聞いて、私はどんな男か、一目でも見ておきたいと思つて交渉したが、どうしても會はしてくれなかつた。案内係の役人の話では、かれも近頃は大きに眞面目になり、靴の修繕作業に從事してゐるとのことであつた。

(三)

私はこの刑務所を參觀した翌日、淺間丸に乘船して再び日本へ歸り、日本の太途中ハワイを見物し、十二月十四日未明に無事横濱港に入港したのである。東が白むので私共は甲板に出た。やがて、火の塊りが、大きなまん圓い、燃ゆる太陽が、赫灼たる光芒を空に、海に投げながら、海のはるか彼方から、しづ〳〵とさし昇つて來るのを、私共は、涙にうるむ瞼を大きく見開きながら、眺めたのである。「あゝ、やはり日本だ！」——甲板の人たちは、口々にさう叫んだ。それが日本人として生れたことは私共の幸福である。日本は開國以來すでに半世紀以上の歳月を閲してゐる。その間、外國から模倣すべきものは殆んど全部模倣しつくしたといつても過言ではないと思ふ。今では多少參考にすべき點はあつても、どうでも受け入れなければならぬといふ程のものは見當らない。外國模倣時代、外國崇拜時代はすでに過ぎ去つた。今は日本が、日本自らを見出し、日本

自らを高揚すべきの時である。日本には日本特有の傳統と國情によつて孕まれ育くまれて來た日本獨特の文化がある。今後の日本は、それに基き、日本の獨自的な立場に於て、更に高次な日本文化を創造すべきである。その日本文化こそは、やがて世界文化をリードするであらう。それはすべての日本人に課せられたる責任であり使命である。私は歐米を經めぐつて來て見て、痛切にこの感を深うしたのである。

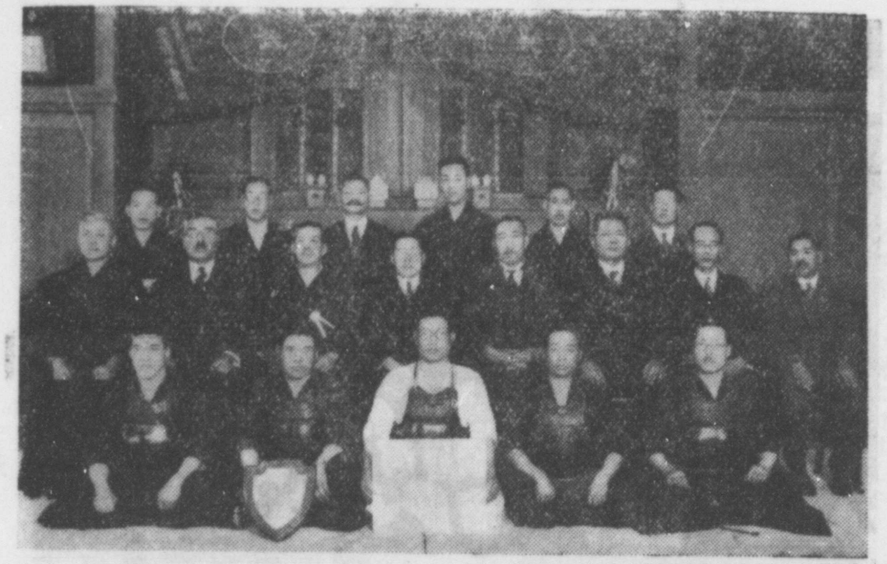
今はいかなる日本人でも、外國崇拜の迷夢から醒むべきときである。日本は未だ外國にかなはないなどゝいふのは、今日では一つの妄想にすぎない。日本は今日行き詰つてゐると稱せられてゐる。成程社會のあらゆる部門に於て、局面の打開と立直しとを必要とする點も多々あるであらう。しかしながら、歐洲、殊に埃太利邊の行詰り方と較ぶれば、丸で標準がちがふ。日本はまだ〳〵行詰つてはゐない、と私は直感したのである。とにかく日本はいゝ國である。日本人の永遠の故郷はやはり日本でなければならない。日本を護り立て、更によい國にして行くことが、日本人としての喜びであり、誇りであり、感謝でなければならない。



東京刑務武道會 第二回柔道大會

主催　豐多摩刑務所
日時　四月三日（神武天皇祭）
場所　豐多摩刑務所道場

連日の荒天拭ふが如く天も吾等の今日の首途を祝福するかの如き日本晴。定刻午前九時前會場の準備は全くなり、晴れの選士は固より應援の人々も各々今日の戰ひを胸にゑがいては高なる心臟のどよめきを抑へあへず續々詰寄せ時の至るを待つ。愈々開會の拍子木を合圖に型の如く一同整列、審判の諸先生始め岡部巢鴨、小櫃川横濱、仁科浦和各所長其他數十名の來賓臨席の裡に先づ吉田會長の嚴かなる開會の辭に日本精神を高調され本大會の深き意義を述べ選士諸君の不斷なる武道鍛練の成果の技倆、精神の兩面に亙つて遺憾なき發揚を希望し、特に選士各自の一擧手一投足は畢竟其の所屬刑務所の精神氣風を表現し、代表するもの終始一貫嚴肅にして正々堂々の態度を保持せられよと說き大いに自重を促すところがあつた。次いで前年の優勝刑務所巢鴨（柔道）、及豐多摩（劍道）より夫々優勝楯の返還あり、玆に開會式を終へて先づ試合は劍道部より開始された。



戰前審判員を代表して高野佐三郎先生は「武道」の目指すところは日本精神の鍛練と發揮に存する。此の大目的を忘れて徒に勝敗の末に迷つてはならぬと選士一同に注意を與ふるところあり、かくて柴田、大村、高野の三先生審判の下に試合續行、劍撃愈々相摩し、場内は早くも緊張と昂奮の渦中に捲き込まれた。戰績左の如し。

順位	總得點	小菅	市谷	巢鴨	横濱	豐多摩	團體名
四	7	／	1	2	1	3	小菅
二	11	4	／	1	3	3	市谷
一	15	3	4	／	4	4	巢鴨
三	10	4	2	1	／	3	横濱
四	7	2	2	1	2	／	豐多摩

劍道閉戰時に午前十一時半、玆に休憩は宣せられ晝食に入る。

午後一時柔道部の試合開始三船、白井兩先生審判の下に續行さる。其の開始に當り三船先生より、試合態度につき懇切なる注意があり愈々選士各々其の秘術を盡して猛烈なる白熱戰を演じ觀衆をして思はず汗を握り息を呑ましむるの有樣であつた。閉戰午後四時、戰績次の如し。

順位	總得點	小菅	市谷	巢鴨	横濱	豐多摩	團體名
一	18	／	5	4	5	4	小菅
四	7	0	／	2	4	1	市谷
二	12	1	3	／	4	4	巢鴨
五	3	0	1	1	／	1	横濱
三	10	1	4	1	4	／	豐多摩

かくて直に閉會式に入る。先づ吉田會長より本大會に第一位を占めて優勝の榮冠をかち得たる巢鴨（劍道）及び小菅（柔道）の兩刑務所に滿堂拍手裡に優勝楯を授與せらる。之を終つて會長は閉會の辭として選士諸君の最善を盡して戰ひに臨み殊に有段者以上の實力を示したる公園には遊覽客や、神鹿の群が三々五々散見せらる。收容者の心境は如何にやと思はせられた。



者の數多かつたことを欣快とすると述べ今後更に自重自愛一段の努力健闘を希望すると說き、最後に審判諸先生並に來賓各位に深き敬意を表すと結んで玆に盛會裡に無事大會を終了することを得た。尙ほ散會の後優勝選士一同の記念撮影があつた。



刑務所だより

◎集團散歩（第六回）歩兵第三十八聯隊（奈良）見學狀況　昭和一〇、二、一七

立春後と雖も寒さには何等變るところなく吹き來る風は肌を刺す。

今日は日頃待ち焦れたる集團散歩の樂しき日である。一行は教務主任、戒護主任、教誨師、部長外四名引率の下に受刑者二十九名なり。

午後一時いよ〳〵出發に當り戒護主任より行先を告知し、次で途中並到着後の諸事項に關する訓授を爲し、これを一同固唾を飲みながら拜聽し全員が二隊に分れ表門を出る。街裏の間道を經て右に千古の寶庫（正倉院）左に華嚴宗の大本山（東大寺）を眺めながらも徐行する一行の眼に映ずる一木一石凡てが史實を物語らざるものなく、天平鎌倉時代の文化を追想しながら春日神社（官幣大社）の附近を通過して行く。早春うら〳〵かに訪れる公園には遊覽客や、神鹿の群が三々五々散見せらる。收容者の心境は如何にやと思はせられた。

それより約五六丁にして非常時を雙肩に國防の第一線に赴つ留守隊（歩兵第三十八聯隊にして本隊は目下滿洲守備の重任に在り）に着く。時に午後一時四十分何事にも非常時が叫ばれ、雜誌一人」なり教誨師又は地方の名士、軍人等よりも常に機會ある毎に「非常時」と吹き込まれてゐる吾々は、只想像するに過ぎざるものゝ、今日この營内を見學して正しく軍隊生活や其他の設備等を見聞し、いよ〳〵血湧き肉躍る將校の講話を聽き一層非常時の認識を深くするの機會に遭遇せるを衷心より喜ばざるを得なかつた。

嚴然たる營門より入り來意を告ぐれば東永曹長の案内により講堂に到る。周圍の壁間には維新當時より今日に至る諸將士（戰死者）の面影が數百も列揭されてあり、何れも沈默武人の英相を今の世に生々として傳へてゐる。斯く感ずるに及び全員は齊しく襟を正しながら肅々として尊影に默拜を行ひ、永久に我國を鎭護せられよと念じ、あるひは吾々もまた同じ運命を辿るやも不計と思ひこゝに至りて感慨無量なり。

休憩すること十數分此の間茶の接待を受け暫くすると威武堂々たる青年士官鶴見中尉が來られ一同は起立して敬意を表す。

斯くして吾々一行の爲に御多忙中にも不拘御講話を下され、吾々は手を握りながらこれを拜聽した。

午後二時一同打揃ひ酒保前の庭園に綻びを待つ櫻樹の下で少憩攜行したる菓子包を與へた。陽光雲間より射るも寒さはひし〳〵と迫り來るものは雪か雨か將亦霰かと思はるゝ天候となつた。時を移さず東永曹長は聯隊本部各兵舍、厩舍、炊事場、各倉庫等を順次詳細なる說明を加へながら營内を隈なく案内せらる中營庭に勅諭御下賜の記念碑あり。

1、忠節　2、禮儀　3、武勇　4、信

義　5、質素なる文字が深く刻み込まれてゐる。これ即ち軍人精神にして又國民全般の精神と爲さざるべからざるもの。この精神こそ發しては萬朶の櫻となり、凝りては百錬の鐵となる。今目前に此の尊き記念碑を見詰めるに當り稍々もすればこの精神を忘れんとする受刑者の心にせめてもの刺戟を與へ以て改善の資とならんことを祈るのみ。

時は刻々に夕に迫り三時五十分市バスに便乘四時に至りて歸所す。（完）

◎集團散歩概況

北海少年刑務所

一、日時　昭和十年二月十七日（第三日曜日）

二、場所　北海道廳種畜場並同場附近に在る櫻ヶ丘スキー場

三、級別及人員　一級者九名

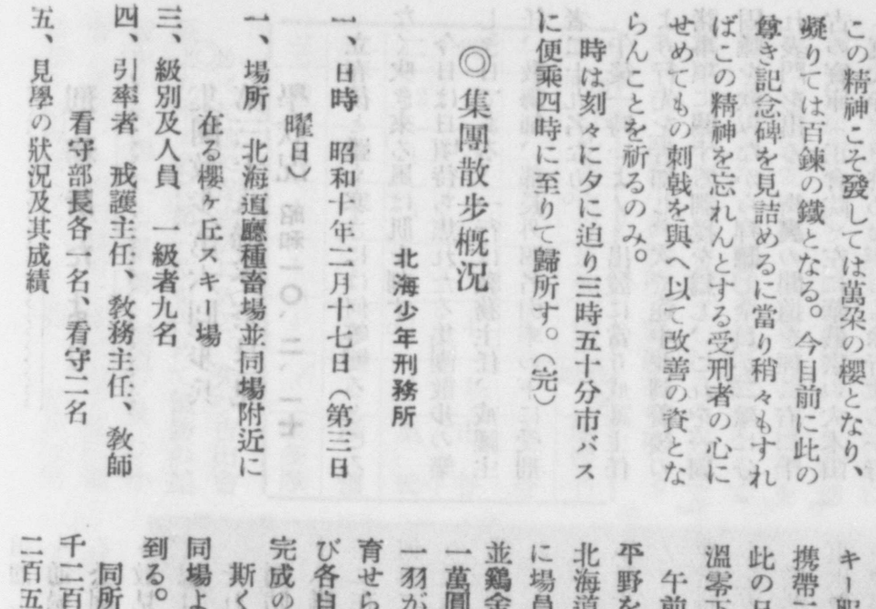
四、引率者　戒護主任、教務主任、教師　看守部長各一名、看守二名

五、見學の狀況及其成績

午前九時出發　午後四時歸所

受刑者には作業衣を引率者は何れもスキー服を着用し、晝食並スキーを各携帶二臺の馬橇に分乘して往復す。此の日天候は無風快晴に惠まれ、氣溫零下五度なりき。

午前九時出發、白雪皓々たる石狩平野を一同元氣潑溂一時間餘にして北海道廳（眞駒內）種畜場に着き直に場員の案内にて種馬、種牛の牧舍並鷄舍等を順次見學す。一頭にして一萬圓乃至一萬數千圓の種牛、種馬、一羽が年に三百個以上の産卵鷄が飼育せられてあることの說明を聞き及び各自反省して動物に劣らざる自己完成の必要なることを悟らしめたりと斯くして十一時三十分見學を終へ同場より一粁程南方に在る櫻ヶ丘に到る。



同所は眺望甚だ佳にして南遙かに千二百米の無意根岳を望み、北方千二百五十米の石狩岳巍々として雲表に聳へ、東方は廣漠たる石狩平原なり。

一同此處をスキー場として教務主任、戒護主任以下附添ひ職員の「コーチ」に依り收容者達は本シーズン初めてのスキー滑走の爽快味特に禁じ難きものあり。

心行くばかりに猛練習を續くること約二時間にして溪流の傍に位置をとり晝食を爲す。晝食後も隊伍を組んで滑走し和氣藹々の裡に剛健にして痛快なる猛運動を行ひ、豫定の散歩を遂げ午後四時無事歸還す。

◎自治的週間の實施

岡崎少年刑務所

人は社會的動物である。社會より離れて人の生活はない。個人と社會は密接不離の關係にある。自分の肉體的精神的生活は他人の生活の連帶の關係にある。人の生活は時間的に空間的に神秘な相關關係から成立してゐる。

斯の如き人の團體的社會的の關係を認識することは自治と協同の精神的自覺となる。この自覺の上に美しき社會生活が營まれる。

當所に於ては從來收容者に對し人の社會生活關係を認識せしめ日常生活に於て自治と協同の精神を涵養すると共に自治訓練のため收容者をして自治會を組織せしめ每月收容者自らの手に依つて各班に於ける秩序維持日常の起居動作に關する事項其他修養及善行の實踐に關する諸問題に關し自ら協議し自發的に實行し來り處新春劈頭の自治總會に於て『昭和十年の非常時を認識せしめ日常生活に於て全身全靈を捧げませう』と決議し續て去る一月十五日の工場別に依る各班の自治會に於て何れも二月四日より一週間自議したるを以て所長は大英斷を以て之を認可され彼等は各班競つてプランを練り二月四日より十日迄第一班は淸潔週間、第二班は紀律週間第三班は禮儀週間とし左の如き實行方法の下に之を實施した。

修養週間實施要項

第一班、淸潔勵行週間

第一日工場內の大掃除

第二日檢身場食堂の掃除

第三日便所の　掃除

第四日日光浴

第五日窓硝子掃除

第六日戶板羽目板掃除

第七日教誨堂掃除

第二班、紀律勵行週間

第一日淸潔整頓デー

第二日沈默デー

第三日全力デー

第四日反省デー

第五日協和デー

第六日奉仕デー

第七日感謝デー

第三班、禮儀勵行週間

第一日淸潔デー

第二日沈默デー

第三日忍耐デー

第四日反省デー

第五日紀律デー

第六日謙讓デー

第七日感謝デー

其他彼等自ら標語を募集し之を工場其他に揭示し又は謄寫版刷に依り其趣旨を徹底せしめ各相戒め各班競爭し緊張して

實行し自治的精神の涵養の上に大なる效果を擧げることが出來た。

自治の內に協同があり、協同の內に自治がある。

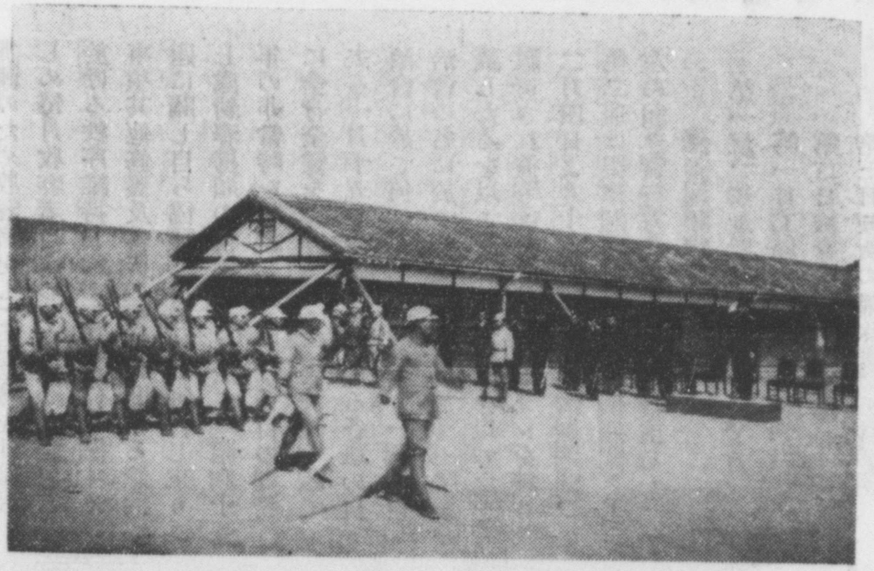
◎少年受刑者教練査閲

奈良刑務所

三月拾日は陸軍記念日の佳辰に該るので當所少年受刑者は軍事教練の査閲を受けた査閲を前に各工場全員一四七名は午後零時五拾分軍裝を整へ練兵場に集合整列の上、教練係村田部長人員點呼を行ふ。待つ事約十分間所長殿以下幹部職員及び査閲官青山中佐殿來場され左記の課目順にて査閲を受く。

一、閲兵　二、各個教練　三、部隊教練　四、前哨中隊　五、敵情報告　六、分列　七、査閲官の講評

此の日場外では朝議を破つて軍隊、青訓、學生の模擬戰にて砲聲殷々と場塀を震がし風は逆風にて強かれ共早朝の豪雨晴れて未だ曇天續き三十年前の奉天戰を彷彿として漲らせて居た。場內にては緊張せる少年達が日頃鍛えし各種教練を平素の實力に一層拍車を加へていとも嚴肅に元氣旺盛に終始一貫した。規律的訓練を必要とする彼等に取つて意義深き佳辰の當日然も短時間に行はれた査閲に依り內外共に多事多端な折柄規律正しき軍人精神を涵養する上に於て個人的團體的諸動作の緊張せる興劍味が如何にも心强き頼もしさを充分に與へた。修練途上に有る彼等も此の日の眞面目な緊張振りを失はず社會に於ても益々活用せば決して人後に陷る憂なき事を痛感する。卽ち此の日の如く健全なる心身の鍛練を爲し更生の道に出で善良なる國民として國家社會の爲に盡さば教化の目的は完全に達せられるものと信ず。



◎非常召集演習

靜岡刑務所

三月十日第三十周年陸軍記念日に當り國防協會靜岡市聯合支部並に同防護團其他官民合同して、靜岡縣下一齊に防空演習擧行せられたるに際し、當靜岡刑務所に於ても本演習に參加したるは勿論、更に此の機會を利用し職員一般に對し、非常警備の徹底及び所內の諸施設の完備を期するが爲め、同月九日夜燈火管制解除後左記假定の下に非常召集の演習を施行した。

然して本演習は主として戒護の充實及警務の救護、並に應急處置の完全を實地に訓練せんとしたるものであつた。

卽ち當日各幹部は防空演習中燈火管制實施に際し、特に所內外警備監督指導のため、午後六時より登廳し、午後七時及同九時三十分の二回に渉りし燈火管制施行中各警備監督に當り解除後一般勤務者退廳したるも、幹部のみ所長室に集まり其の實況の報告等を爲し、一同歸り仕度をなし將に退廳せんとしたる一瞬間、正確に云へば午後十時十分、こゝに非常召集命令は發せられ、逐次各種の演習を行ひ、午後十一時卅分最終登廳者を待つて全職員漏れなく揃ひたるを以て、人員點呼を行ひ、所長の講評及訓示あつて、意義深き本演習を終つたのであつた。

◎尾道刑務支所集團散歩

昭和一〇、三、一七

尾道刑務支所は、行刑累進處遇令施行以來、第三回の集團散歩を本年三月十七日（第三日曜日）に神社參拜野外教練を兼ねて施行した。

此日は小春日和麗らかに晴れて、集團散歩に好適の日であつた。

午前十一時（教誨終了後）より第一級少年受刑者十二名茶褐服に同帽子、卷脚袢を纏ひ、帶劍、彈藥盒、銃を携帶し、武裝も甲斐々々しく歡喜に滿ちて玄關前に集合す。

一同に對し土橋支所長より、行先及途中に於て、野外演習を爲すべく告知と共に簡明なる訓示を爲し、終りて、教練教官澁谷大尉より、演習上に於ける注意ありて出發。

西城山附近に於て勇壯なる演習の火蓋は切られ合戰數合の後休戰、それより加藤淸正公を祀れる高須神社に參拜、靈感を深めて、午後三時無事歸所した。



刑政雜記

◉東京府が率先して少年の性行鑑別機關を設置

蝕ばまれた少年の精神を矯正する不良少年感化法が改正を加へられて少年教護法と改められ、昨年十一月十日から施行され刑罰よりは寧ろ保護教化に力をそゝぎ、感化院も教護院と改められたが、この法の施行に當り豫備條件として必要な少年の鑑別機關に關する條令がなく、この方面の事業に最も完備した東京府ですら從來あつた少年保護機關の一部を鑑別機關に當てゝ來たが、府では此の際全國に先んじて鑑別機關を府令によつて制定する事になり、三月卅一日付で少年鑑別所規程を公布した。この少年鑑別所長には高橋府社會課長が任命され、鑑別委員數名及び事務擔當者若干名が置かれるが、こゝで一週一回不良兒の身體鑑査が行はれ、それによつて教護院へ收容するか或は自宅に於て教護すべきか、個人に委託するか等が決定される。この結果は從來の不良兒十把一束の收容方法が改められ、教護事業及び少年教化の上に非常な好結果が生れることゝ期待されてゐる。

◉犯罪捜査の科學化

(一)內務省警保局に防犯課新設

智能的犯罪者の激增に伴ひ科學的計畫的捜査手段の必要が痛感される現狀に鑑み、內務省は警保局內に防犯課を新設し警察事務の整備を期する事になつた。卽ち之に要する經費六萬圓は既に六十七議會の協贊を得、その官制も法制局の審議完了したので、四月十九日の閣議に付し五月一日から實施されることになつたものである。新設される防犯課の組織は課長一人、技師一人、技手二人、屬三人で所管事項は鑑識（指紋、手口に分つ）、情報、寫眞、移動警察等である。なほ之と同時に、地方警察の統一化を圖るため從來東京、大阪、神奈川、兵庫、福岡の各府縣の刑事課長にのみ警視を任命してゐたのを、今回その他の重要なる七府縣例へば京都、愛知、廣島、北海道などの刑事課長にも警視を任命し、これら重要府縣を中心に强固な警察のローカル・ブロックを形成せしめ、積極的に犯罪を防止せしむる事となつた。而して科學的防犯施設の特色たる鑑識中指紋に對しては東京、大阪、福岡を中心に指紋ブロックを形成せしめ指紋專門の巡査十名を配屬し手口に對しては全國を七區に分割し夫々詳細な研究をなさしむる事になつた。

(二)手口法の實施

指紋法に依る犯罪捜査が如何に有力なものであるかは、最近起つた人間コマ切事件を初め、各種の大事件の解決に依つても明かなことだが、この指紋法に對應して近く手口カードに依る新捜査法「手口法」が實施されることゝなつた。手口法は殺人犯、强盜、詐欺事件等の犯罪手口を詳細に分析した上、之を手口原紙と稱する臺帳に明細に記入し、その手口に依り分類したカードを警視廳鑑識課に備へる一方、各地警察ブロックへ複寫を常備させ、犯罪の發生と同時に全國的に手口法に依る捜査網を張廻らすもので、犯罪發生現場に犯人が指紋又は有形の遺留品をなした場合、又は捜査に當る刑事が所謂カンを有つた場合は捜査は容易であるが、犯罪の現場に何等の有形的遺留品のない場合は全く手の下し樣がなくかゝる際は是非とも手口に依り捜査方法を講じなければならない。かゝる場合從來は全警察署に通牒を發して古い刑事の記憶を呼び起させ、類似した犯罪の手口を報告させてヒントを得てゐたのであるが、今回の「手口法」の實施に依つてカードが完成されゝば、現行指紋法と相俟つて犯罪捜査を進展せしめることが出來るものとして大いに期待されてゐる。

◉轉向させるには理論よりも人情

內務省が轉向者に物を訊く會が十九日午後六時から十時半まで本省會議室に開催された。十當局の峻嚴な彈壓の下に我國における共產主義運動は殆ど全く壞滅の狀態にあり、轉向者の數も約三千に上るといはれてゐるが、內務省ではあくまでこの運動の完全なる絶滅に努める一方轉向者に對しては轉向後の生活について積極的な相談相手とも指導者ともなり、從來やゝもすれば何時までも危險視され勝ちな轉向者の味方となると共に、かく することに依つて未轉向者の轉向氣分醸成にも資さうといふわけで、最近の警察部長會議特高課長會議においてこの方針を徹底させることになつてゐる。このためには轉向者自身から種々の打明け話を聽いておくのがよからうといふので、この座談會開催となつたもので同日の出席者は內務省側は相川保安課長と警務、保安兩課の事務官一名づゝ、轉向者側は市谷刑務所教務主任藤井惠照氏の連れて來た更新會の人達十名と國民精神文化研究所指導科主任山本勝市氏並に同研究所にゐる學生十五名、內勞働者出身が五名、他は知識階級、婦人一名、朝鮮生れ一名も交つてゐる。座談會は夕食を共にしながら傍聽を禁止して色々な打明け話、轉向者の語つた心境は要するに

一、理論鬪爭を以て轉向せしめようといふ努力は無駄である、轉向せしめるため最も有效なる武器は要するに人情である。

一、自分達の轉向後の對社會的立場を理解して欲しい。

一、轉向者の絶對多數は何かしら社會のために働きたい希望を强く抱いてゐるものであるから、かういふ氣持を理解して欲しい。

等々であつた。



讀者の頁

◉監施第四十三條

名古屋　梅村春汀

狎れるといふことはやがて心の緊張味を失ふことである。引き締つた油斷のない日常に終始することの必要はひとり戰場に臨む軍人のみの獨專と思つて居つてはならない。われ〳〵の職務に於ても亦敵を前に控へた軍人の持つ緊張味、否それ以上の綿密周到なる不斷の緊張味が必要である。國家拘禁力の萬全、卽ち行刑の主たる目的たる改善せんがための離隔換言すれば、犯罪人を社會より完全に離隔することによつて社會の不安を除き、更に離隔したる犯罪人を教育によつて普通人格化することによつて本人及社會を保護せんとする刑罰執行のための拘禁目的を完全に遂行する上に於ては、私達は一瞬一刻を針をも逃さぬ鋭い注意と張り切つた氣持を持續せねばならぬ。

自殺、脫走等の不祥事を耳にする毎に私は腦髓に錐を揉み込まれるやうな刺戟を受ける。密行の扉の奥の神秘に好奇と疑惑の眼を注ぐ社會のジヤナリズムは、刑務所の事故とさへ云へば殊更に大きく摘發喧傳する嫌ひがあるだけに、社會にさうした喧傳の材料を與へる事故の發生を殘念に思ふのである。然もそうした事故がほんの些細な油斷や手落から惹起されてゐる事を考へれば、一入に其の感じが強いのである。頃者某新聞紙上に傳へられた某刑務支所に於ける逃走事故の記事を通讀した時、私の頭にはピーンと監獄法施行規則第四十三條が響いた。

『監獄官吏ハ典獄ノ命令アルニ非サレハ他ノ監獄官吏ノ立會ナクシテ監房ヲ開扉シ又ハ在監者ヲ出房セシムルコトヲ得ス但シ病監ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス』と嚴然と規定せられたる規則、本條をさへ遵守したなら、斯る不測の失態事は惹起されなかつたであらう。否斷じて惹起されるべき筈はないと。狎れが油斷が他の立會を求めて開扉すべき居房を單獨で開いた。知らぬのではなく知り過ぎたるが故の失態だ。安易に狎れることは私達の職務上禁物である。繁忙の場合とか或は他の官吏の都合の悪い時など、ともすると法規で嚴禁されてゐる事をも忘れてつい單獨開扉等の處置を執り易い。斯うした氣持の間隙を收容者に見込まれる事が凡ての事故の根元となるのである。

逃走や自殺事故は刑務所の恥である。殊に逃走事故に於ては社會に不安を與へ刑罰の威信を失墜し戒護檢束の缺陷を曝露して社會的非難を受くる事が甚だしい。而もこの恥は私達の周到なる注意と不斷の緊張味によつて之を防ぎ得るのである。私達の憲法であり職務の指針である監獄法及同施行規則を服膺し、緊張して職務に携はる時は、一糸の亂れさへなき戒護檢束の充實は期して待ち得られる。

狎れること油斷することはあくまでも禁物である。規則に狎れ收容者に狎れ職務に狎れることは、とかく緊張味を缺き事故の原因となり易い。私達のお互に銘記すべき點であると思ふ。

——一〇、三、一五——

◉行刑と努力

米子　蒼峰

確か四年前の夏であつたと思ふ。私は當地への夏季巡回講演に於て早大總長田中博士の講演を聞いた。その講演の內に『平凡な道德を行ひ手近い義務を履行すること』と云ふ一句があつた。博士は『人格者とはこれを實行する人であり、かゝる人は人間として一番偉いのである』と云はれた。私は此の一句に強い感銘を覺えたのである。

爾來私は『平凡な道德を行ひ手近い義務を履行すること』を實行に移したのであつた。日常の私の社會生活に於て私は始終此の觀念を腦裡より離さず處世を續けたのであつた。無論職務の內外を問はず實行を試みたのである。が、本稿に於ては只職務に關するもののみを記して見やう。

『平凡な道德を行ひ手近い義務を履行すること』それは口に唱へるは易く、實行に移すは寔に至難なものゝあるは此の一句を熟讀玩味せば何人も知得できやう。私はこの講演の後に於て、收容者との間に『平凡な道德を行ひ手近い義務を履行する』關係を結ばんことを發心したのである。そして彼等との間に於ける一些事と雖も、此の理想に照して悖りはせぬか如何かと日夜自己を反省しつゝ行刑の事を踏み行つたのであつた。かゝる心事に於て職務を行ふ時、ホンの些々たる彼等の出願も多忙等の爲め失念せし時等、義務の不履行と道德に悖ると云ふ二つの精神的强烈な苛責を享けるのである。刑務官としての義務に背かず、道德に悖らざる執務?? それは念ずれば念ずる程これに正比例して實行に至難なものがあつた。それは、收容者とのかゝる道德的關係の持續は實に瑣々たる行よりも破綻を來すからである。

私の信念は牢固にして絶對的のものである。然し乍ら處遇の實際に當り些末のことによる誤解も拘禁者心理は容易に拂拭を許さゞるを見逃してはならぬ。それに又一層の苦心が必要とされるのであつた。

かくて私の、平凡な道德を行ひ手近い義務を履行する執務が、飢へたるものへの如何なる名說法よりも、一椀の飯を與へることが有效なる如く、才智は吾人に長けたるも往々怠惰放縱なる彼等に對して、かゝる不撓の不言實行的日常の執務が、如何に何物にも換へ難き名敎訓であり、彼等への敎化の好資料であると云ふことを覺知したのである。そして同時に處遇の要諦又此處にあるを知つた。(既に先輩諸彦の知得せらるゝところであり今更らしく記載するは甚だ僭越にも思ふが)而して私は早大總長の述べられたる一句の實行に依り、敎化の最高峰と、處遇の要諦に近きものを知り得たと思ふに至つたのである。と、偶々昭和九年一月一日より行刑累進處遇令は實施せられたのであつた。そして、同令は實に彼等と刑務官とが道德的に結ばれねばならぬ事

を吾人に知らしむるに至り、私の信念は一層強きを加へたのである。

◉勞役場に對する若干の考察

高知　今井比佐義

本春一月勞役場留置の兼務を命ぜられた私は極めて淺い經驗ではあるが之に對する若干の考察を廻らして諸賢の御叱正にあづからんとするものである。

惟ふに現行勞役場留置制度ほど刑の教化作用に懸隔ある刑罰はあるまいと考へられる。先づ其の第一に指を折るものに留置期間の問題がある。卽ち普通勞役囚と云へば一ヶ月乃至二月位で滿期釋放となる者が最も多い事實である。爲めに刑罰本來の目的たる教化工作を施すには餘りにも期間が無さすぎる。從つて勞役場留置は教化主義の根低の下に立つものか將又威嚇主義の根低の上に立つものなるかの判斷に苦しむ。其の二は留置一日を一圓又は二圓位に換算して居る事實であるそうして留置人一日の働き高は普通一日賃金拾錢未滿に終り一ヶ月や二ヶ月間は有耶無耶に終る有樣である。斯くの如き事實は果して財產刑としての罰金制度の意義に合致するものであらうか。刑務作業の合理化が叫ばれる今日如上の事實は明かに作業經營上の經濟目的に反するものなる事に想達せらるゝものである。

所謂財產刑なる以上、普通賃金制度を採用して其の働き高に應じて留置日數を消却せしむるこそ、經濟的にも、教育的にも極めて妥當なる方法ではあるまいか。其の爲には勞ひ留置期間の延長が要求される結果として、罰金參百萬圓に處せられ之が滯納留置を爲す場合に於ても、其留置一年を越すを得ず從つて一日留置一萬圓に相當すると云ふが如き現行制度の非は期せずして補はるゝ事となるであらう。此の方法は自己の働き高に應じて留置期間を短縮し釋放を速かならしむる所謂刑罰の彈力性を含み、刑の教育的價値を發揮するものと考へられる。しかも刑期を限定せざる點に於て將又罰金分納の場合に於て、何時にても釋放なし得る點に於いて懲役刑と異るものである。

第三は留置人の最多數が賭博犯人である事實である。彼等は殆んど其の大部分が慣習的犯人で常習累犯者として懲役監を往來して居る者と何等撰む處はないようである。否寧ろ其の短期間を數度往來する結果、良心麻痺の狀態となつて刑罰の執行に何の困苦も不自由も感知せざるに至るものゝ如く見受けらるゝのである。「一日貳圓にもなれば一寸行つて（スワル）座つて來ようか」位で入所するものも可成多い。之等は明らかに今日に於ける普通勞働の牧益より勞役留置日數の換算率が優先して居る事が肯定せらるゝではないか。

それや之やを考へるとき、私は勞役場留置に普通賃金制度を採り不定期留置の具體化を絶叫するものである。此の曉に於てこそ初めて勞役場輕視の弊を除去し、教化主義の根低の上に立ちて自力的改善への拍車ともなり、刑罰本來の目的を完成するであらふ事を信ずるものである。敢て江湖諸賢の御叱正に俟つ。

訓令通牒

□衞生材料（藥品）所要見込數量等調書提出方ニ關スル件

（司法省行刑局　行甲第一四二號ノ一　昭和十年二月十五日）

標記調書ハ從來其ノ都度當局ヨリノ通牒ニ基キ提出相成居候處爾今每年度上、下兩半期ニ分チ上半期分ニ屬スルモノハ四月十日迄ニ下半期分ニ屬スルモノハ十月十日迄ニ左記樣式並ニ記載例ニ依リ調製ノ上提出相成度候

左記

（樣式）

（保健衞生）（檢査）（診療）藥品　刑務所

藥品名	單位	前半期中受入數量	拂出數量	現在本期所要數量
	越	配給 保管轉換 自廳購入	使用 保管轉換	廢棄

記載例

一、本表上半期分ニ屬スルモノハ三月末日下半期分ニ屬スルモノハ九月末日現在ニ依リ用度主任、醫務主任共同調査ノ上作成ノコト

二、本表ハ浦和、松本、北區、和歌山、鳥取、佐賀、浦上、小倉、大分、福島、山形、樺太ノ各支所ヲ除クノ外總テ本支所合算ニ作成スルコト

三、前項各支所中樺太ノ分ハ當局ニ直送シ其他ノ支所分ハ總テ本所經由ノ上提出スルコト

四、本表作成ニ際リ數量ハ必ズ單位稱記載ノ單位ニ依リ揭上シ換算揭記ノ場合ハ其旨備考欄ニ詳記スルコト

例ヘバ單位稱二五瓦入トアル場合ニ於テ五百瓦入一本ナルトキハ之ヲ二〇ト換算揭記ノ上更ニ備考欄ニ「何々（藥品名）二五瓦入二〇ハ五百瓦入一本ナリ」ト說明ヲ加ヘ之ト反對ニ單位稱五百瓦入トアル場合ニ於テ二五瓦入一本ナルトキハ〇、〇五ト換算揭記シ備考欄ニ「何々（藥品名）五百瓦入〇、〇五ハ二五瓦入一本ナリ」ト記載スルコト

五、前半期中受入數量欄中

（イ）越欄ハ前々半期ヨリ前半期ヘノ越數ヲ記載スルコト故ニ前回報告ノ現在數量ト合致スベキモノトス

（ロ）配給欄ハ當局ノ指令ニ基キ刑務協會ヨリ配給ヲ受ケ購入セシ數量ヲ記載スルコト

矯正図書館

(ハ) 保管轉換欄ハ當局ノ指令又ハ刑務所間ノ協議上他所ヨリ保管轉換ニ依リ受入セシ數量ヲ記載ノコト

(ニ) 自廳購入欄ハ藥品ノ不足補充ノ爲メ自廳配賦豫算内ニテ臨時購入セシ數量ヲ記載ノコト

六、前半期中拂出數量欄中

(イ) 使用欄ハ衞生材料受拂簿（藥物）ヨリ使用ノ爲メ拂出シタル數量ヲ記載スルコト

故ニ物品會計官吏ヨリ醫務主任ニ交付ノ爲メ出納簿ヨリ拂出シタル數量或ハ以下各號（ロ）（ハ）ニ記載ノ拂出數量ヲ揭記セザル樣特ニ注意ヲ要ス

(ロ) 保管轉換ハ當局ノ指令ニ基キ或ハ刑務所間ノ協議ニ依リ他所ニ保管轉換ノ爲メ拂出シタル數量ヲ記載スルコト

(ハ) 廢棄欄ハ物品會計官吏保管中ニ係ル藥品タルト將又醫務主任ニ交付シ同主任ニ於テ保管中（衞生材料受拂簿中未拂出ノモノ）ニ係ル藥品タルトヲ問ハズ變質其他ノ事由ニ依リ廢棄處分ニ付シタル數量ヲ揭記スルコト

七、現在數量欄ハ上半期分報告ノ際ハ三月末日下半期分報告ノ際ハ九月末日ニ於ケル物品會計官吏保管ニ係ル藥品現在數量ハ勿論醫務主任ニ交付シ同主任保管中ノ藥品現在數量〔卽チ衞生材料（藥物）受拂簿ノ現在高〕ヲモ合セテ揭記スルコト

故ニ前半期中受入數量ヨリ前半期中拂出數量ヲ控除セシ殘ト現在數量ハ合致スルモノトス

尙ホ現在數量欄ニハ他刑務所ニ保管轉換シ差支ナキ數量ヲ其ノ左傍ニ朱書再揭スルコト

（右保管轉換ニ差支ナキ數量ハ現在數量ヨリ本期所要數量ヲ差引キタル殘量ニ合致セザルベカラザルコトニ特ニ注意ヲ要ス）

八、本期所要數量欄ハ上半期若クハ下半期中ニ於ケル所要見込數量ヲ記載スルモノトス　故ニ配給希望ノ數量例ヘバ所要見込數量一〇ニシテ現在數量五アル場合ニ於テ配給希望數量ハ五ニ付本欄ニ五ト揭記スルガ如キコトナク此場合ニ於テハ所要見込數量一〇ヲ揭記スルモノトス卽チ現在數量ノ如何ニ不拘過去三ケ年間ニ使用シタル藥品ノ一半期間ニ於ケル平均數量並ニ現在收容人員等各種事情ヲ斟酌考慮シ以テ本半期中ニ於ケル所要見込數量ヲ定メ其ノ數量ヲ揭記スルコト

九、第七項後段他所ニ保管轉換差支ナキ數量ノ朱書再揭ハ現在數量欄記載ノ數量ヨリ本期所要見込數量ヲ差引キ殘餘ヲ生ゼシ數量中特ニ變質其他藥効ニ疑アリテ保管轉換不適當ノモノヲ除キタル殘量ニシテ右ハ悉ク過剩品トシテ保管轉換ニ差支ナキモノト解スベキモノニ付再揭ヲ洩サザル樣特ニ注意ノコト

一〇、備考欄ニハ現在品中變質其他藥効ニ疑アルモノ、藥品名

數量及ビ購入年月ヲ詳記スルノ外第四項記載ノ換算說明ヲ記載スルコト

□行刑統計小票取扱規程及樣式中改正ノ件

（司法省行刑局 行甲第一七一號 昭和十年二月十九日）

統計小票ノ進達期限ハ長キニ過ギ統計年報編纂上支障尠カラザルニ付別紙ノ通改正相成候處若シ特別ノ事情ニテ右期限内ニ進達致難キモノアルトキハ其都度事情ヲ具シ申報相成度候

司法省行刑局 行甲第一七一號

刑務所
少年刑務所

大正二年司法省訓令第二號行刑統計小票取扱規程及樣式中左ノ通改正ス

本令ハ昭和十年一月分ヨリ之ヲ施行ス

右訓令ス

昭和十年二月十九日

司法大臣 小原 直

第一通則第十項中「六十日以内ニ本省ニ到達ノ日取ヲ以テ送致ス」ヲ「一ケ月以内ニ本省ニ送致スルコトヲ要ス」ニ改ム

□作業時間短縮試行延期ノ件依命通牒

（司法省行刑局 行甲第三二四號 昭和十年三月十三日）

昭和九年九月十五日行甲第一四〇四號ヲ以テ標記ノ件依命及通牒置候處其後各所ニ於テ依然大量ノ軍需品ヲ引受ケ之カ製作ノ爲反テ作業時間延長ノ必要ヲ生ジ時間ト能率トノ關係ニ付猶繼續調査ノ必要有之候條時間短縮試練期間ヲ來ル九月三十日迄延長相成度候

追テ延長期間ノ試行方法及調査事項ハ從前ノ通御取計相成成績報告書ハ延長期間終了後提出相成度候



海外異聞錄

◇自動車の墓場

死期が近づいて來ると象は彼等共通の墓場に行つて息を引取ると言はれてゐるが、アメリカでは持主に見離されたボロ自動車が、通りと言はず田圃と言はず、所構はず往生を遂げてゐるので、取締當局を惱ますこと一通りではない。その上これ等の自動車は捨てられる時、クッションとか、ヘッドライトとか凡そ金目のものは全部持主が引つばがしてしまふが、さうでなかつたら待構へたルンペンの群が寄つてたかつて取外し、叩き賣つてしまふので、後に殘るのは鐵屑として處分するより外仕樣のない殘骸ばかり。

かうした自動車が昨年中ニューヨーク市だけでも四千臺近くあつた。街路にのたれ死してゐる自動車が屢々交通の妨害となるので、何とかして自動車遺棄の惡習を匡正する名案はないかと首をひねつてゐた市衞生課と警視廳では、この程果然成案を得、近く實施の運びとなつた。それはニューヨーク全市に十七ケ所の自動車「墓地」を設け、要らなくなつた自動車はそこへ運轉乘捨てゝ貰へば、後は市當局が一切始末をつけると言ふのだ。これで交通禍と市の財政難が幾分なりとも救はれゝば自動車「姨捨山」の目的が達せられるわけである。

◇刑吏の喧嘩で死刑がオヂヤン

ジム・ウイリアムスと言ふ黑人は妻を殺したと言ふので死刑を宣告されたが、電氣椅子に腰かける段取りになつて典獄と警察部長が喧嘩を始めた。「電氣椅子にスヰッチを入れるのは俺だ」「イヤ此の俺の役目だ」と互に言ひ張つて讓らうとしない。さうかうしてゐるうちに死刑執行の十分間が過ぎてしまつたので、法律上最早死刑にすることは出來なくなつた、そこでジムは死一等を減じて無期懲役に處せられたわけ。これはアメリカのフロリダ州の話であるが、アメリカの田舍では警察部長（シエリフ）が司法權を持つてゐるので屢々かうした間違ひが起り易いとのこと。

◇慰藉料より寧ろ刑務所

英國家庭爭議委員會の調査によれば、英國で年々一萬五千人の既婚婦人が離婚訴訟を法廷に持ち出してゐる計算になる。これに對して離婚が成立するものもあれば不成立に終るものもあるが、慰藉料支拂ひの判決を受けるのも相當にある。そして「慰藉料を支拂ふよりは」といふので、刑務所へ行く既婚男子がこれまた三千五百人もあると。

◇若人受難のブルガリヤ

日本でもこの頃はカフエーやダンス・ホールは「學生さんお斷り」で、制服の若人達を締出すことになつたが、これは又おそろしく徹底した青年男女取締令が、今回ブルガリヤで施行されることになつた。曰く

◇滿十九歲以下の青年男女は冬季ならば午後七時、夏季ならば午後八時以後絕對に單獨外出を許さず。兩親若しくはその他の責任者の同伴なくして右時間以後に外出したるものは逮捕、科料

に處せらるべし。

◇何時如何なる時と雖も、公衆の中にて喫煙すべからず。

◇單獨にてカフエー、バーに出入すべからず。

◇兩親若しくは保護者の同伴なくして映畫館、劇場に入るべからず。

但し國立劇場及び學校映畫はこの限りに非ず。

◇政治的集會に參加すべからず。

◇街頭に於ては如何なる時と雖も、制服を着用せざる時は直ちに科料に處す。

◇浮浪人の暗號

何れの國でも現在暗號を用ゐない國はなからう。ところが、外交部や軍部ばかりでなく、歐洲には暗號通信によつて連絡を圖つてゐる國際的の一大團體が存在してゐる。それは俗にいふボヘミヤン、浮浪人、旅乞食等のところ定めぬ遊牧の連中である。勿論その暗號なるものは外交通信のやうな複雜難解なものでも、又秘密を第一條件とするものでもなく、却つて人目に觸れ易い場所に記して、此の暗號を理解出來る仲間だけで納得し合つてゐる譯だ。家の塀、壁、或は路傍のベンチの背、橋の欄干などに白墨の妙な記號を見たら、これがつまりその暗號なので、ボヘミヤン連中が、その町その家の待遇狀態を後から來る仲間に知らせる暗號に外ならない。

ところで面白いことには、最近ウインのストライヘル敎授によつて、之等の暗號が根こそぎ研究しつくされたといふ。暗號は丸や四角の幾何學的な記號や、物象を現した單純なデッサン等から出來てゐて一目瞭然、國から國へ移り渡つても外國語の面倒もなく只これによつて仲間に意見を語り、注意を與へ、常に前者の經驗したところのものを後者に傳へて永久に流浪を續けてゐる。暗號の中から面白いのを二三拾つてみると、猫を描いた記號は、「あまッ子一人。だが氣難し屋だからとちるな」。金槌の記號は「働けばいくらかになる」松葉杖の記號は「くたばりかけて見せさへすれば損はない」牢獄の鐵柵は「用心肝要、危いぞ！」ざつと斯んなプリミチイヴな記號だ。

前記の暗號を警察用語ではZincs と呼び、暗號を記すことを Zinguer といふが、ス博士の說によると Zincs には非常に多くの種類があつて、例へばマドロスの刺青もその一種であり、囚人の間で壁を敲いて通信する法、又啞のやうに十本の指を活用して話す法等悉く之に含まれるといふ。Zincs 及び Zinguer の語源については種々の說もあるやうだが、少くも Zinc ——亞鉛などの語から來てゐるものではなく、寧ろ昔犯罪人に刺青や烙印を押した Zinker（古いドイツ語の廢語で「體刑執行人」の意）の轉化したものと見るのが至當であらうとス博士は說いてゐる。

◇パリの大審院・控訴院の被害

去月初旬、パリの中心ノートルダム大伽藍の附近なるサン・ルイ塔より發火、司法省に燃え移りパリの消防隊はその半數を動員して鎭火に懸命となつたが、火の手は一向衰へを見せず、革命悲劇の女主人公マリー・アントワネット皇后がその處刑直前幽閉された歷史的建物コンセル・ゼリー塔も既に火中となつたが、消防隊必死の消火により延燒一時間後漸く鎭火した。被害の最も甚大であつたのは司法省の建物中大審院及び控訴院の重要書類の全燒であつた。

矯正図書館

選句所感

、、淵君の「春風」の句を第一位に推すことにした。此の句の境地は雄大とは云へぬがそれに近いものを感じさせる。いかにものびのびとしてゐるところは句柄が季題とよく合致してゐるものである。大漁に勇む船はそれを知らせる幟を賑かに押し立てゝ、濱を目ざして歸つて來る。これを逸早く見付けた濱の人達は、お互に呼び合つて、その船を迎へるために濱へと駈け集つた。濱は一時に賑はひ立つて、よろこびの聲に充ち、氣の早いのは船にまで聲の限りを呼びかける。近づく船をもどかしい思ひで海上に見詰める人々の眼に映る大漁の幟は、勇ましくはためいて見える。その下に船の人も手を擧げたり、首を振つたりしてゐるのは、よろこびを濱へ投げかけてゐるのらしい。日和は春の暖かさで、感觸の柔かい風がこの濱の人を愛撫するが如くに吹いてゐる。その明朗な、平和と歡喜とそして活氣に滿ちた濱のさまを思はしめる句である。前に云ふが如く句柄が大きく、そしてのんびりとしてゐるところがいゝ。右の如き映像を讀者に直ちに思ひ起さしめるの

毎月募集
刑政俳壇
題當季隨意
〆切毎月十五日限
用紙官私製葉書
編輯選部

大漁の幟はためく春の風　天地　青森　紫淵
舟にゐて網を繕ふ遅日かな　人　小倉　素川
春畳やまぐれし蝶の部屋に來る　秀逸　宮崎　吹濱
蛙啼くや山峡暮れてまたゝく灯　小菅　甘樂
蛙峨峨の雨御寺靜けき若楓　小菅　櫻草子
葉櫻に銅像半ば隠れけり　水戸　麗月
蛙啼く夕田は廣き水明り　名古屋　双石
家あれば梅咲く村の月夜かな　大曲　呑洋
作佳
鳴きそめし蛙に出づる門田かな　小菅　高攪
いさゝかの花の手入や春の庭　旭川　岳松

も、この句の持つ氣分が豐かに充ちてゐるからである。

□

素川君の「遅日」の句も水に關係はしてゐるが、その境地はすつかり違ふ。遅日といふのは春の日の永きことを云ふ。暦の上で最も日の永いのは夏至前後であるが、氣分としてそれを感じるのは春の日で、ほか〳〵と暖く、微かな風さへもなく、日光も澱んだやうに見える日があるが、斯うしたあまりに長閑な日は倦怠を感じる位である。つまり日の永さを思はしめられるものである。此の句はさうした春光悠々たる中に網繕ひをするといふのであるが、それも舟の中にゐてぢである。網繕ひなどは細かい仕事で、謂はゞ根氣仕事だ、直きに倦きの出るのが普通だが、それを堪へてやるところに、春日の遅々たることが餘計に感じられるのである。前句が直ちに海を思はしめるのに對して、これは何となく川を思はしめる。それは句境を狭く靜かなところに取つてゐる關係である。川といつても勿論小さいものではないが、そこの岸邊に繋い

春寒し水田に映る廊の灯　大曲　刀羅象
暮れそむる島の灯や春惜む　福岡　紫陽
つばくらの來ては返しぬ屋根替ふる　福岡　鬼將
色とり〴〵渚に見ゆる春日傘　小田原　一峯
船小屋を洩るゝ灯や濱千鳥　群山　青路
葉櫻の下に濯ぎの兵士かな　名古屋　明峯
綻れ來て花に沈みし蝶々かな　京城　天涯
春日傘水面にうつる渡船かな　小倉　南景生
岳麓や木の芽に寒き小雨ふる　松本　長田
庭芝の青きにふれり春の雪　盛岡　覺治
利根下る白帆の影や春霞　千葉　靜里
靄高く一本の蕨見つけたり　三重　伯龍子
陽炎や蘆蕗を干す川の土手　土手町　春雨
夜櫻の下に更けたり水の音　大曲　庵茶々
山畑に何を摘む娘や揚雲雀　大曲　萬々
山火事の近く映りてくるゝ湖　大曲　華白
下萌や土の香のたつ雨あがり　金泉　虚斗
春の夜や障子にうつる人の影　前橋　白鷺
山門の鳩みだれけり花吹雪　金泉　安泉
滿開の櫻に蜂の唸りかな　三重　用寛
病むわれに故郷の花の便りかな　名古屋　靜哉
囀りの移りし枝の夕陽かな　旭川　石亭

だ小さな舟の中に默々として手を動かしてゐる人のさまが思はれる。そして春光は緩かな川波に照り返り、舟に網を繕つてゐるその人に降り濺いでゐるのである。中七の「網を繕ふ」といふ敍述が此の句の生命である。

□

吹濱君の「春晝」の句は、蝶がまぐれて部屋の中に飛んで來たといふのであるが、その蝶の花に醉ひまた春光に醉つたさまが聯想されて、いかにも春の晝らしい感じを與へる。春晝といふ題は長閑とか前句の日永とかいふ題と近似のものであるから、それだけ題の感じを生かすことはむつかしい、明朗な春の日の感じは長閑なるものであるから、殆ど區別し難い。取材が釀すところの氣分によつて決定されると云つてよからう程にその區別はデリケートなものである。此の句にしても、同じ蝶ながらこれを廣い野の草の上に於いて詠つたならその情景は長閑の感じが强くなつてしまうところである。

春光や投網擴げて舟に乾す　名古屋　春汀
春の灯のうるみて水に映りけり　函館　白楊
山裾に霞める里や水車　金山浦　一誠
前掛に採りてはためる木の芽かな　水戸　卯月
若楓戰ぎて雫光り落つ　小菅　法外
蛙啼く水に更けたる灯影かな　小菅　瞳帆
春惜む句帳に浸みし花の色　福岡　柿月
老い父の病も癒へし接木かな　福岡　樸城
花の枝風に搖れつゝ夕づけり　新潟　醉歩
蛙の子浮くや水田のいくところ　大曲　月舟
蜂二つからみて落ちぬ花の下　千葉　夢山人
廻廊に立てば襲へり花吹雪　市谷　峨房
花散りて松靜かなる御陵かな　京城　雄心
水うらゝ蜷の這ひゐる底淺く　福岡　琴松
園子賣る小店に花の吹雪かな　高知　双輪
小鳥來てひそかに踏むや落椿　高知　不老庵
散りかゝる楊の絮や魚乾場　新義州　境人
庭若葉かすかに搖れて鳥交る　大曲　船風
帽觸れて兵行く濠の柳かな　行刑中　谷峯
鐘撞いて暮れゆく寺や花明り　金澤　綠峯
鴨綠江や濕へて碧き春の水　新義州　翠柳

叙任及辭令

従七位　屬　中林勘次(行刑局)
同　支所長看守長　三浦惣次郎(大通支)
(三月十五日)
正五位　所長典獄　谷内庄太郎(小菅)
従七位　典獄補　津久井作司(大阪)
同　看守長　林仁次郎(奈良)
同　支所長看守長　野手甚之助(土浦支)
(四月一日)
願免　看守長　東郷周吉(岐阜)
通譯兼、看守長(神戸)　看守長　鈴木秀次郎(巢鴨)
免本職、專任看守長(岐阜)
免本職　通譯兼看守長　渡邊進(神戸)
廣島　支所長看守長　佐藤宗助(白河支)
白河支所長看守長　永谷近(廣島)
勤六等　典獄補　川添敬三(大阪)
同　支所長典獄補　小松直清(大分支)
勤五等　所長典獄　牛島麟(秋田)
同　同　柳原鎭平(長崎)
(四月十日)
文官普通分限委員會豫備委員ヲ命ズ
局長　岩松玄十
(四月八日)
勤八等　看守長　三並丹治(奈良)
(四月十日)
行刑局兼務ヲ免ズ
司法書記官　船津宏
(四月十一日)
行刑局兼務ヲ命ズ
同　大竹武七郎
(四月二日)
行刑局兼務ヲ命ス
司法書記官　森山武市郎
(四月十一日)
任朝鮮總督府典獄補
(清津)典獄補　堀江清次郎
補清津刑務所長
(清津)〃　森田敬一
補咸興刑務所長
(咸興)〃　小丸源左ェ門
補大田刑務所長
(大田)典獄　宮崎連任
西大門刑務所長心得ヲ命ズ
依願免本官
四級俸下賜(新義州)典獄　大澤利之
依願免本官
一級俸下賜(西大門)典獄　土居寛申
叙正六位
(三月十八日)
陞叙高等官四等(新義州)典獄　大澤利之
叙高等官七等　七級俸下賜　木村元吉(小菅)
補公州刑務所清州支所長　大島市三郎(神戸)
任朝鮮總督府典獄
(公州)典獄補　長澤英雄
叙高等官七等　八級俸下賜
従七位　看守長　木村元吉(小菅)
同　同　大島市三郎(神戸)
(四月十五日)
叙從四位　(西大門)典獄　土居寛申
勅任官ヲ以テ待遇セラル

補開城少年刑務所長
補公州刑務所長
（海　州）典　獄　戸次有德
補海州刑務所長
（金　泉）典獄補　武藤勝次
補金泉少年刑務所長
（開　城）典　獄　栗本貫一郎
補新義州刑務所長
（釜　山）〃　山下良右衛門
任朝鮮總督府典獄
（西大門）典獄補　渡邊　豐
法務局）兼屬
敍高等官六等　七級俸下賜
補釜山刑務所長
任朝鮮總督府典獄補
（法務局）屬　兼
（西大門）看守長　石部武一
敍高等官八等　七級俸下賜
西大門刑務所在勤ヲ命ズ
任朝鮮總督府典獄補
（群　山）看守長　松平和夫
敍高等官七等　七級俸下賜
補全州刑務所群山支所長
任朝鮮總督府看守長
荒川睦馬

給十級俸
釜山刑務所在勤ヲ命ズ
補咸興刑務所群山支所長
（大　邱）看守長　小泉知朔
大邱刑務所在勤ヲ命ズ
（大　田）看守長　芥川安壽
任朝鮮總督府看守長
（大邱地方法院）通譯生　栗谷豐喜
兼書記
給四級俸
大田刑務所在勤ヲ命ズ
（西大門）監獄技手　福山福太郎
兼看守長
西大門刑務所在勤ヲ命ズ
（大　田）看守長　森田久成
任朝鮮總督府看守長
（京城地方法務局）書記　北島寅之助
兼屬
給三給俸
西大門刑務所在勤ヲ命ズ
任朝鮮總督府看守長
給十級俸
京城刑務所在勤ヲ命ズ
兼任朝鮮總督府屬
（西大門）典獄補　石部武一
法務局勤務ヲ命ズ
行刑課勤務ヲ命ズ
任朝鮮總督府屬
（西大門）看守長　和田義一
給七級俸
法務局勤務ヲ命ズ
行刑課勤務ヲ命ズ
兼任朝鮮總督府看守長
（法務局）屬　和田義一
西大門刑務所在勤ヲ命ズ
行刑課兼務ヲ命ズ
（法務局）屬　齊藤清明
（三月十九日）

◇◇◇ 行刑統計 ◇◇◇

昭和十年二月中入出監竝月末在監人員

Prison Population during the Month of March 1935

區分	前月末日現在	入監	出監	現員	増減 前月比較	増減 前年比較
受刑者	48,985	5,645	5,575	49,055	70	1,845
被疑者	261	1,506	1,570	197	△ 64	1
刑事被告人	5,188	3,561	3,556	5,193	5	△ 1,057
勞役場留置者	656	1,152	1,057	751	95	39
兒	8	14	12	10	2	4
總計 男	54,105	11,565	11,468	54,202	97	695
總計 女	993	313	302	1,004	11	59
總計 計	55,098	11,878	11,770	55,206	108	754

備考　受刑者現員中＝朝鮮人｛男 2,623人 女 17人｝ヲ含ム。

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ下ノ如シ

國名	受刑者	被疑者	刑事被告人	勞役場留置者	計
中華民國 男	75	—	4	—	79
露西亞 男	3	—	—	—	3
國名	受刑者	被疑者	刑事被告人	勞役場留置者	計
總計 男	78	—	4	—	82

刑政第48巻第5号
矯正図書館

法學協會雜誌

第五十三卷 第五號
五月一日發行
東京帝大 法學協會發行

□論說
世界法に於ける進化的意義(一)……東京帝國大學教授 牧野英一
英法に於ける善意不實表示に就いて(一)……東京帝國大學助手 內田力藏
□資料
新法令解說……東京帝國大學教授 小野清一郎
同 我妻榮
同 宮澤俊義
同 杉村章三郎
東京帝國大學助教授 鈴木竹雄
同 兼子一
同 田中二郎
同 石井照久
第六十七回帝國議會審議法案一覽表
獨逸法系不動產登記簿の公信力に就いて(二)……法學士 藤本秀麿
□紹介
ケルゼンの純粹法學(小野清一郎)——加藤正治著、和議法要論(菊井維大)
□判例研究
民事訴訟法判例批評(一五三)……東京帝國大學名譽教授 加藤正治
民事法判例研究錄(昭和八年度・九)
□雜報
法理研究會記事「日獨會商に就て」
法學協會定期總會記事

法學論叢

昭和十年五月發行
第三十二卷第五號 發賣所 東京 有斐閣

抵當目的範圍制限の特約……田島順
主權的獨裁と主權……黑田覺
團體概念と法人格(一)……西本穎
——ゲルマン法を中心として試みたる研究——
身元保險に關する法的考察(一)……中川一郎
組織契約の關係(二・完)……國歲胤臣
批評と紹介
淺井清氏著「明治立憲思想史に於ける英國議會制度の影響」……牧健二
英國議會制度の影響」
英修道氏著「滿洲國と門戶開放問題」……尾上正男

法學新報

中央大學法學部門機關
第四十五卷第五號 昭和十年五月

法律學上に於ける强力說と日本民族の國家觀念……天野德也
辯護人の基本的問題に關する若干の考察……花井忠
記錄裁判……中野峯夫
獨逸法律類語異同辨(一六・完)……三潴信三
歐洲大法曹の面影(四)……寺田四郎
英米法に於ける所有權濫用と不法行爲……右田政夫
刑事判例研究(三七)……草野豹一郎
盜品賣却豫約の周旋と贓盜罪の從犯——賭博に於ける一時の娛樂に供する物
民事判例研究(四)……民事判例研究會
共有墓地の使用區劃割當の變更と墓地の權利者の權利の變改(吉田久)——株式讓渡の制限(矢部克巳)——株式拂込の催告と株主平等の原則(佐々穆)——株主總會の決議に對する株主の異議(椎津盛一)
外國判例研究(九)……岩田新
ドイツ最近の犯罪狀態……ハ・コルプ

法曹會雜誌

第十三卷 第五號
昭和十年五月一日發行
定價 金五十錢
振替口座東京一五六七〇番
司法省內 法曹會

口頭辯論の結果の陳述に就いて……京都區裁判所 判事 熊谷直之助
集合文書の變造を論ず……堺區裁判所 判事 山下知賀夫
德島縣下の人事訴訟概觀(一)……神戶地方裁判所 判事 小石壽夫
名判官物語(一)……小山松吉
戶籍關係法令考(三〇)……東京控訴院 書記長 前田牧郎
○法曹會決議 ○司法省訓令通牒回答 ○判例要旨
○戶籍事務協議會決議 ○新法令 ○雜報

刑政第48巻第5号

矯正図書館

柴田義彦責任編輯

雜誌 勞働立法

第二卷 第四號

純勞働法月刊雜誌 昭和十年五月十日號

【卷頭言】

內務省社會局の根本的改革を提唱す
漁村疲弊の根本原因と其の對策(一)　農林省水產局漁政課技師　野村貫一
我が國に於ける庶民金融と其の改善策(一)　大藏省銀行局普通銀行課長　上山英三
一般法律學と勞働法(一)　元東北帝國大學教授辯護士　鈴木義男
農民運動と小作立法(二)　辯護士　三輪壽壯
國民健康保險法の社會政策的意義(一)　內務省社會局保險部長　川村秀文
我國に於ける小作事情と小作立法(三)　農林省小作官　坂田英一
我國非常時に於ける勞働運動の特異性(三)　內務省社會局勞政課主任　赤星四七郎
我國產業に於ける婦人勞働者の保護(三)　內務省社會局工場監督官補　谷野セツ子
勞働法判例批評(六)同盟罷業中に於ける違法行爲　元東北帝國大學教授辯護士　鈴木義男
勞働法に關する內務省社會局通牒回答批評(四)　大審院判事　梶田年
新刊批評・長沼弘毅氏著「勞働銀行研究」を讀む　東京地方裁判所判事　村松俊夫
柴田義彦
▼勞働立法月報欄(其の九)▲
國民健康保險法に關する諸家の意見
勞働法學者訪問記(如何なる動機で勞働法を專攻するに至つたか。)四、　元東北帝國大學教授　鈴木義男氏
連續勞働立法講話(四)—勞働法總論各論の全系統に亙る講義　法學博士　孫田秀春
連續工業及勞働政策講話(四)　元大藏省主稅局長　報知新聞論說委員　勞働立法研究所長　青木得三
勞働法閑話(三)官公吏の被傭者性(其の一)　法學博士　森山武市郎
勞働法質疑解答欄(四)　擔當者—孫田秀春—森山武一郎—清水玄—木村清司—柴田義彦
我國勞働運動の今昔物語(三)　赤星四七郎
チユネーヴ國際勞働生活十四年間の思ひ出(五)　鮎澤福子
各法典を基調とする被傭者に關する判例及學說　法學博士　森山武市郎
我國に於ける體系的勞働法判例總攬(其の三)　孫田秀春
我國に於ける體系的勞働文獻集成(其の三)　南部忠藏
法學博士　中野藤吾
勞働立法ニュース(四)—勞働立法研究所日誌—編輯後記

御註文は直接當研究所宛振替貯金を以て一ヶ年分以上御拂込を乞ふ

定價一冊金五十錢郵稅四錢
一年分十二冊金六圓(稅共)
一年分以上の申込者は當研究所會員となり諸種の特典あり

(新住所)
東京市麴町區富士見町一丁目一番地

發行所　勞働立法研究所

振替東京三四八六六番

編輯餘錄

□ 治安維持法改正法律案が流產するの運命に遭つたために自然われわれが刑事政策上たのしんで居た執行猶豫や假釋放や乃至不起訴處分の保護觀察といふものがお流れになつた。しかし、少くとも同案が玆にこの點に於て刑事政策的の足跡をのこしたものであることは決して忘るべきではないと思ふ。

□ 斷種法に關する立法事業は今や世界に渦捲いて居るが、一九三四年のスウエーデン・ノールウエーの新斷種法に對抗して一九三五年二月十九日には斷種の御本家ともいふべきアメリカのニューヨークに於て又此れに關する法案が提案された。とにかく、この種法律が要望される半面には民族純化、强健な國民を作るといふ國家目的が强化されて居ることを看過してはならない。

□ 東京地方裁判所がいよいよ二つに分れ、民事地方裁判所と刑事裁判所とになつた。しかし、他面この東都に於ける犯罪增加の狀態を見るに決して一個の刑事裁判所と一未決監とを以て滿足することは出來ない。更に、刑事裁判所と未決監とを增設して判檢事の審理、搜査に科學的研鑽をつましむるの必要はなきか。同時に、かくすることは終局に於て刑事被告人の法律上の地位を保障することにあらざるか。

□ 最近各所に於て收容者の逃走事件が續發するの傾向が見える。之れは、編輯子が常に强調するところの所謂人的戒護に缺如を來たしたる結果に他ならない。刑務所當局は動もすれば逃走の原由を看守の手不足に歸し或は施設の不備に歸せしめるが、それよりももつと自分たちの心に缺如を來して居る結果であるということを忘れてはならぬ。

□ 快天丸の新造船が出來上つた。武藏に代つて武勳赫々たる大和が浦賀に繫がれることになつた。軍國の春、血氣盛んなるべき少年たちは更に天馬空を走るの勢を以て水の上に更生の途をたどるであらう。

昭和十年四月二十四日—阿き羅—

定價　一冊(稅共)　金二十五錢
　　六冊(稅共)　金一圓五十錢
　　十二冊(稅共)　金三圓
廣告料　一等一頁　金五十圓
　　二等一頁　金四十圓
　　普通一頁　金三十圓

注文
●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御注文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十年五月四日印刷納本
昭和十年五月六日發行

編輯兼發行人　東京市麴町區西日比谷町一番地　伊藤忠次郎
印刷人　東京市葛飾區小菅町一二八四番地　竹田益平
印刷所　東京市葛飾區小菅町一二八四番地　刑務協會印刷部
發行所　東京市麴町區西日比谷町一番地　刑務協會
電話銀座一二三四四・三八二五番
振替口座　東京二五〇五九番

刑政第48巻第5号

矯正図書館

48e Année N° 5 Mai 1935

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

G. Iwamatsu

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.

Motoji, S. — De la surveillance protectrice dans le projet de la loi "Chian-iji."

Yoshimasu, S. — De la psychose causée par la détention (Haft-psychose).

Ogawa, T. — Du problème de la sociologie criminelle.

Mouvement des idées à l'étranger :

Warner, Uncle Sam fighting criminal earnestly

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice